



令和 5 年度

整備主任者法令研修資料



監修

東北運輸局宮城運輸支局

発行

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会

目 次

整備及び検査関係

1、「自動車点検整備推進運動強化月間」あなたと社会の未来が変わる	1
2、東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況について	3
3、特定整備制度概要について	22
4、自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について	35
5、特定整備記録簿の記載方法について	47
6、OBD検査の概要	49
7、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について	56
8、直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります	60
9、前照灯の補修方法に関する不適切な補修の追加について	61
10、検査を行う際の注意事項	62
11、車検手続きのデジタル化のお知らせ	66
12、令和4年5月より車検が通らない対象車の適用が拡大されます（タカタ製エアバックリコール）	68
13、窓口からのOCR記入時のお願い	70
14、重量税照会サービスについて	72

振興会・商工組合関係

1、検査対象軽自動車の自動車検査証の電子化について	73
2、令和4年度自動車特定整備業実態調査結果の概要について	77
3、令和6年10月開始（予定）のOBD検査についてのお知らせ	82
4、自動車整備業賠償共済保険のご案内	87
5、「てんけん安心見舞金」制度のご案内	88
6、ETCセットアップ店 新規募集のご案内	92
7、売掛未収金回収制度のご案内	93
8、クレジット決済取扱店のご案内	94

整備及び検査関係

1, 「自動車点検整備推進運動強化月間」あなたと社会の未来が変わる

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年9月1日
国土交通省東北運輸局

あなたと社会の未来が変わる！

～安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から～

自動車は、使用期間や走行距離に応じて故障・劣化が生じることから、安全にご使用いただくためには、自動車の使用者が責任を持って、適切に点検・整備を行うことが必要です。このため、東北運輸局では、関係団体等と協力し、9月・10月の2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動」強化月間として、点検・整備の必要性や重要性を啓発していきます。

点検・整備の必要性の啓発活動

自動車の使用者には、自動車の不具合による事故防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられています。しかし、使用者に十分理解されているとは言えず、定期点検の実施状況は、乗用車で6割程度に留まっています。

東北運輸局では自動車の点検・整備の必要性を自動車の使用者に伝えるため、自動車点検フェスティバル等の自動車整備関連イベント※1を開催します。

(※1別紙：東北運輸局管内におけるイベント実施計画)



点検整備推進運動ポスター

街頭点検の実施

東北管内では大型自動車等の車輪脱落事故が増加傾向であることから、冬用タイヤへの交換が始まる時期を前にして大型車両のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」を実施し、ドライバー等へ対して、車輪脱落事故防止の点検・整備を呼びかけます。



ホイールナットの点検風景



自動車の点検・整備のことが
詳しくわかります
www.tenken-seibi.com/



クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html



【問い合わせ先】

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 杉本、阿部
TEL 022-791-7534

東北運輸局管内におけるイベント実施計画

県別	月日 時間	実施場所	イベント名	イベントの主な予定
青森	9月3日(日) 10:00~14:30	青森運輸支局構内 所在地:青森県青森市浜田豊田139-13	「自動車点検ふれあい フェスティバル2023」	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー無料点検サービス ・子ども整備士体験 ・クルマ相談コーナー ・白バイ隊員との記念撮影 ・JAF子ども免許証 ・タイヤ交換レース
岩手	9月16日(土) ~ 9月17日(日) 9:30~16:00	岩手産業文化センター アピオ 所在地:岩手県滝沢市砂込389-20	「自動車整備フェスタ2023」 ※岩手放送主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー相談 ・衝突試験車両の映像上映 ・運転適性診断体験 ・子供免許証、キーホルダー作成等
宮城	9月23日(土) 10:00~14:30	勾当台公園市民広場 所在地:宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7	「宮城バスまつり」 ※宮城県バス協会主催への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 ・チラシ配布 ・ポスター掲示 ・マイカー相談等
秋田	9月2日(土) 10:30~14:30	道の駅「うご」~端縫いの郷~ 所在地:秋田県雄勝郡羽後町西馬音内中野200	「マイカー点検フェア」 ※秋田県自動車整備振興会主催	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・無料日常点検 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示 ・トルクレンチ体験
	10月28日(土) ~ 10月29日(日)	秋田ふるさと村 所在地:秋田県横手市赤坂字富ヶ沢62-46	「あきたNEXTモーターフェス2023」 ※あきたNEXTモーターショー 実行委員会主催	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー点検教室 ・マイカー相談所 ・自動車構造・装置のカット模型展示
山形	10月14日(土) ~ 10月15日(日)	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 所在地:山形県山形市平久保100番地	(予定) 「マイカー点検フェスティバル2023」 ※「やまがた環境展」への出展	<ul style="list-style-type: none"> (予定) ・マイカー相談 ・マイカー無料点検 ・劣化部品展示 ・スタンプラリー ・ペーパークラフト作成 ・子ども免許証発行等
福島	9月30日(土) ~ 10月1日(日) 10:00~16:00	ビッグバレット郡山 所在地:福島県郡山市南2丁目52	「くるまの点検フェア」 ※福島放送局主催「KFBまつり」への出展	<ul style="list-style-type: none"> ・子供免許証交付 ・キッズメカニック体験 ・カットエンジン展示 ・自動車部品展示

※実施日や時間・会場等は予告なく変更となる場合があります。

2,東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況について

《発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、宮城県政記者会
秋田県政記者会、山形県政記者会、福島県政記者クラブ》

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年9月29日
東北運輸局

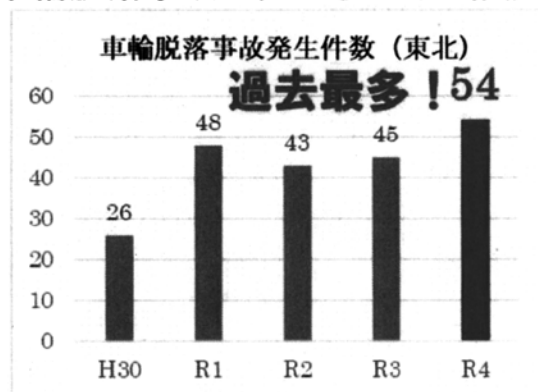
大型車の車輪脱落事故が過去最多！

東北地域の令和4年度に発生した大型車の車輪脱落事故発生件数は、過去最多を記録し、全運輸局別発生件数もワースト1の状況となっています。この状況を踏まえ、東北運輸局では10月から2月末までの5か月間を「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」として、各種取り組みを実施します。

1. 東北運輸局管内の令和4年度大型車※1の車輪脱落事故の発生状況(速報値) (詳細は「別紙1」参照)

- ✓ 事故発生件数は54件(前年度比9件増)。
- ✓ 54件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが27件。
- ✓ 全体の約99%は大型貨物自動車によるもの。
- ✓ 車輪脱落箇所は左後輪に集中している。

※1 大型車：車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

車輪脱落箇所が左後輪に集中し、多くは車輪脱着作業後1か月以内に脱落している特徴を踏まえ、各種取り組みを実施します。

【主な取り組み】

- ✓ 大型トラックの運転者を対象とした、「休憩後」「食事後」「荷扱い後」等、運転席に乗り込む前に左後輪の状況をチェックする、「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施。
- ✓ 車輪脱落事故防止のポスター、チラシ※2、事故防止啓発映像等を用いて、事故防止対策の周知徹底。
- ✓ 大型車のホイール・ナットの取付状況を確認する「街頭点検」の実施。

【実施期間】

令和5年10月1日～令和6年2月29日

※2 チラシは別紙2参照



(令和4年度の街頭点検の様子)

〈問い合わせ先〉

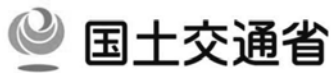


なくそう! 車輪脱落

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課 杉本、阿部
保安・環境調整官 原子、安部
TEL:022-791-7534

大型車の車輪脱落事故が過去最多！

令和5年9月 東北運輸局自動車技術安全部



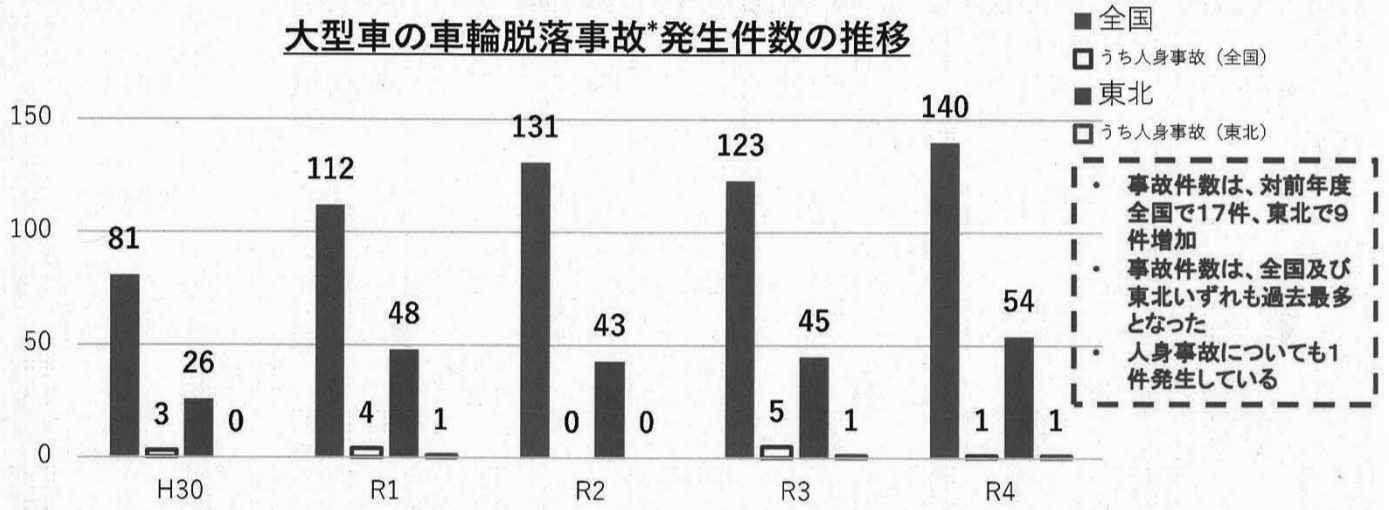
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

掲載事項

- ① 令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）
- ② 大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果
- ③ 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

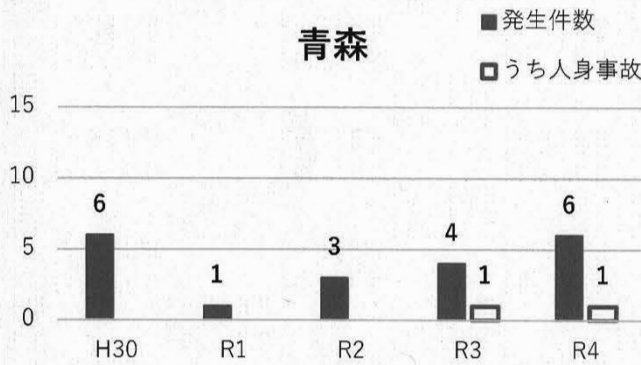
大型車の車輪脱落事故*発生件数の推移



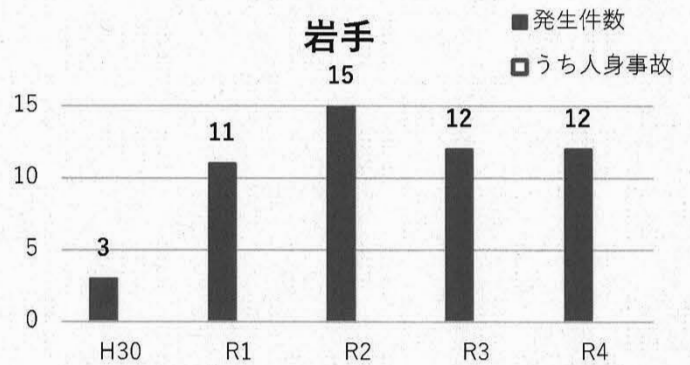
・ 事故件数は、対前年度全国で17件、東北で9件増加
 ・ 事故件数は、全国及び東北いずれも過去最多となった
 ・ 人身事故についても1件発生している

※車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

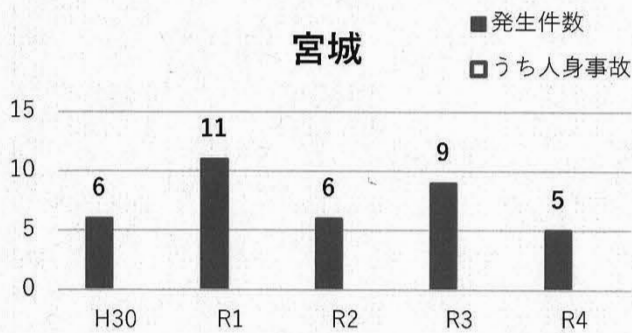
青森



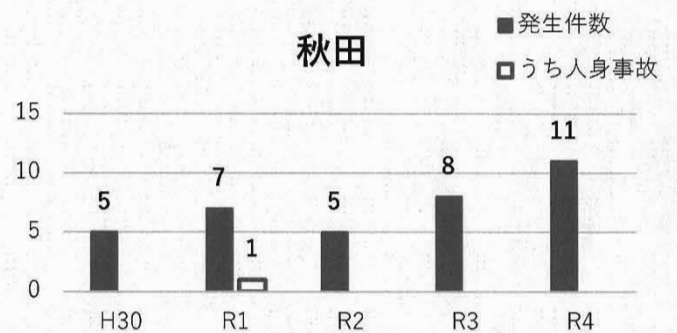
岩手



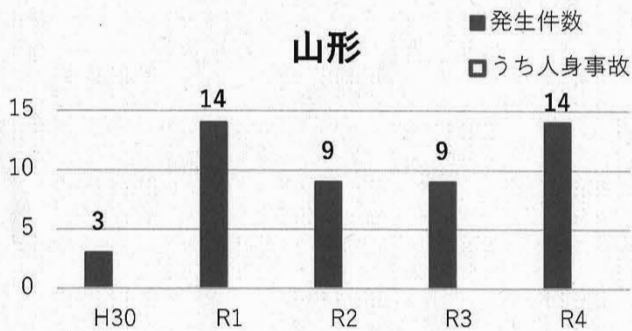
宮城



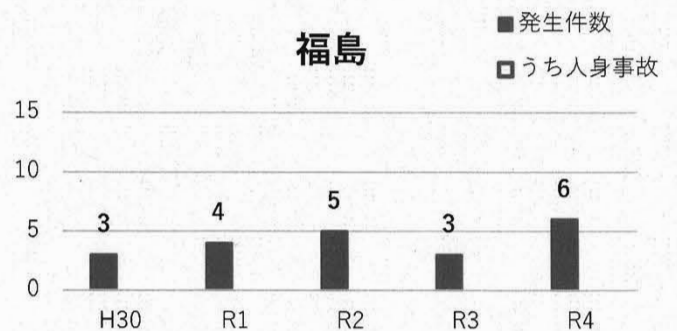
秋田



山形



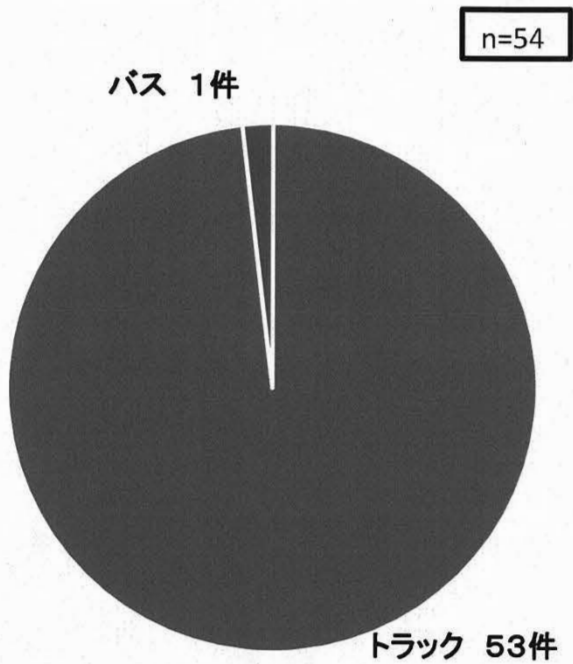
福島



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

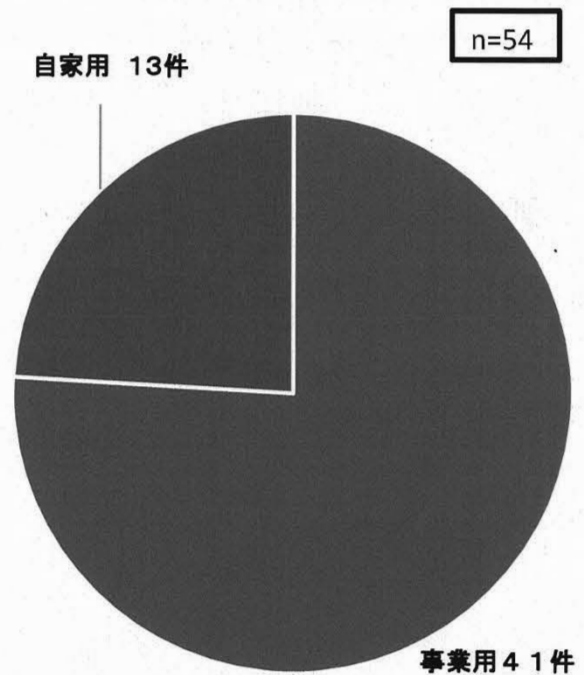
①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

業態別(大型バス・大型トラック)



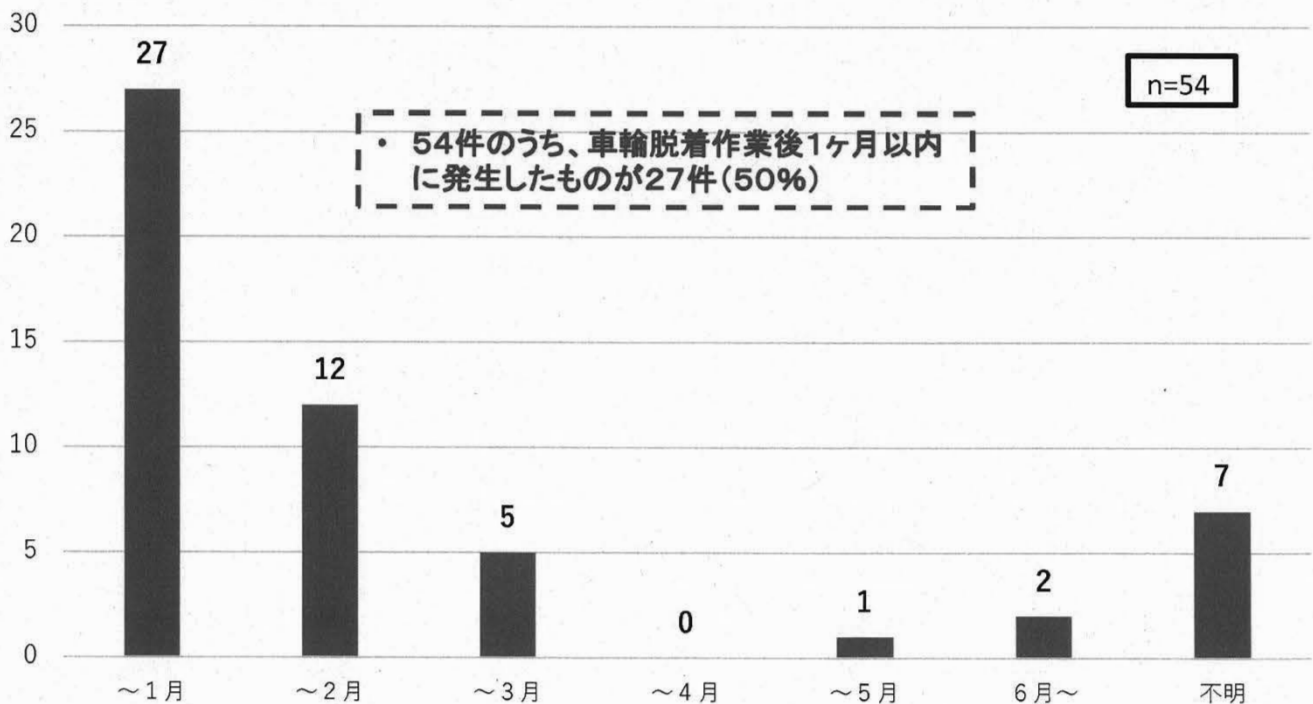
・ バスでも1件発生しているが、
ほぼトラックが脱落している

事業用・自家用別



・ 前年度から事業用が9件増加

車輪脱着作業から事故発生までの期間別件数



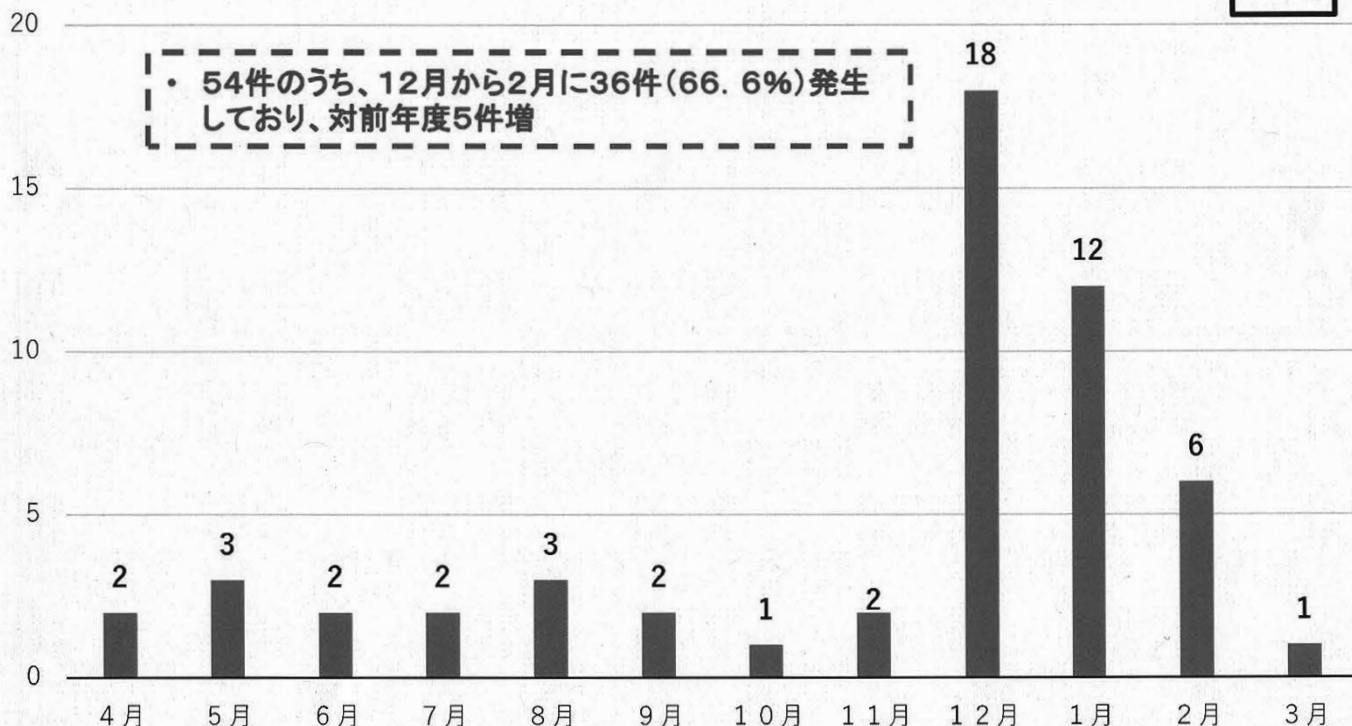
・ 54件のうち、車輪脱着作業後1ヶ月以内に発生したものが27件(50%)

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

発生月別車輪脱落事故発生状況

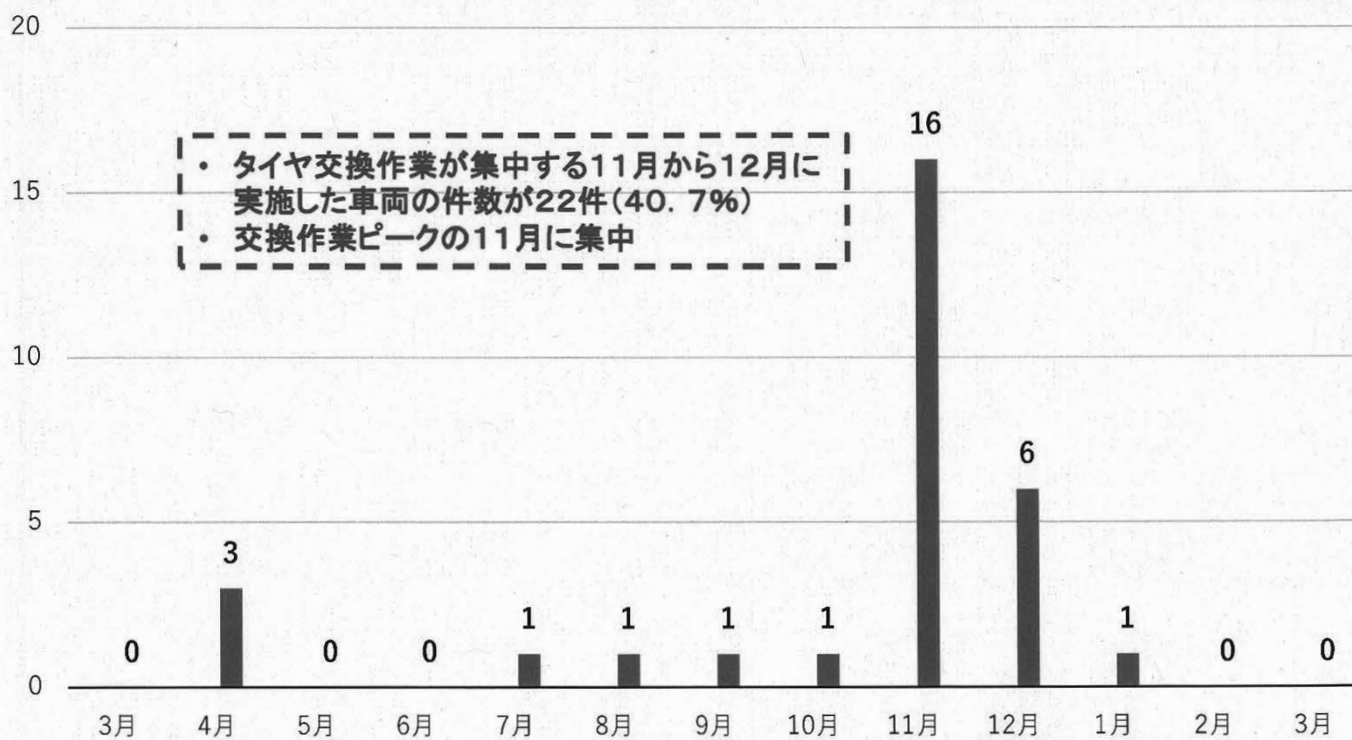
n=54



月別タイヤ交換実施件数

(タイヤ交換後3ヶ月以内に車輪脱落したもの)

n=30

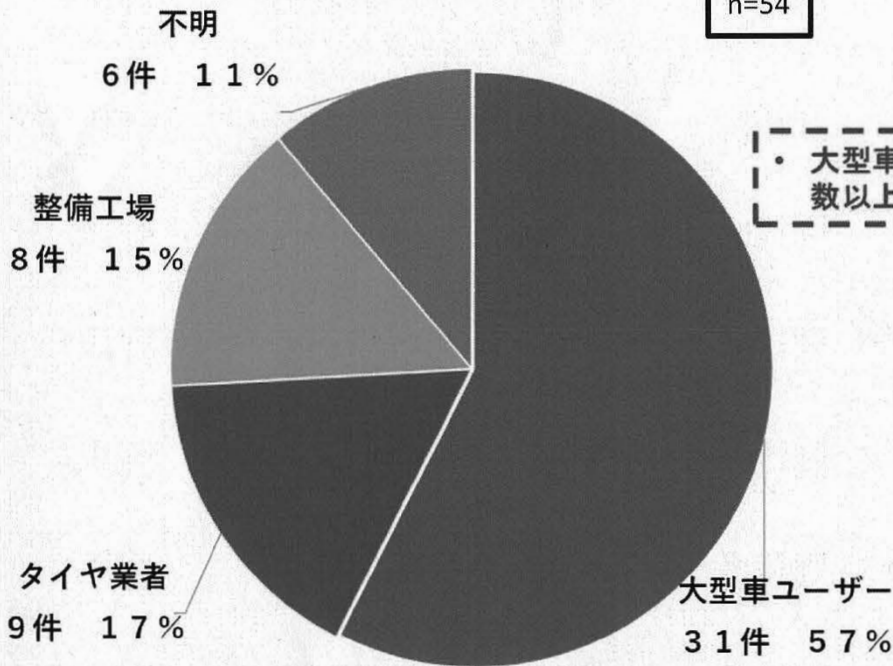


出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

タイヤ脱着作業実施者別

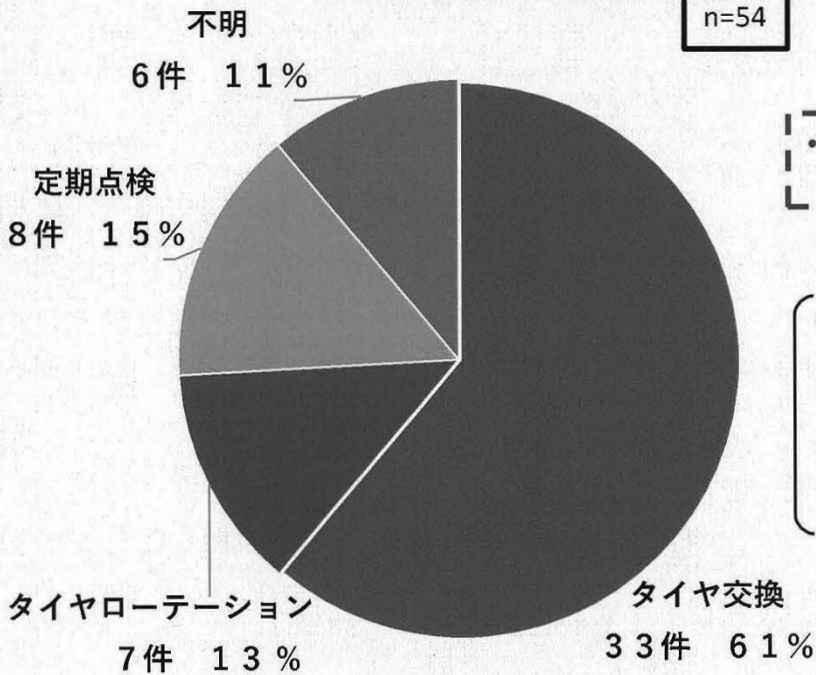
n=54



・大型車ユーザーの交換によるものが半数以上を占める傾向で前年度と同比

タイヤ脱着作業内容別

n=54



・タイヤ交換、タイヤローテーションが大半を占める

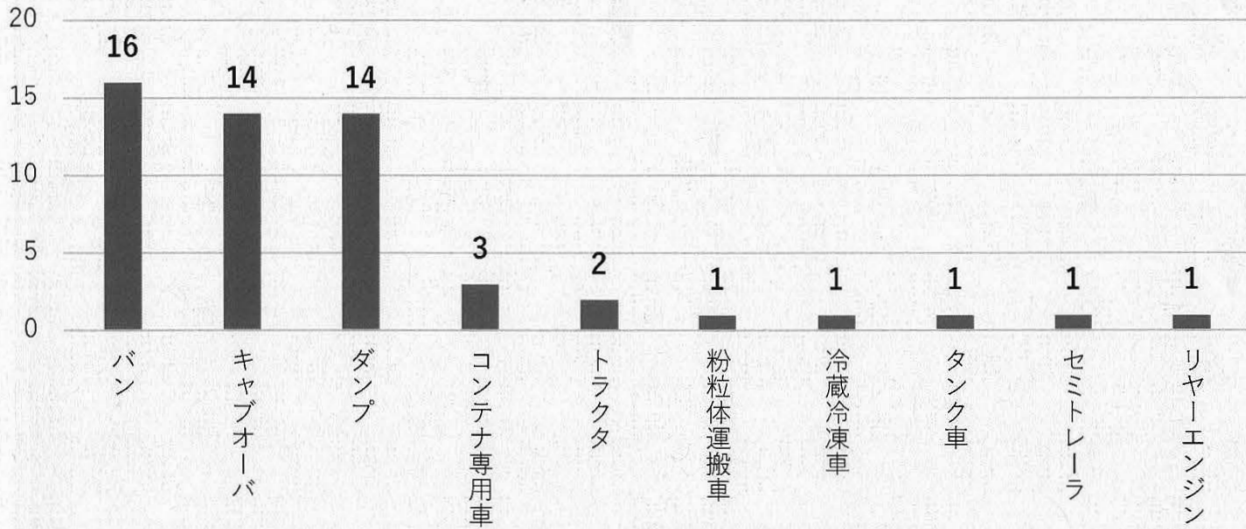
- タイヤ交換
 - ・通常タイヤから冬用タイヤへの交換
 - ・冬用タイヤから通常タイヤへの交換
 - ・パンクや摩耗したタイヤの交換 など
- タイヤローテーション
 - ・タイヤの摩耗が偏る事を防止するため、前後・左右のタイヤを入れ替える

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

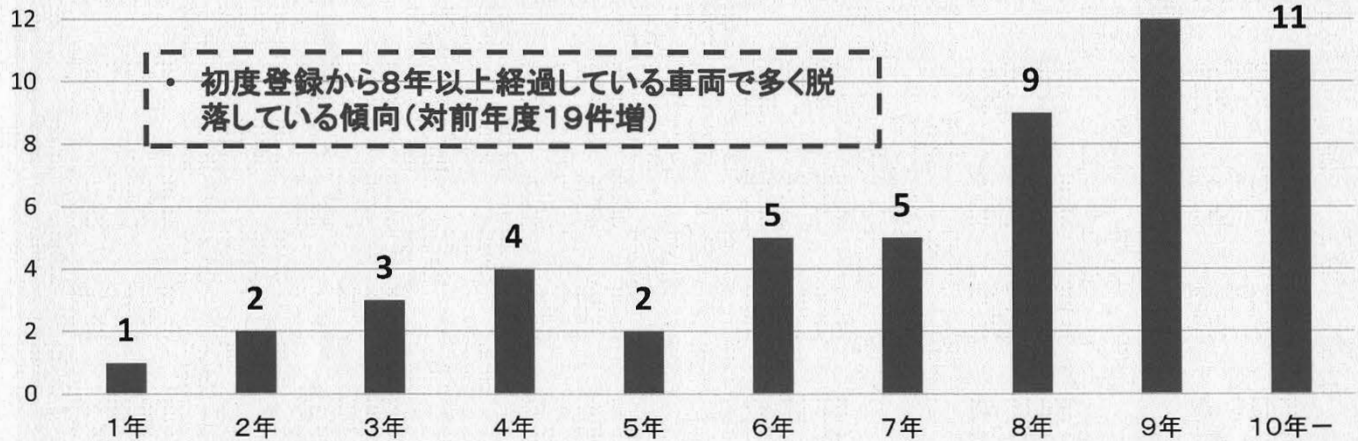
車体の形状別発生件数

n=54



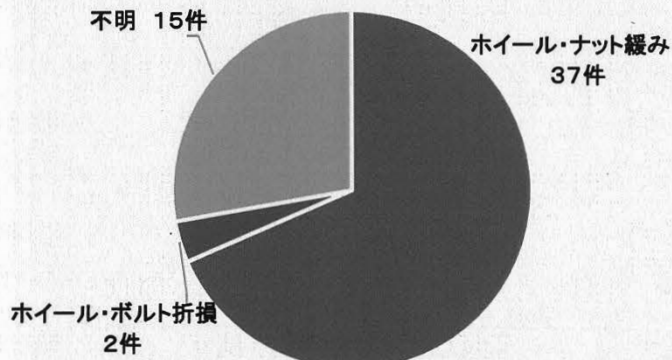
登録年から事故発生までの車齢

n=54



タイヤ脱落時の原因

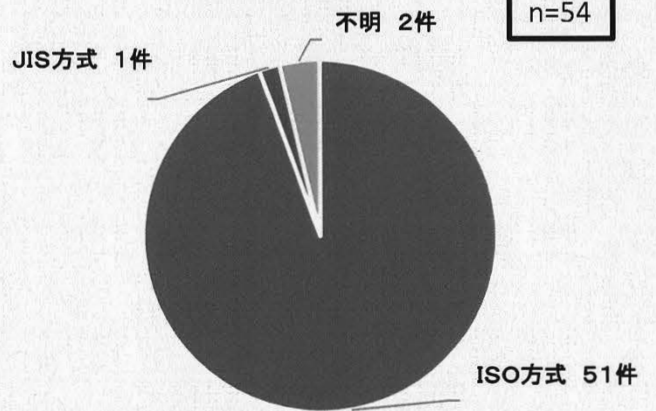
n=54



大半はホイール・ナットの緩みによるもの

締め付け方式

n=54

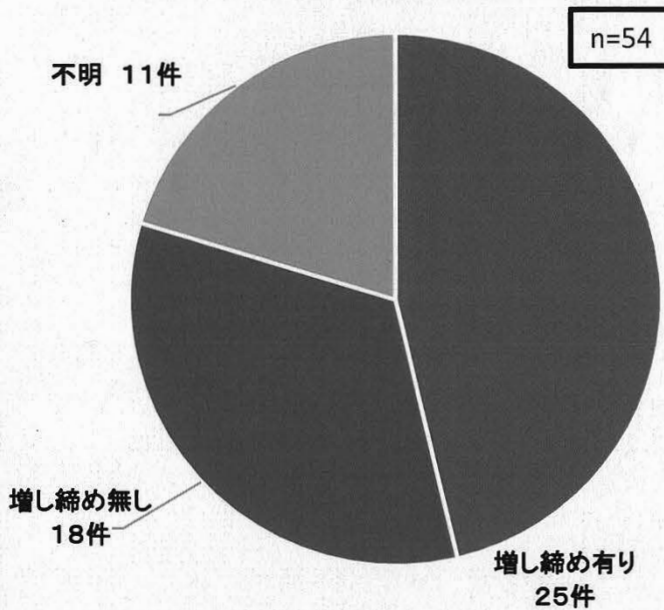


大半はISO方式

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

①令和4年度東北管内車輪脱落事故発生状況（速報値）

脱着作業後の増し締め実施の有無



「増し締め有り」25件について、脱落の主な推測要因

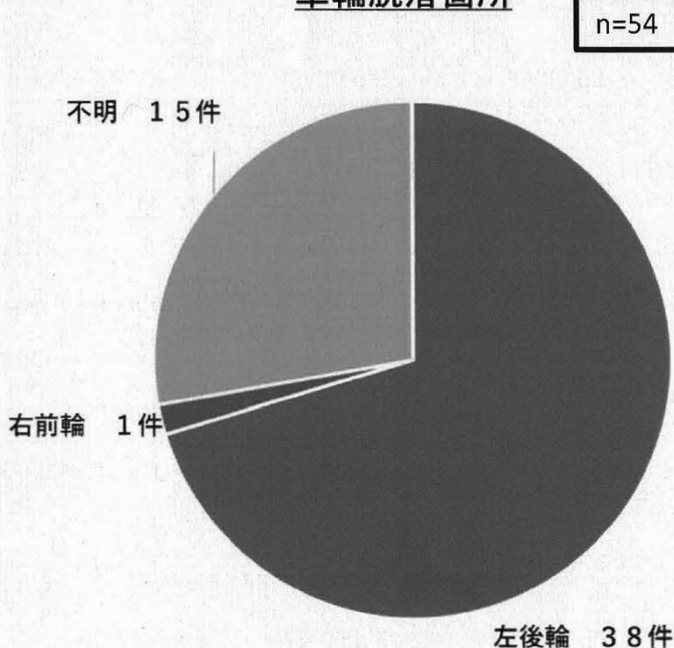
- ・ ホイール・ボルト等の劣化・摩耗
- ・ ホイール・ボルト、ナット等のネジ部、ハブ面の錆・汚れ

- ・ 「増し締め有り」25件は、大半が大型車ユーザー自ら車輪脱着作業を実施し、増し締めも実施しているが、1ヶ月以内に脱落事故が12件発生している。
- ・ 車齢8年以上経過している車両が15件と大半を占めている。
- ・ 経年劣化の影響もあり、ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の除去不十分や潤滑剤の塗布不十分等により、適正な締め付け力を得られず脱落に至ったと推測。
- ・ 日常点検において、確認が不十分であり、緩みに気づくことができず脱落に至ると推測。

【対策の方向性】

- ネジ部、ハブ面の錆、汚れ等の清掃作業や適切な潤滑剤の塗布を実施
- 劣化、摩耗が進んだホイール・ボルト、ホイール・ナット等は早めに交換
- 日常点検等における、マーキング、ホイール・ナットマーカ等の活用

車輪脱落箇所



左後輪タイヤの脱落割合が高いことの推定原因

- 左後輪タイヤが多く脱落する原因については以下の可能性が考えられる。
- ・ 右折時は、比較的高い速度を保ったまま旋回するため、遠心力により積み荷の荷重が左輪に大きく働く。
- ・ 左折時は、低い速度であるが左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く。
- ・ 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左（路肩側）に傾き、左輪により大きな荷重がかかる。
- 前輪は、ホイール・ナット緩み等の異常が発生した場合、ハンドルの振動等により運転手が気づきやすい。

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

東北運輸局では、令和4年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施し、大型車を取り扱う指定工場に対し、監査等の機会を通じて増し締め周知方法等のヒアリングを管内計38事業場を実施した。

ヒアリング内容

□ 12ヶ月点検における増し締めの周知方法

・点検整備記録簿への記載 ・増し締めを促すお知らせチラシ等の配布 ・していない

□ 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性等の説明

・している ・していない

□ 事業場における増し締め作業の依頼状況

・有り ・無し

□ 増し締めの必要性に係る自動車使用者の認識

・認識できている ・概ね認識できている ・あまり認識できていない ・認識できていない

□ タイヤを取り付ける際、ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況

(※ハブやネジ部を清掃し、適切な部品を使用し、インロー部、ネジ部及びナット部にエンジンオイル等を塗布して、タイヤホイールを装着した場合において、はじめて適切な締め付けができることを理解しているか。)

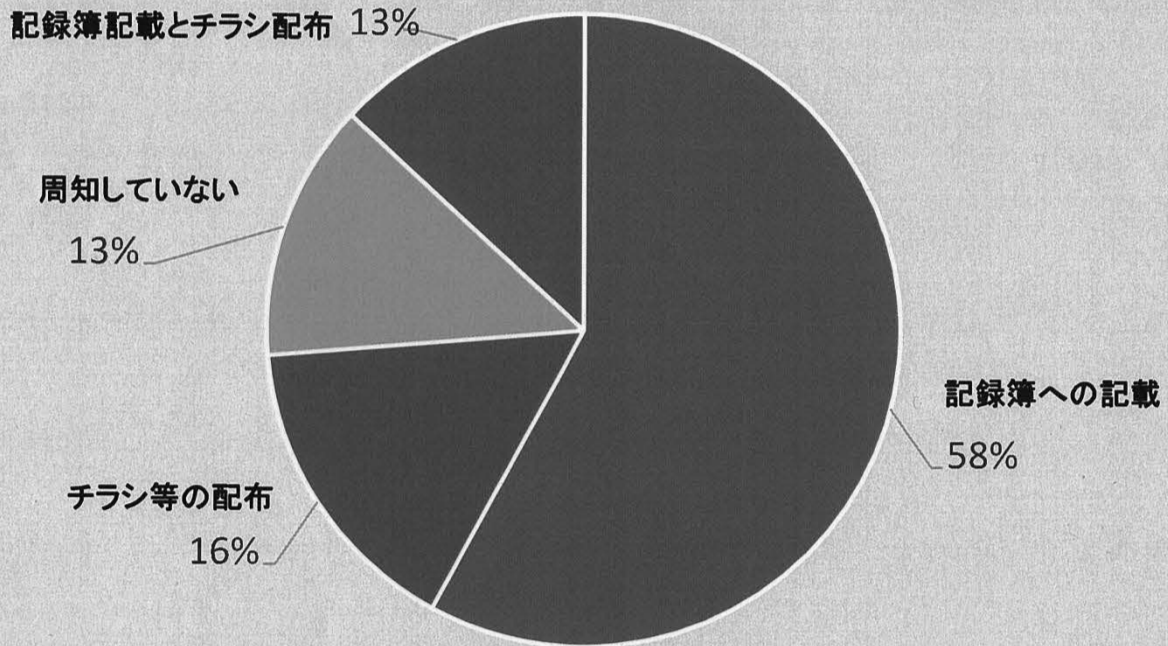
・行っている ・行っていない

□ 使用限度に達しているホイールボルト、ホイールナットの使用禁止に関する自動車使用者の認識

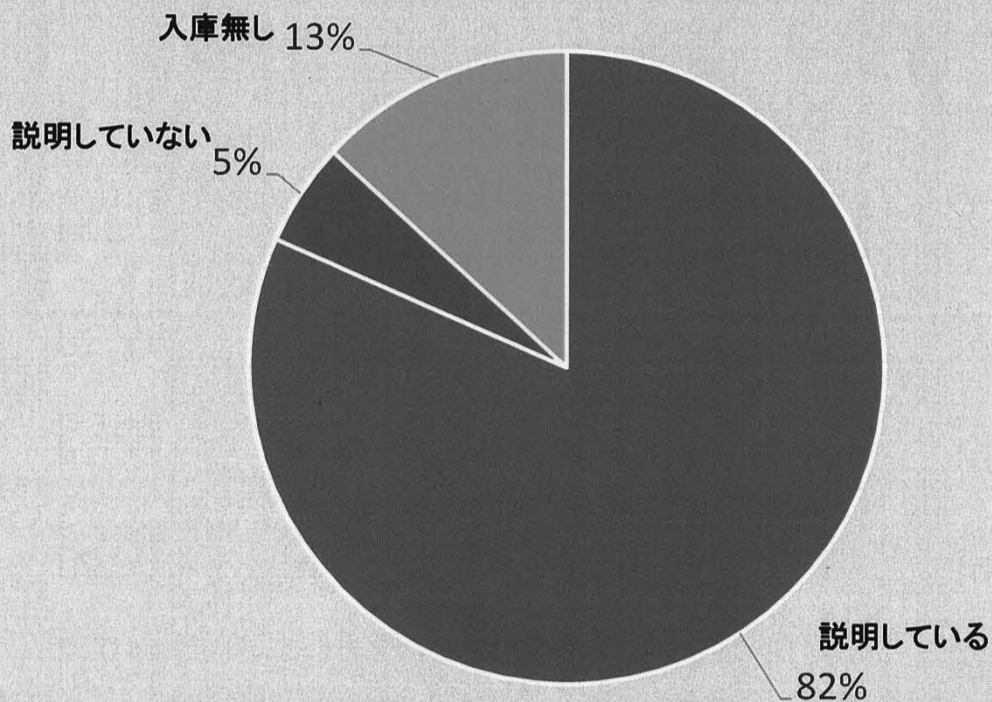
・認識できている ・概ね認識できている ・あまり認識できていない ・認識できていない

②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

1. 12ヶ月点検における増し締め周知方法

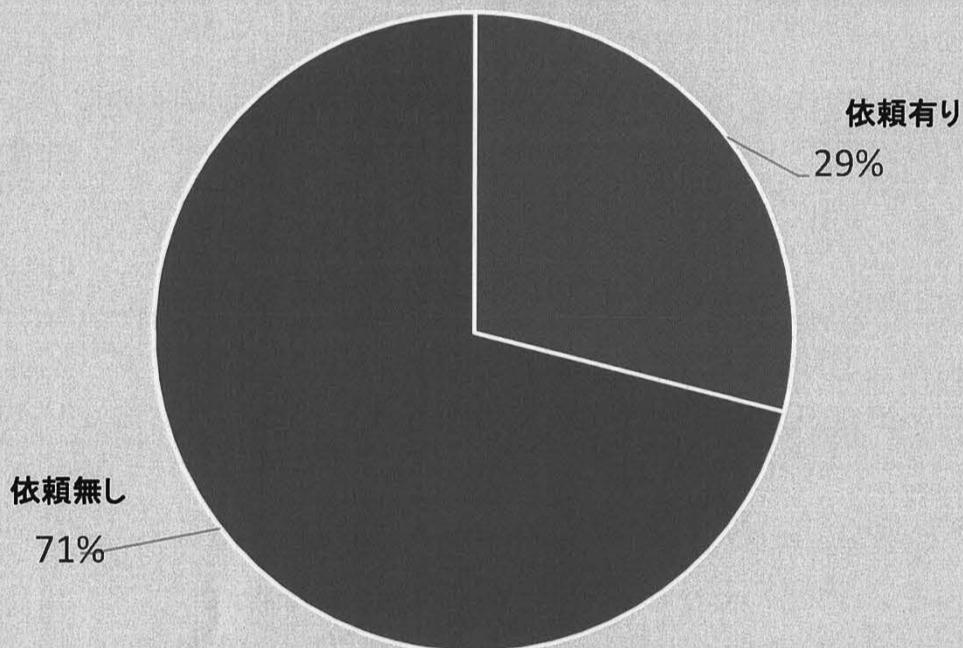


2. 初めて入庫する車両(事業者)等への増し締めの必要性の説明

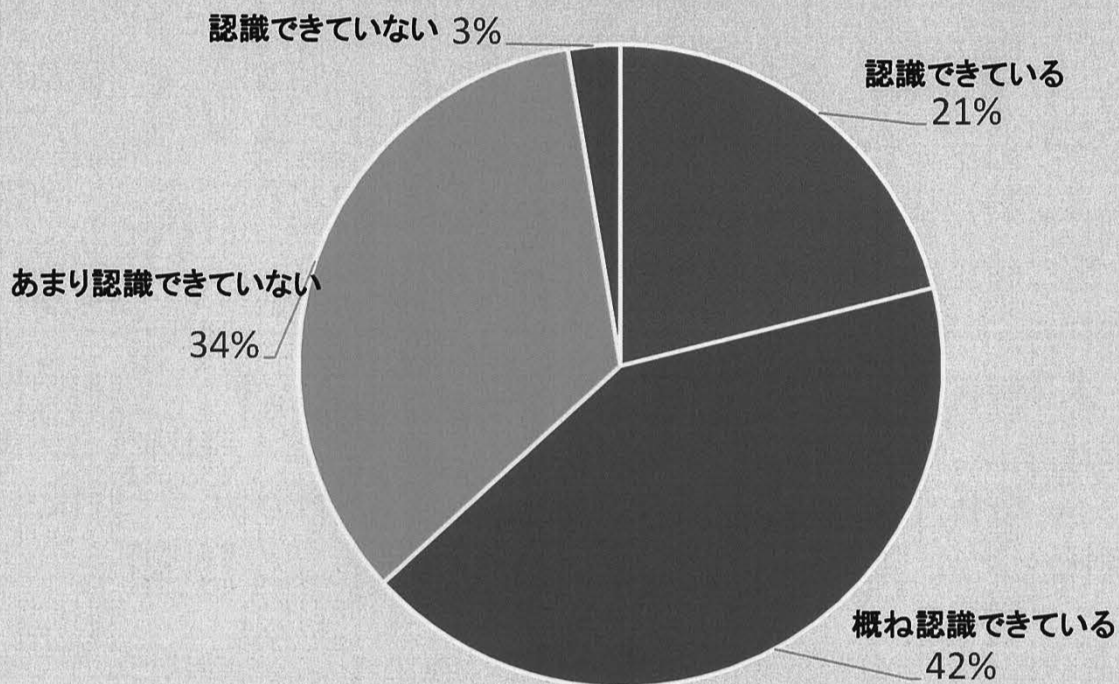


②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

3. 事業場における増し締め作業の依頼状況

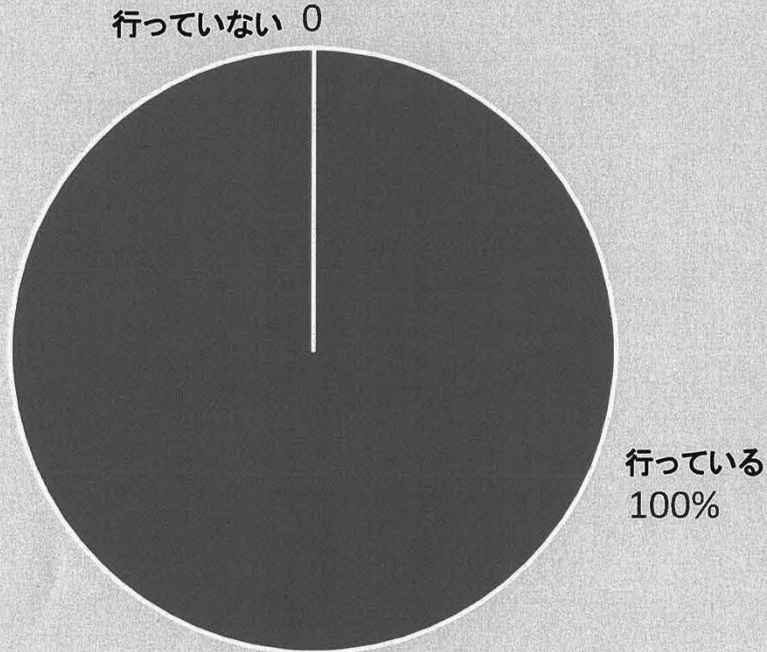


4. 増し締めの必要性に係る使用者の認識

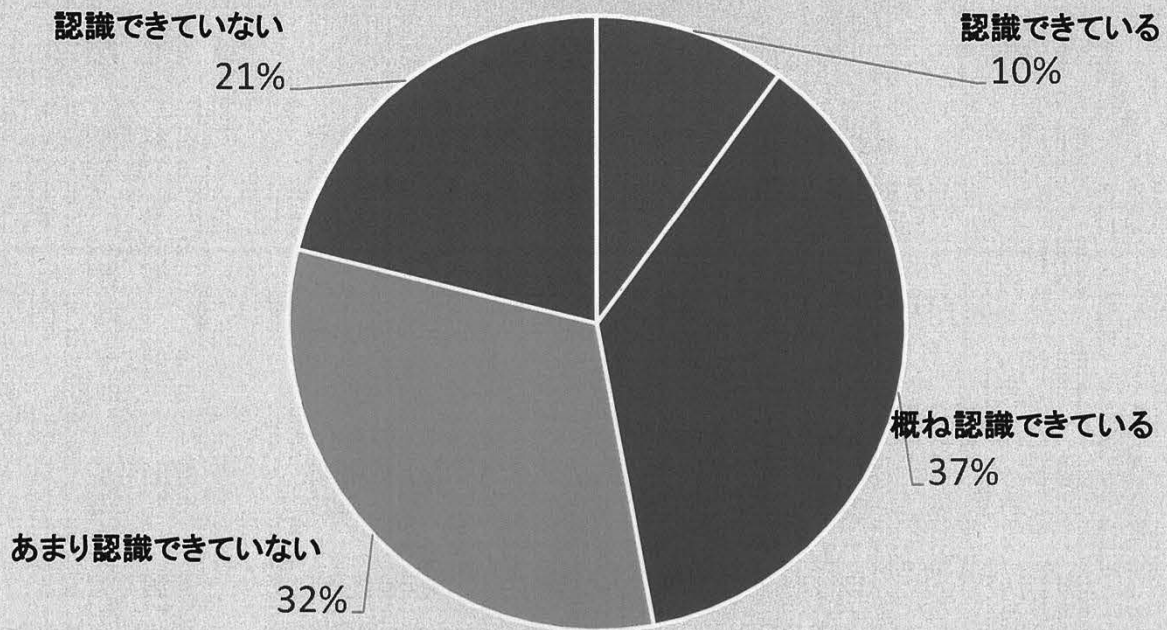


②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

5. ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイル等の塗布状況



6. 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの
使用禁止に関する使用者の認識



②大型車を取り扱う指定工場の監査時による実態調査結果（令和4年度）

ヒアリング結果 管内計：38事業場

- 点検時、増し締めのお知らせは、13%（5事業場）が周知していない。
- 初めて入庫する車両や使用者等への増し締めの必要性を、5%（2事業場）が説明していない。
- 増し締めの必要性について、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答したのが37%（14事業場）
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布状況について、38事業場全て実施している。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ナットの使用禁止を、使用者があまり認識できていない又は認識できていないと回答した事業場が約半数（53%）

事業者の皆様へ

- 点検時に増し締めの必要性を使用者等に説明するとともに、記録簿への記載やチラシ等により周知すること。
- ハブやネジ部及びナット部の清掃やエンジンオイルの塗布を、引き続き徹底すること。
- 使用限度に達しているホイール・ボルト、ホイール・ナットは使用しないことを、使用者等へ周知すること。

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

車輪脱落事故を起こした車両は、劣化したホイール・ナット等が使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナット等の清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を公開しております。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。



国土交通省YouTubeチャンネル

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRll2zJVaaybwEEKAmD5YVi



啓発動画QRコード

③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

<動画一覧>

- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順：10分程度
- ◆ 適切なタイヤ脱着作業手順＋作業主旨の解説：15分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順：3分程度
- ◆ 適切なタイヤ保守管理作業手順＋作業主旨の解説：5分程度

<適切なタイヤ脱着作業手順>



<適切なタイヤ保守管理作業手順>



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

1.車輪取り外し



2.清掃・点検



3.潤滑剤の塗布



4.車輪の取り付け



5.ホイール・ナットの締め付け作業



6.ホイールボルトおよびナットへのマーキング、インジケータの取付け



7.作業終了確認



③大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画（令和4年度）

<ディスク・ホイール取り付け後の増し締め>



<日常点検>

1.目視での点検(ナットの緩み以外)



2.点検ハンマー等を使用しての緩みの点検



3.タイヤの点検



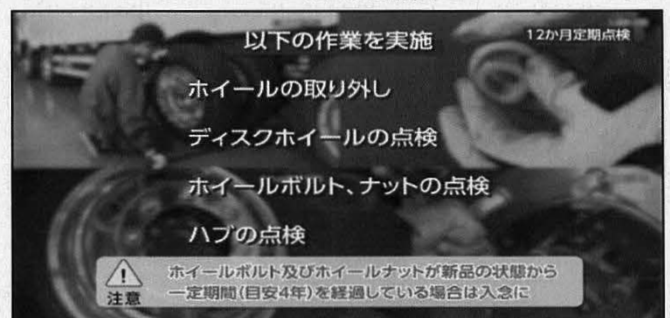
4.日常点検表の活用



<3か月定期点検>



<12か月定期点検>



トラックドライバーの皆様へ

大型車の車輪脱落事故 東北地方で多発中!

タイヤが歩行者に衝突するなど重大な事故に
発展するおそれがあります。



車輪脱落事故の
恐ろしさを知って!!

動画はこちら→



大型車のタイヤ交換等には守っていただくルールがあります。 適切な作業をお願いします!!

◎ホイールボルト・ナットの清掃の実施

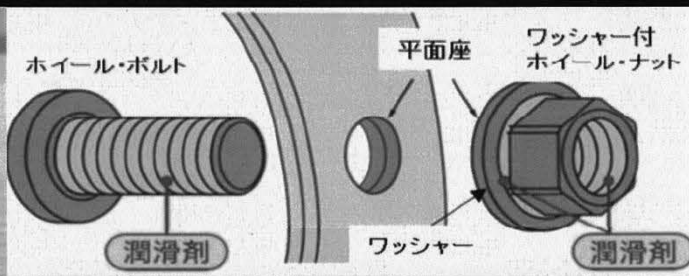
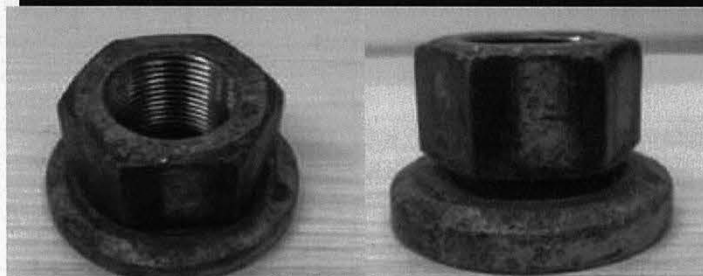
◎ホイールボルト・ナットへの給脂

◎日常点検整備の確実な実施

◎著しく錆びたホイールボルト・ナットの使用禁止

◎規定トルクによるホイールナットの締め付け

◎タイヤ交換後、50km~100km走行後の増し締め



車輪脱落事故を起こした車両の
ワッシャー付ホイール・ナット

潤滑剤の塗布箇所

※ナットとワッシャーの間に、潤滑剤を忘れ
ずに塗布してください

裏面もご覧ください。➡



国土交通省東北運輸局

日常点検整備の
動画はこちら→



事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



ち

ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させるとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずれかかっている場合は、ナットを交換してください。

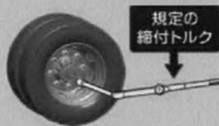
ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



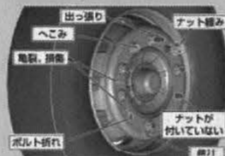
- 初期なじみのため、タイヤ交換後50~100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケーター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会 日本自動車三菱ふそうトラック・バス UDトラック 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ農工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



3,特定整備制度概要について

特定整備制度概要

0

分解整備の範囲拡大

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

① 先進技術の点検整備のあり方

【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

道路運送車両法(第49条第2項)新旧

分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

（※）道路運送車両法施行規則第3条において規定

1

分解整備の範囲拡大

道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の^①取り外し、^②取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限る、次号に掲げるものを除く。）^③

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

2

認証のパターン

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

(I) 分解整備のみを行うパターン

(II) 電子制御装置整備のみを行うパターン

(III) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

【特定整備(I・IIの両方を指す)】



3

電子制御装置整備とは

対象となる作業

自動車の安全な運行に直結するものや、整備作業の難易度が高い(整備要領書やスキャンツールの活用が必要)なものとして、以下を、特定整備の対象となる作業(電子制御装置整備作業)とする。

Lv3
以上

① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれがある整備・改造

② 衝突被害軽減制動制御装置(いわゆる「自動ブレーキ」)、自動命令型操舵機能(いわゆる「レーンキープ」)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等の取り外しや機能調整(※)

※ カメラを接続したことをECUに認識させるコーディング作業や、カメラを取り外さずに行う光軸調整など、上記の取り外しを伴わない整備・改造

Lv3
未満

③ ①、②に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

※ その後、カメラ等の機能調整が必要となるため

市販車に搭載されている、(→)前方をセンシングするためのデバイスの例
カメラ(単眼/複眼)、ミリ波レーダー、赤外線レーザー



4

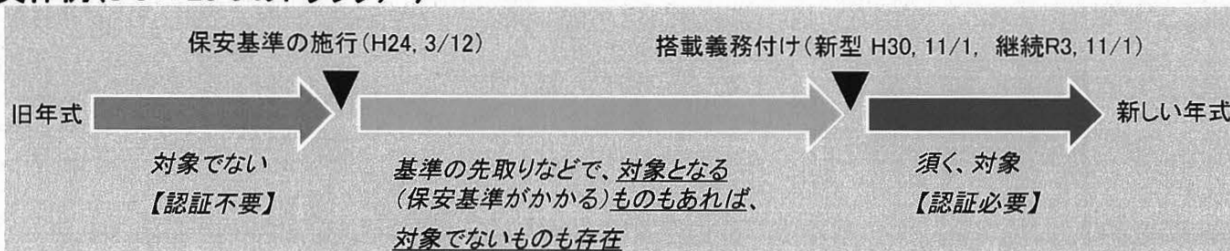
電子制御装置整備とは

- 電子制御装置整備の対象となる車両は、保安基準が設定されている装置を備えるもの。ただし、安全面を考えれば、保安基準対象でないものであっても認証工場に委託することが安心。
- 対象車両の情報については、国や関係団体において、自動車の使用者や整備事業者において利用しやすいよう提供(HP等)。

〈保安基準の設定状況〉

対象装置名	現状の基準	今後の見込み
自動運行装置(Lv3以上のもの)	なし	改正法の公布から1年以内に基準を策定
衝突被害軽減制動制御装置(自動ブレーキ)	大型車に義務付け	乗用車についても、義務付け
自動命令型操舵機能(レーンキープ)	備える場合、基準あり	-

〈具体例(8t～20tのトラック)〉



5

認証基準（分解整備）

※普通自動車(乗用車)の例			分解整備								
			原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置		
設備	屋内作業場	点検作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	2.8m以上	
			奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	6.5m以上
		天井高さ	対象とする自動車について分解整備又は点検を実施するのに十分であること								
		車両整備作業場	間口	4m以上	←	←	←	←	←	←	2.8m以上
			奥行	8m以上	6m以上	←	←	←	←	←	6.5m以上
	部品整備作業場	8㎡	5㎡	←	←	←	←	←	←	←	
	床面は平滑であること										
車両置場	間口	3m以上	←	←	←	←	←	←	←	←	
	奥行	5.5m以上	←	←	←	←	←	←	←	←	
作業機械等	作業機械		プレス、エアコンプレッサ、バイス、チェーンブロック、ジャッキ、充電器								
	作業計器		ノギス、トルクレンチ								
	点検計器及び点検装置		サーキット・テスタ、比重計、コンプレッション・ゲージ、ハンディ・バキューム・ポンプ、エンジン・タコ・テスタ、タイミング・ライト、シクネス・ゲージ、ダイヤル・ゲージ、トーイン・ゲージ、キャンバ・キャスト・ゲージ、ターニング・ラジャス・ゲージ、タイヤ・ゲージ、検車装置、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器								
	工具		ホイール・ブーラ、ベアリング・レース・ブーラ、グリース・ガン又はシャシ・ルブリケーター、部品洗浄槽								
工員要件	工員数		2人以上								
	自動車整備士の最低要件		1級 or 2級自動車整備士が1人以上								
	自動車整備士保有割合		1/4以上(1級 or 2級 or 3級自動車整備士数/全工員数)								
	整備主任者の資格要件		1級 or 2級自動車整備士								

《従来の分解整備の認証基準から変更無し》 6

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例			電子制御装置整備	
			自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
設備	電子制御装置点検整備作業場※3	間口	2.5m (屋内※1 2.5m) 参考: 現行の基準 4m	←
		奥行	6m (屋内※2 3m) 参考: 現行の基準 8m	←
		天井高さ	対象とする自動車についてエーミング作業を実施するのに十分であること	←
		床面は平滑であること		←
	車両置場	間口	3m以上	←
		奥行	5.5m以上	←
作業機械等	作業計器(保有義務)		水準器	←
	点検計器及び点検装置(保有義務)		整備用スキャンツール(性能及び機能要件を規定)	←
	整備に必要な情報の入手(義務)		点検・整備に係る情報(機器を含む)を入手できる体制(例: 整備作業要領やPC、ネット環境等)	←
	その他(自動運行装置に限る)		自動運行装置を装備した自動車の自動運行装置の点検・整備に必要な技術情報を入手できること	←

※1 屋内の間口については、エーミングに必要な寸法、自動車の全幅及び作業スペース分0.5mを考慮した数値

※2 屋内の奥行については、エーミングに必要な寸法に、自動車の前部付近での作業スペース分2mを加えた数値

※3 電子制御装置点検整備作業場は、点検作業場、車両整備作業場のほか完成検査場と兼用可

7

認証基準（電子制御装置整備）

※普通自動車(乗用車)の例		電子制御装置整備	
		自動運行装置を含む	自動運行装置を除く
工員要件	工員数	2人以上	←
	自動車整備士の最低要件	「1級(二輪を除く)」 or 「[1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士]+講習」が1名以上	←
	自動車整備士保有割合	1/4以上(1級 or 2級 or 3級 or 車体整備士 or 電気装置整備士数/全工員数)	←
	整備主任者の資格要件	「1級(二輪を除く)」 or 「[1級(二輪) or 2級整備士 or 車体整備士 or 電気装置整備士]+講習」	←

分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターンについて

分解整備及び電子制御装置整備の全ての要件に適合することが必要

(例)整備主任者は、1級整備士(二輪を除く) or [1級(二輪) or 2級整備士] +講習を受けた者のみ選任可

8

運輸支局長等が行う講習

- 整備工場が早急に認証を取得できる環境を確保するため、当面の間、運輸支局長等が行う講習により整備主任者としての要件を満たせるよう措置を講じる。
- 講習は、
 - ① 学科(自動車特定整備事業に係る法令等)
 - ② 実習(エーミング作業等)
 - ③ 試問(学科及び実技の講習内容に基づく筆記試験)
 とし、整備主任者に必要な知識及び技能を習得させる。

- 一定の要件を満たした外部の研修(自動車整備振興会や自動車車体整備協同組合などが実施するもの)については、実習に代えることが可能。
- 施行と同時に認証の取得ができるよう、講習は先だって実施。

- 講習を受講するための前提となる自動車整備士資格(※)についても、資格習得のための環境を用意。

※ 2級自動車整備士、自動車車体整備士、自動車電気装置整備士

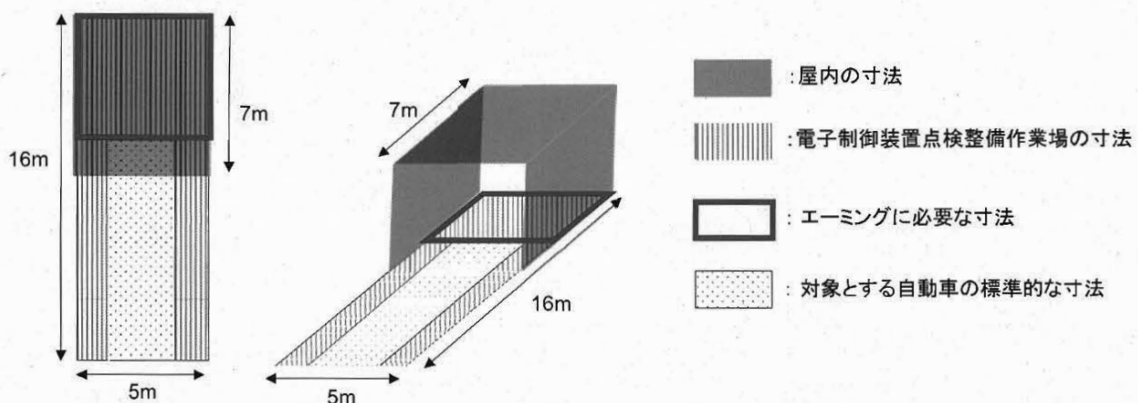
9

電子制御装置点検整備作業場の寸法要件

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法: 奥行×間口)

普通自動車(大型)の例



10

整備用スキャンツールの性能及び機能

- 電子制御装置を点検した結果、保安基準不適合又は保安基準不適合のおそれの確認された場合、OBD検査の対象となる装置の故障を解消するための整備箇所を特定することが可能な「整備用スキャンツール」が必要。
- このため、電子制御装置整備の認証要件として「整備用スキャンツール」の設置を義務付け。
- 「整備用スキャンツール」の性能及び機能については、技術要件を課す。

〈 技術要件 〉

少なくとも一車種以上の車両において、

OBD検査の対象となる装置(自動運転装置、制動装置、かじ取り装置、排出ガス発散防止装置等)の点検及び整備が適切に実施できる性能及び機能を有していること。

※OBD検査に必要となる「検査用スキャンツール」の性能及び機能と区別をつける。

✓ 故障を解消するために必要な機能

- DTC読取・消去機能
- 前方監視用のカメラ、レーダー等の機能調整
(いわゆるエーミング作業) 等

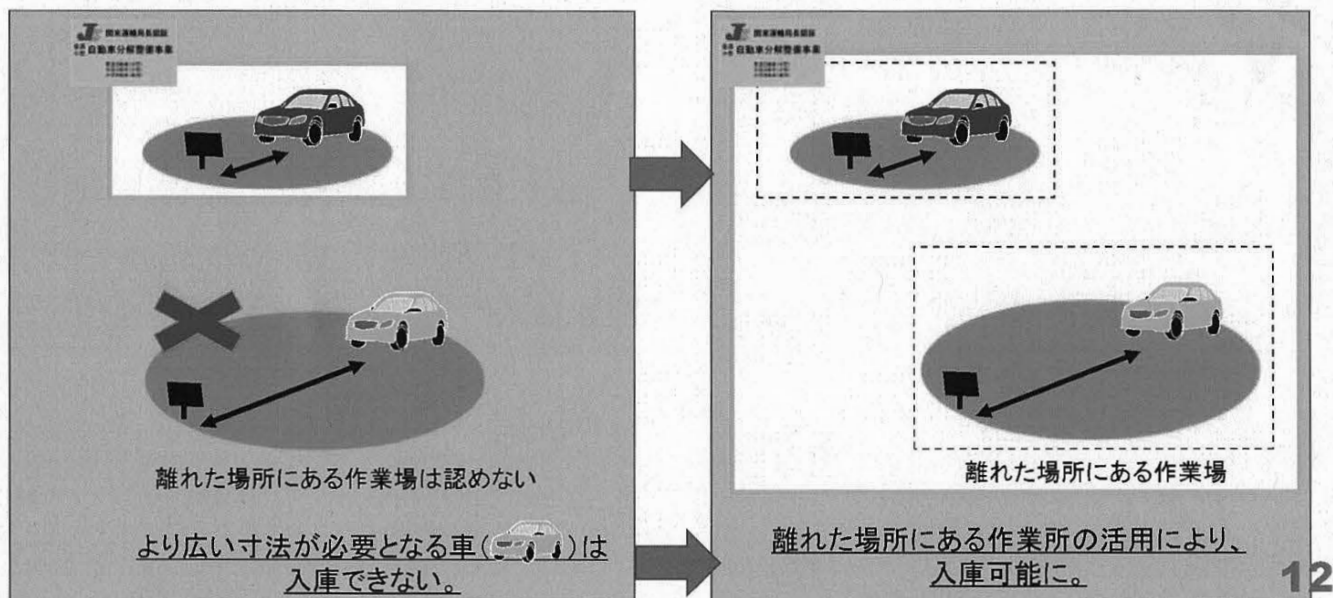


《 整備用スキャンツールイメージ 》

11

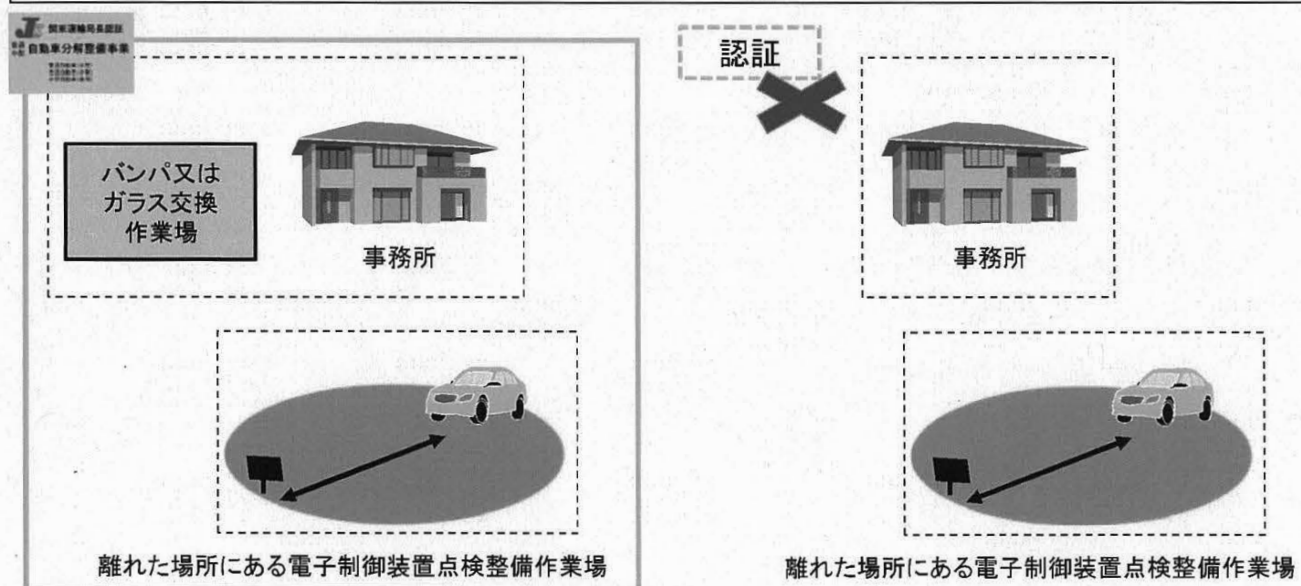
離れた作業場及び設備の共用

- ・ エーミングに必要な寸法はメーカー・車種により異なるため、認証を受けた電子制御装置点検整備作業場では、必要な面積が確保できない場合がある。
- ・ 自動車分解整備事業の認証を受けた場所と離れた別の場所も、同一整備事業者の事業場として認め、電子制御装置整備作業を可能とする。



離れた作業場及び設備の共用

- ・ 事務所及びバンパ交換、ガラス交換などを行うための一定の要件を満たした作業場を有しているものの、電子制御装置点検整備作業場としての要件を満たさない場合は、事務所が存在する地とは別に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を用意し、認証を受けることができることとする。



ガラス交換又はバンパ交換の作業場を有しない場合は、事業場の一部として認めない。

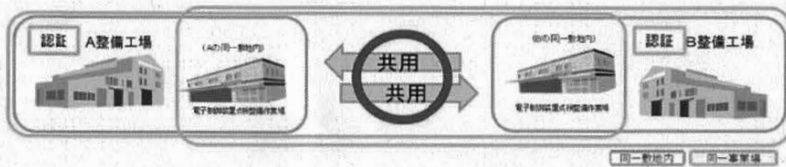
13

離れた作業場及び設備の共用

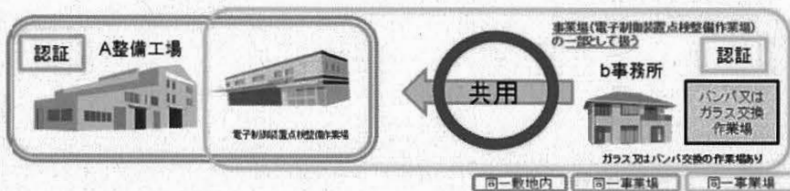
- 電子制御装置点検整備作業場等は、他の整備事業者の電子制御装置点検整備作業場等を共同使用の用に供されること(共用)を可能とする。
- 共用は、電子制御装置点検整備作業場、バンパ・ガラス交換の作業場、車両置場に限る。



電子制御装置点検整備作業場を有しない
B整備工場が
A整備工場の作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有する
A整備工場、B整備工場が
それぞれの作業場を共用



電子制御装置点検整備作業場を有しない
b事務所が
A整備工場の作業場を共用

14

経過措置

- 改正法施行の際、現に電子制御装置整備に相当する事業を経営している整備事業者においては、施行日から起算して4年を経過する日までの間は、認証を受けるための準備期間として、引き続き、当該事業を営むことができる。

- 経過措置の対象となる事業者は、車体整備事業者や、自動車ガラス修理業者も該当
- 経過措置の範囲は、行っていた作業の範囲のみ
 - エンジン等の積み降ろしのために、バンパの脱着をしている者(エーミングはしない)
 - バンパの脱着のみ(エーミングするためには、認証が必要)
 - エーミングまで行っている者
 - エーミングも含めて、経過措置の対象
- 保安基準が適用されていない自動ブレーキやレーンキープ機能(衝突被害軽減制動制御装置及び自動命令型操舵機能に類似するもの)にかかる整備であっても、「相当する事業」とする
- 外注をしており、自身で責任を持っていない場合は、認められない

国としては、できるだけ早期に認証を取得させるよう、環境整備に取り組む。

15

点検基準の見直し

- OBD検査の対象外としている大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除いた自動車の定期点検基準の点検項目について、「OBD(車載式故障診断装置)の診断の結果」を追加し、1年ごとに点検することを義務付け。

<点検の対象となる警告灯>

- 点検は原動機、制動装置、アンチロックブレーキシステムの警告灯、エアバッグ(かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両法の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)

<点検の実施方法>

- イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けているかを目視により点検する。(ただし自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)

<整備の実施方法>

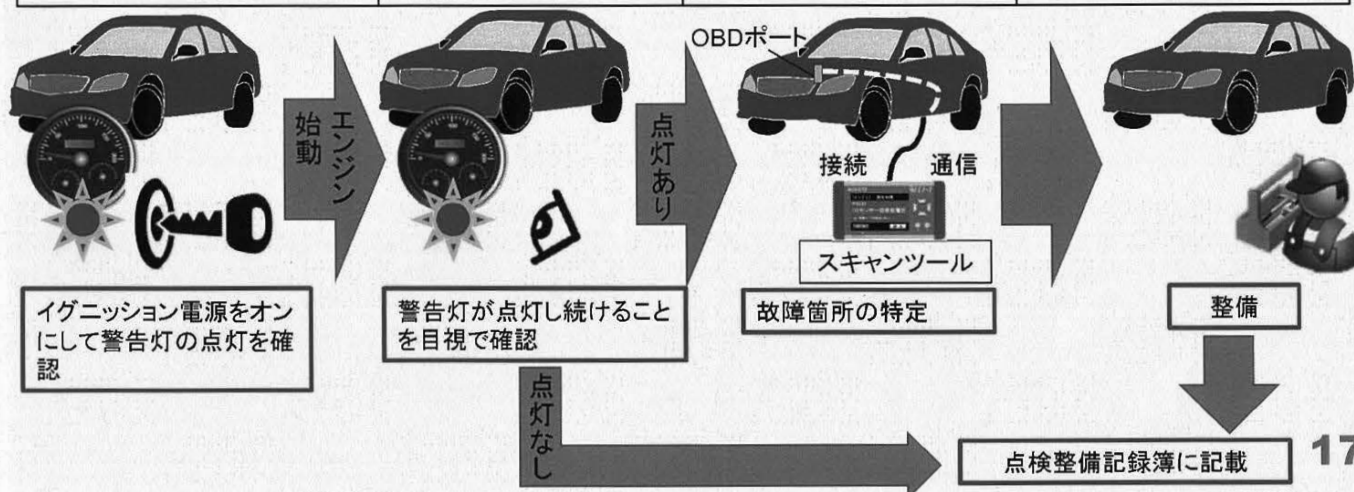
- 点検の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けている場合は、スキャンツール等を使用してその原因となる故障箇所を特定し、少なくとも整備作業が適切に完了しなくなるおそれがある作業については、自動車メーカー等の作成する整備要領書に基づいて整備を行う。

- 点検基準の改正により、指定工場における保安基準適合証の交付にも影響がでることから、点検基準の施行は、特定整備制度の施行から1年半後の令和3年10月1日に施行
- 追加した点検項目を点検整備した際、どのようにして点検整備記録簿に記載するののかについては、「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載

16

(参考)点検整備の流れ

原動機(異常)の警告灯		側方のエアバッグ(異常)の警告灯	
制動装置(異常)の警告灯		衝突被害軽減制動制御装置に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
アンチロックブレーキシステム(異常)の警告灯		自動命令型操舵機能に係る警告灯	メーカーごとに異なる警告灯が点灯
前方のエアバッグ(異常)の警告灯		自動運行装置に係る警告灯	保安基準の規定ぶりを踏まえ検討

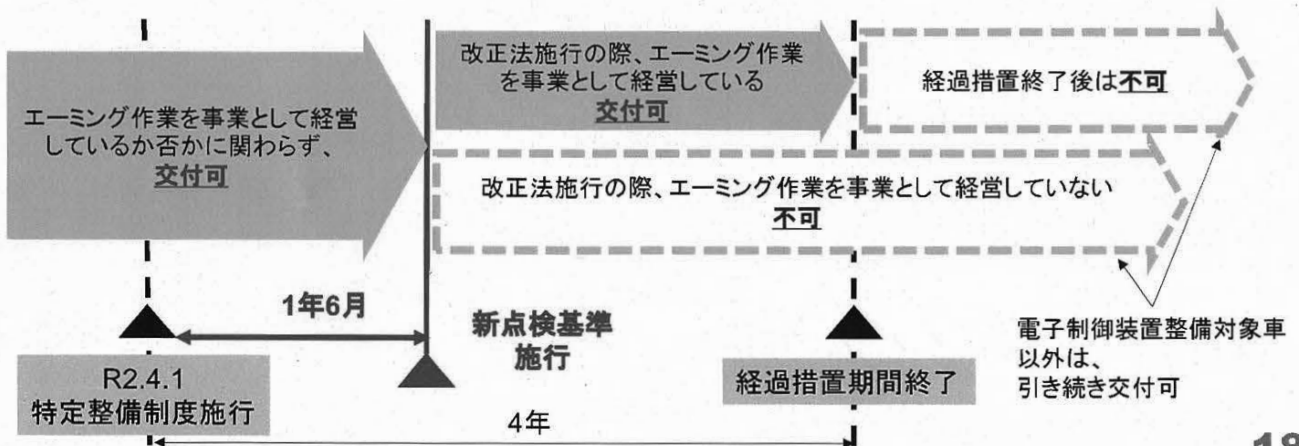


17

電子制御装置整備の認証のない指定自動車整備工場の業務可能範囲

- 保安基準適合証の交付をするには、点検基準に従って点検・整備を行った上で、保安基準適合性の確認を行う制度となっている(道路運送車両法第94条の5)。
- このため、新点検基準が施行になると、原則として、電子制御装置整備に係る特定整備の認証を受けていない場合は、保安基準適合証を交付することはできない。
- ただし、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車については、当面の間、保安基準適合証の交付が可能。

<電子制御装置整備に該当する装置を備え付けている自動車についての保適証交付の可否>



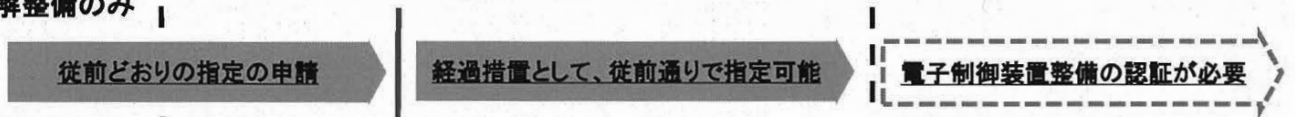
18

新たに指定自動車整備工場への指定を受ける場合

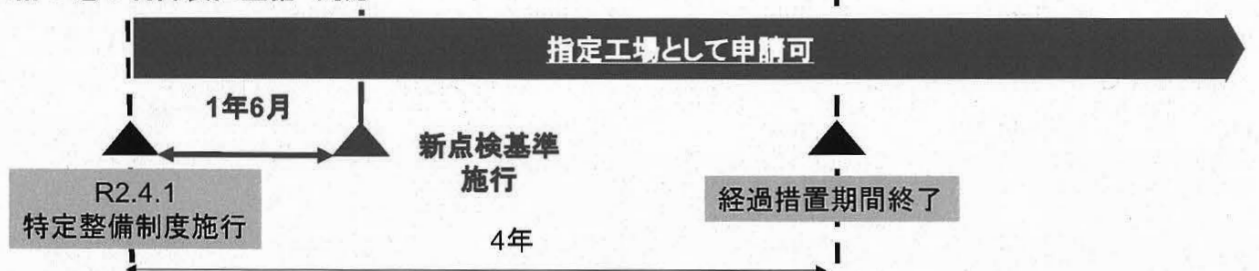
これから指定の申請をする場合

- 自動車分解整備事業の認証(全部認証に限る。)を受けている事業者については、経過措置期間中の4年間は、電子制御装置整備に該当する装置を備え付けていない自動車に限定した指定自動車整備事業の指定を認める。

① 分解整備のみ



② 分解整備+電子制御装置整備 両方



- 点検基準の施行後、電子制御装置整備に該当する装置備え付けの自動車については、保適証が交付できない
- 整備に該当する装置備え付けの自動車についても、保適証の交付ができる

19

構内外注について

いわゆる「構内外注」として、車両を入庫した整備工場に自動車ガラス修理業等の技能者が出向き、交換作業を行う形態については、

- ・ 電子制御装置整備の認証を受けているパターン(Ⅱ)またはパターン(Ⅲ)の事業場で
- ・ 窓ガラスの交換作業等を、自動車ガラス修理業者等が行う場合について、以下のとおり可能。

- ・ 電子制御装置整備の認証を受けている事業者の責任の下に当該作業が行われる(※)ことを、書面を交わす等により明確にする。

- ・ 特定整備記録簿の記載は、外注元が行う。

※ 電子制御装置整備の責任は、車両を入庫している当該特定整備事業者(外注元)が担う



20

外注の扱いについて

- ・ 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- ・ 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A)	外注先	電子制御装置整備の認証あり(B)	
		全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり		外注先責任 ①	外注元責任 ②
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)		×	外注元責任 ③

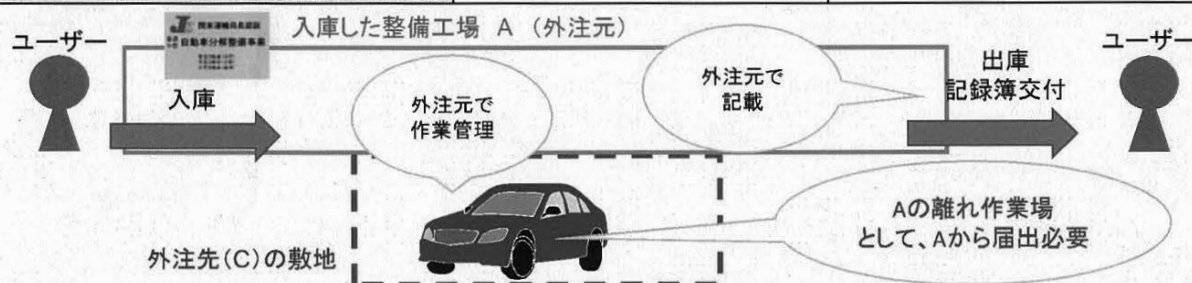
- ① : 外注先Bで記録簿記載 (Aは記録簿を書くことができない)
 ② : A,Bそれぞれで記録簿記載 (ユーザーには、Aが記載した記録簿を交付)
 ③ : Aの責任の下、Aが故障診断を行った上で、外注先の工場Bに対して整備を外注。Bの作業後、当該作業が適切であったかどうかの確認をA自身が行う。

21

外注の扱いについて

- 特定整備にあたる作業は、認証を受けている事業者が、自身の責任の下、行う必要がある。
- 分解整備と同様、認証工場から認証工場において外注をすることを可能とするほか、電子制御装置整備の特殊性を踏まえ、指定整備を行う場合の一部外注について柔軟に運用。

外注元(A)	外注先	電子制御装置整備の認証なし(C)	
		全部を外注	一部を外注
電子制御装置整備の認証あり		×	Aの離れ作業場 としない限り ×
電子制御装置整備の認証あり (指定整備を行う場合)		×	



22

参考：道路運送車両法の一部を改正する法律概要

1-2 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その1）

令和元年5月24日公布

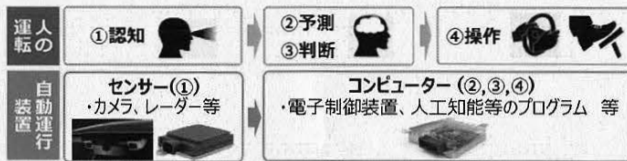
【1】保安基準対象装置への自動運行装置の追加

現状・課題

- 自動運転システム(レベル3・4)の安全性を確保するための保安基準(省令)を策定する必要があるが、これらのシステムは現行の保安基準の対象装置とされていない。
- 自動運転システム(レベル3・4)は、いつでもどこでも制限なく安全な自動運転を行える技術水準にはないと見込まれることから、自動運転システムが使用される走行環境条件(速度・ルート・天候・時間等)を設定することが必要。

改正内容

- 自動車の保安基準(省令)の対象装置に「自動運行装置」を追加



- 自動運行装置が使用される条件(走行環境条件)を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととする。

- ◆ 走行環境条件の想定される例(以下の条件の組み合わせ)
 - ・道路条件(高速道路/一般道路、専用道路/混在交通、車線数、車線の有無等)
 - ・地理条件(都市部/過疎地域等)
 - ・環境条件(天候、昼間/夜間等)
 - ・その他の条件(速度制限、決められたルートのみでの運行に限定すること等)

例えば、自動運転車の導入初期においては、
昼間・晴れでの高速道路本線上における低速走行(渋滞時等)
といった条件を付与することが考えられる

【2】自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

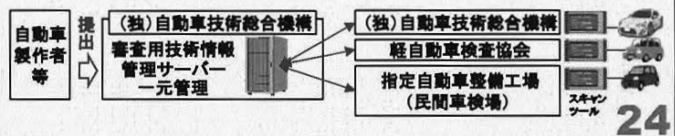
現状・課題

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による事故等につながるおそれがあるため、自動車の検査(車検)に、電子的な検査を導入する必要がある。
- 電子的な検査を行うためには、自動車製作者等が保有する技術情報が必要。



改正内容

- 自動車の検査における、電子的な基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構に行わせ、全国の検査実施機関が活用できる環境を整備する。



1-3 道路運送車両法の一部を改正する法律概要（その2）

令和元年5月24日公布

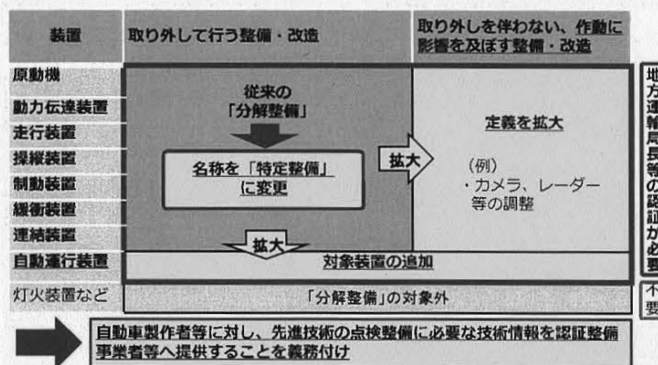
【3】分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

現状・課題

- 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲に、先進技術に係る整備・改造が含まれず、安全性が確保されないおそれがあることから、当該範囲を拡大する必要がある。
- 先進技術の点検整備をするために必要な自動車の技術情報が、整備事業者等に対し十分に提供される必要がある。

改正内容

- 認証を要する「分解整備」につき、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改める。
- 自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付ける。



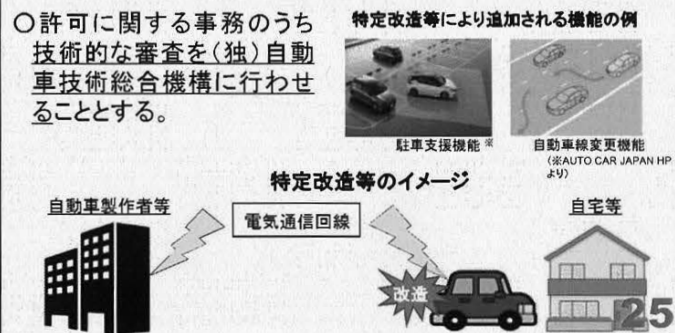
【4】自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設等

現状・課題

- 昨今の自動車技術の進展に伴い、自動車製作者等において、通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、性能変更や機能追加(改造)を行うことが可能となっている。
- 現行の道路運送車両法では、通信を活用した自動車の電子的な改造が行われることは想定されていないことから、改造が適切に行われることを確保する必要がある。

改正内容

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、その内容が適切でなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為等(特定改造等)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。



4,自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

参考：情報提供義務

点検整備に必要な技術上の情報の提供

- 現状、自動車メーカーの協力のもと、整備要領書(整備マニュアル)等の点検・整備に必要な情報を(一社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)のシステム(FAINES)へ集約している。
- 整備工場は、インターネットを通じてFAINESに接続することにより、これら情報を入手可能(有料)。
- 一部の車種や装置について提供がされていない、情報提供の手法が統一されていない等の課題もあることから、自動車メーカー等から整備を行う整備事業者等への情報提供を義務付け。

<提供すべき情報の範囲>

- ・ 全ての車両が対象
※ただし、サポート終了などによりディーラーに対しても提供されない情報は提供義務から外れる
- ・ 原則、自動車メーカーからディーラーに提供されている情報(専用スキャンツール含む)が対象
ただし、以下は除く。
 - ① 自動車の盗難又は不正改造につながるおそれがあるものとして特別の注意が必要と認められるもの
 - ② 自動車の販売時に行う制御装置のプログラムの初期化にかかるもの

<提供の方法>

- ・ 新車の発売日から6ヶ月以内に行う
- ・ 専用スキャンツールの提供については、2020年内に提供を行えば良い
- ・ 合理的な範囲(ディーラーへの提供と非差別的な価格)において有償とすることができる
- ・ 少数台数車両などは、問い合わせに応じて対応することも可能

- 制度を運用していくに当たり、情報が出ていないと思われる事象が発生した場合は、当面の間、自動車整備技術の高度化検討会の場を活用し、整備事業者、自動車メーカー等の意見を踏まえながら調整

自動車特定整備事業の変更申請にかかる記載例について

令和2年4月からの特定整備制度開始に伴い、電子制御装置点検整備にかかる申請を検討されている方向けに、令和3年度上期までに申請のあった申請書の中で間違いや内容に不備が多かった箇所を注意点として載せました。今後の申請の際にご活用下さい。

■ 届出・申請書は整備振興会のメンバーページのほか、東北運輸局の自動車整備事業申請書・届出書様式ダウンロードページ <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub98.html> よりダウンロードできます。

■ 特定整備事業の概要は国土交通省のページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html をご参照下さい。

特定整備への対応マニュアル
(分解整備事業者編) 令和2年4月

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、「電子制御装置整備」として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

心、記録簿の記録

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など

画像カメラ (DVR付車より)

カメラ・ミリ波レーダー融合型 (レグナス車より)

国土交通省

詳細の情報は
こちらをご覧ください

特定整備への対応マニュアル
(指定整備事業者編) 令和2年4月

— 先進技術の
確実な整備のために —
令和2年4月より、特定整備制度が施行します

令和2年4月1日より、「電子制御装置整備」として、

- 自動運行装置 にかかる作業のほか、
- 衝突被害軽減ブレーキ
- レーンキープ

心、記録簿の記録

にかかる以下の作業を行う場合、**認証が必要**となります。

スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着

など

画像カメラ (DVR付車より)

カメラ・ミリ波レーダー融合型 (レグナス車より)

国土交通省

詳細の情報は
こちらをご覧ください

自動車特定整備事業の変更（届出 **申請**）書

申請に○をつける

東北運輸局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・**申請**）します。
また、同法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

届出者 申請者 の氏名又は名称	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとじまりやく こどほなこ 株式会社○○○○○ 代表取締役 園土花子
届出者 申請者 の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
事業場の名称	かぶしがいしゃ ○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん 株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234
認定番号	
指定番号	3-5678

申請者名及びふりがなを記載。
法人であれば会社名、代表者の役職及び
代表者名を記載。

届出・申請の内容の別		変更年月日	年 月 日
相続		事業場の所在地の変更	
合併		役員の変更	
分割	<input type="radio"/>	屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 (面積又は開口若しくは奥行の長さ)	
譲受		自動車特定整備事業の種類の変更	【変更申請】
事業者名又は住所の変更	<input type="radio"/>	対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更	【変更申請】
事業場の名称の変更		業務の範囲の変更	【変更申請】

申請・届出をする内容に「○」を記載。

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第5号様式）を使用すること。
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1 宣誓書

道路運送車両法第80条第1項第2号に該当しないことを確認しました。 チェック欄

該当がない場合は
チェックを忘れずに！

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の評任のみの場合は記載を省略できる。

提出前に!

- ・変更する項目を確認しましたか
- ・住所や役員等で届出が漏れているものはありますか

2-① 自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類		認証年月日
<input type="radio"/>	普通自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/>	小型自動車特定整備事業	平成 14 年 7 月 1 日
<input type="radio"/>	軽自動車特定整備事業	年 月 日

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

現在事業場に今ある
認証書を見ながら記入!

2-② 対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備							電子制御装置整備※		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)		×									
普通自動車(中型)		○									◎
普通自動車(小型)		○									◎
普通自動車(乗用)		○							◎		
大型特殊自動車		○									
小型四輪自動車		○									◎
小型三輪自動車		○									◎
小型二輪自動車		○									◎
軽自動車		○									◎

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎、廃止するものは×、変更がないものは○を記載すること。

※電子制御装置整備を申請する場合は以下確認の上、チェック欄にレ点すること。

2-②に記載した電子制御装置整備については、整備用スキャンツール、運行補助装置整備に必要な情報及びエーミングに必要な機器を入手することができる体制が確保できます。

チェック欄

チェックを忘れずに!

現在の認証書を見ながら記入!

・取得済みのものは○を
・追加するものは◎
(運行補助装置等)
・廃止があれば×
を記入してください。

2-③ 業務の範囲の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする原動機を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他 ()

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

3 旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな)	
旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

4 旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな)	
旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

5 工員の構成

工員の構成	合計 (工員数)	整備士数						整備士 以外の 工員数
		一級 (二輪除く)	一級 (二輪)	二級	三級	車体	電気	
		4 人	人	人	2 人	1 人	人	

提出前に!

- ・認証の種類及び対象自動車に間違いはありませんか
- ・工員数は認証及び指定の基準を満たしていますか(特に大型を持っている事業場)

・自動運行装置まで申請する場合

メーカー等と情報提供に関する契約の締結などにより、点検・整備に必要な情報を入手できる環境にありますか

6 屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	5.5 m	13.0 m	71.5 m ²	3.9 m	平滑舗装
部品整備作業場			21.0 m ²	4.9 m	平滑舗装
点検作業場	5.0 m	13.0 m	65.0 m ²	3.9 m	平滑舗装
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀変更がない場合は無記入で構いません

7-① 電子制御装置点検整備作業場等(7-②、8に該当しない場合)

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	5.0 m	16.5 m	82.50 m ²		平滑舗装
	(5.0) m	(13.0) m	(65.0) m ²	(3.9) m	
車両置場	15.0 m	15.0 m	225.0 m ²		

◀収まらない場合は別紙等を使って構いません

特に古くから認証を取得された事業場では面積が今の基準を満たしているか注意が必要です。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

7-② 電子制御装置点検整備作業場(施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合)

作業場の規模	間口	奥行
事業場所在地に有する作業場		m

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8 電子制御装置点検整備作業場(離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合)

離れた作業場又は共同使用の作業場の別		<input type="radio"/> 離れた電子制御装置整備作業場 <input type="radio"/> 共同使用の作業場			
当該作業場の所在地(※1)	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1				
自動車による当該作業場までの所要時間	20 分				
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	4.5 m	8.5 m	38.25 m ²		平滑舗装
	(4.5) m	(8.5) m	(38.25) m ²	(5.2) m	
車両置場(※2)	m	m	m ²		
施行規則第3条第8号ハに係る作業場	m	m			
共同使用の作業場の管理者(※3)	氏名又は名称				
	認証番号				
管理責任者の氏名(※3)					

離れた電子制御装置点検整備作業場及び共同使用の作業場がある場合や、追加する場合に「○」を記載します。

なお、複数の作業場を追加する場合には、当該項目を増やして申請します。

(注)口枠内の該当するものに○を記載すること。

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を()内に記載すること。

(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加記載すること。

(注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7-②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

提出前に!

- ・寸法及び面積に記入間違いが無いですか
- ・各作業場の寸法及び面積は認証基準の面積を満たしていますか

9 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	FAINESにより情報入手
エーミング作業に必要な機器	FINESよりダウンロード

◀メーカーから情報・機器を入手する場合は

〇〇〇(メーカー名)車用ターゲット
などと記載

10-① 役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

◀役員に変更があれば記入します。
(選任日・解任日も忘れずに)

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名 (年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)

10-② 役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	
----	--

11 作業機械等

	名 称	型式・能力 等	数 量	
作業機械	プレス	ABC-35 ・ 35t	1	
	エア・コンプレッサ	D-24 ・ 5.5 kW、D-75 ・ 7.5 kW	2	
	チェーン・ブロック	型式不明 ・ 2.5t	1	
	ジャッキ	EF-1000 ・ 3t	1	
	バイス	型式不明 ・ 150 mm	1	
	充電器	GHI-J11 ・ 12 V、24 V	1	
作業計器	ノギス	KLM ・ 200 mm	1	
	トルク・レンチ	OPQ750 ・ 60-330 Nm	1	
	水準器	RST ・ 気泡管水準器	1	
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ	UV500 ・ 400-40MΩ	1	
	比重計	WX40Y ・ 吸込式	1	
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用)	GS-Z ・ 0-3MPa	1
		(ディーゼル用)	DS-Z ・ 0-7MPa	1
	ハンディ・バキューム・ポンプ	HBP5000 ・ 0- -100kpa	1	
	エンジン・タコ・テスタ	ETT-R ・ 0-9999rpm	1	
	タイミング・ライト	TL ・ 電池式	1	
	シックネス・ゲージ	SG10 ・ 0.02-1.0mm (17枚)	1	
	ダイヤル・ゲージ	DG10 ・ 0-10mm	1	
	トーイン・ゲージ	TG10 ・ 100-250mm	1	
	キャンバ・キャスト・ゲージ	KKG10 ・ -5° -+5°、-3° -+10°	1	
	ターニング・ラジラス・ゲージ	TRG10 ・ 750 kg	1	
	タイヤ・ゲージ	TG20 ・ 0-1200 kPa	2	
	検車装置	KEN3.5 ・ 3.5t、ピット	2	
	一酸化炭素測定器	GAS2020 ・ 0-9.9 %	1	
炭化水素測定器	GAS2020 ・ 0-9999 ppm	1		
整備用スキャンツール	SCAN ・ 整備用 (ver3.10)	1		
工具	ホイール・プーラ	HPS ・ 小型用 (PCD115-180)	1	
	ベアリング・レース・プーラ	BRR ・ -	1	
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ	型式不明 ・ 80cc	1	
	部品洗浄槽	型式不明 ・ 150ℓ	1	
備考				

型式名が特定できない場合は
型式不明等で構いません

ガステスタの型式相違が多いです。

- ・指定工場は
機器変更届を確認!
- ・黒煙やオパシメータの型式を
書いていないか確認!

提出前に!

■ 電子制御装置の追加を行う場合は

- ・平滑な電子制御装置点検整備作業場
- ・水準器
- ・スキャンツール

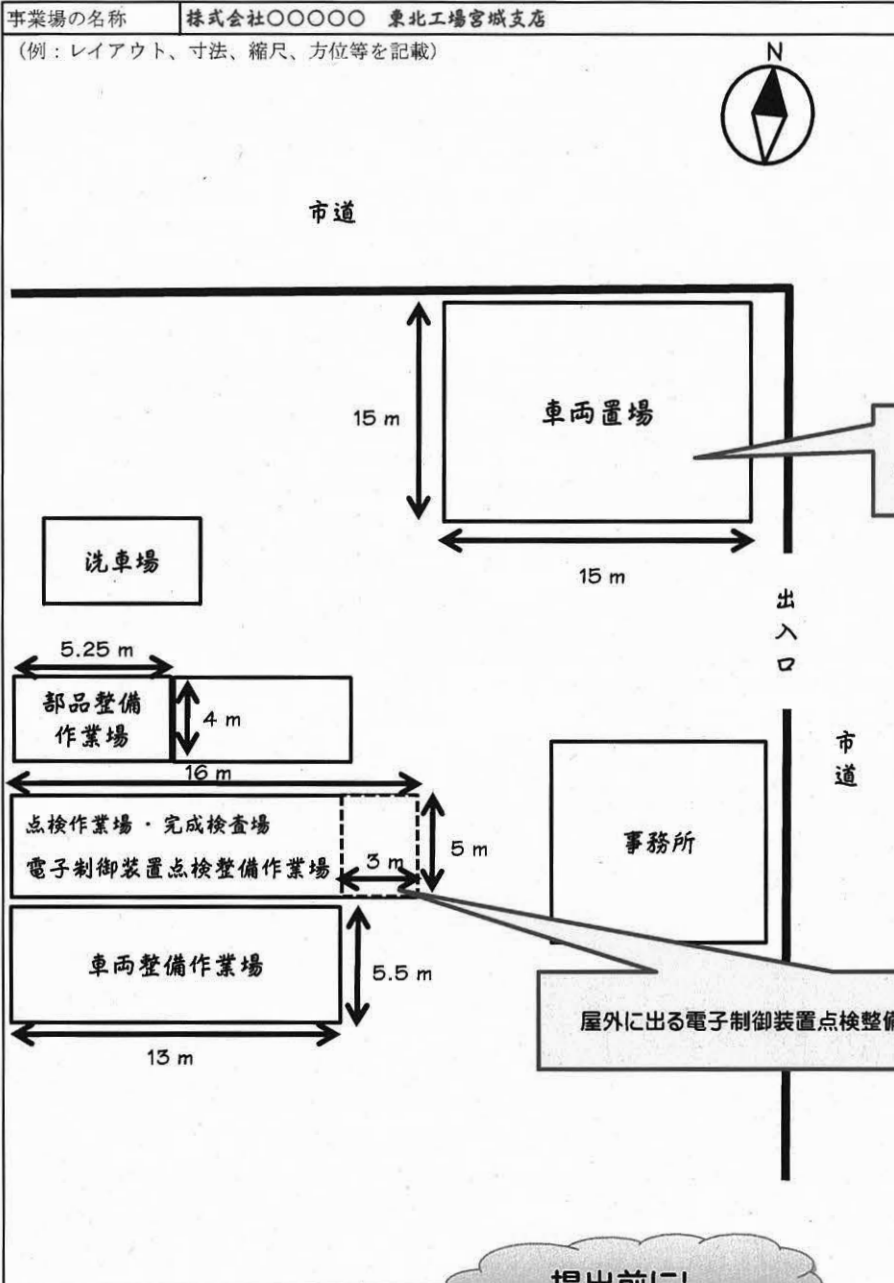
の追加が必要

→それぞれ要件を満たすことを確認できる写真を添付して下さい。(別紙例を参考にして下さい)

■ スキャンツールは一体型ですか? セパレート型ですか?

→セパレート型の場合は、スキャンツールとVCIそれぞれのバージョンが確認できるようにして下さい

12 事業場平面図



提出前に!

・6～8で記載した作業場の寸法と齟齬がないですか

過去の届出書面を流用して作成した際に見られる特徴

- ・寸法や名称が変わっている場所がある
- ・文字や数字が読めなくなっている
- ・屋外の作業場の記載が漏れている

別紙

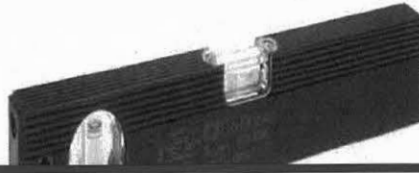
事業場の名称 株式会社〇〇〇〇〇 東北工場宮城支店

■ 電子制御装置点検整備作業場

■ 水準器

写真

平滑な作業場を確認
できるもの



※記載内容の例を示したもので、
特に定めた様式はありません

■ スキャンツール

■ 認証書(原本)

本体及びバージョンがわかる写真



必要に応じ添付

- ターゲット等
- 情報入手にかかるDVD等
- FAINES加入を示す書面 等

写真等

提出前に!

スキャンツールバージョンは確認できますか
→縮小しすぎたり、印刷で文字が潰れたりで読めないケースがあります

スキャンツールは一体型ですかかセパレート型ですか
→VCIバージョンがついていないケースがあります

整備主任者 (選任・変更) の届出書

宮城運輸支局長 殿

令和 年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (選任・変更) します。

(注) 選任にあつては「選任」、変更にあつては「変更」の文字に○を記載すること。

(注) 該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注) 必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ だいひょうとりしまりやく こどもはなこ
届出者の氏名又は名称	株式会社○○○○○ 代表取締役 園土花子
届出者の住所	〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
電話番号	022-299-8851
(ふりがな)	かぶしがいしゃ ○○○○ どうほくこうじょうみやぎしてん
事業場の名称	株式会社○○○○○ 東北工場宮城支店
事業場の所在地	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15
電話番号	022-235-2517
認証番号	3-1234

選任日の記入を忘れずに!

1 新たに選任した整備主任者

氏名	生年月日	統括管理業務開始日	整備士合格証書番号又は講習修了証の受講番号
自動車 検査	昭和 59年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	第2101000001号
自動車 整備	平成 14年 7月 1日	令和 3年 10月 1日	東北一こ第00000号
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

1級整備士(大型・小型)
→整備士合格証書の番号を記載
その他の整備士
→資格取得講習修了証の番号を記載

(注) 整備主任者等資格取得講習の修了証を有する者は、当該修了証の受講番号を記載すること。

(注) 一級整備士(一級二輪の整備士を除く)は整備士合格証書番号を記載すること。

2 辞任等した整備主任者

氏名	辞任等年月日	氏名	辞任等年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

3 既に選任されている整備主任者


氏名	生年月日	氏名	生年月日
自動車 保安	平成 15年 4月 1日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日

備考	
----	--

提出前に!

- ・新たに選任する場合、前の事業場で解任届を出し忘れていませんか
→解任届が出ていないケースが度々発生しています
- ・氏名が変わっていませんか?
- ・記載した氏名は整備合格証書、講習修了証または合格証明願に記載の氏名のとおりですか
旧字体(例: 高と 高)が含まれる場合、改姓している場合は特に注意して下さい

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習 受講票(修了証)

証明写真欄	<p>【証明写真について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最近1年以内の上半身脱帽(宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く)のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦4cm×横3cmとし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は600×450 pixel以上とする 	<p>(ふりがな) 氏名</p> <p style="text-align: center;">自動車 検査</p>	<p>(じどうしゃ けんさ)</p>
		<p>生年月日 (和暦)</p> <p style="text-align: center;">昭和59年7月1日</p>	
		<p>整備士の種類と番号</p> <p style="text-align: center;">二級ガソリン自動車整備士 東北二か第00000号</p>	

————— 以降は、記載しないこと —————

受講番号	第 2101000001 号		
学科実施日	試問実施日	再試問実施日	
2年 12月 31日 第1回	3年 1月 1日 第1回	年 月 日 第 回	

再試問あり 再試問なし

<p>学科受講欄</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">国土交通省</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">2.12.31</div> <div style="width: 80%; text-align: center;">修了</div> </div>	<p>実習受講欄</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">国土交通省</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">3. 1. 1</div> <div style="width: 80%; text-align: center;">修了</div> </div>
---	---

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に規定する講習(電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習)を修了したことを証します。

提出前に!

- ・申請時に必要なものは修了証の写しです
- ・原本は修了者ご自身で大切に保管して下さい。

宮城運輸支局長

修了欄
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">国土交通省</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; text-align: center;">3. 1. 1</div> <div style="width: 80%; text-align: center;">修了</div> </div>

FAINES登録内容案内用紙

御中

2021年 月 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
(FAINESメインセンター)

日頃はFAINES（ファイネス）をご愛用頂きまして誠にありがとうございます。

お客様の現在の主な登録内容は以下となりますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

FAINESのご利用は

日整連ホームページ <https://www.jaspa.or.jp/> にあるリンクボタンをクリックして頂く、

直接FAINESトップページ <https://faines.jaspa.or.jp/> にアクセスして下さい。

【謹告】サービス料金の決済状況等につきましては、業務合理化を図るため、請求書・領収書の発行に代わり、FAINES内の「マイページ」にてご案内しております。

ご登録内容

会員番号

パスワード

会員名(事業名等)

所在地

電話番号

FAX番号

メールアドレス

連絡担当者

みほん

※パスワード・電話番号・FAX番号・メールアドレスについては、FAINES内の「マイページ」から変更することができます。

特にパスワードについては定期的なご変更をお勧め致します。

なお、ご変更後のパスワードはお客様にて厳重に管理して下さい。

【注意事項】

- ・この書類は必ずお手元に保管して下さい。
- ・会員番号等を第三者に知らせることは厳禁です。また、盗難・紛失されることのないよう、管理には十分ご注意下さい。
- ・パスワードは大文字・小文字の判別を行っておりますので、入力の際はお間違えのないようご注意下さい。
- ・お客様のお問い合わせ窓口は【宮城県自動車整備振興会】でございます。

5, 特定整備記録簿の記載方法について

特定整備記録簿の記載方法について

- 電子制御装置整備を外注した場合や離れた作業場で特定整備を実施した場合の特定整備記録簿の記載例を示します。
- 特定整備記録簿の作成責任については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキストをご確認ください。

【以下、記載例を示します。】

○ ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要		<input checked="" type="checkbox"/> 点検済 <input type="checkbox"/> 待整備 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> F		依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号	自家用車 別表第6 備考
エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、調整 ■冷却装置 ファンベルトの緩み、調整 冷却水の漏れ ■室内点検 ■ブレーキペダル 遊び 踏み込んだときの音振とのつき ブレーキの効き具合 ■バッテリー ターミナル基の腐食、潤滑 ■エンジン		定期点検 ■ディスク・ブレーキ ディスクとパッドとのつき ホブレーキパッドの摩耗 ■ブレーキ・パッド ■ドラム・ブレーキ サドラムとフィンギとのつき ホブシ、フィンギの調整 潤滑、フィンギの調整 ■下廻り点検 ■トランスミッション/トランスア コナインの潤滑		住所	構内外注の旨を記載	
				車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目	
				OBDの診断の結果 ■日常点検 プレーキ油の量 バッテリー油の量 冷却水の量 エンジンオイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状況 ヘッドランプ、ストップランプ、ワイ ンランプの点検、点灯、調色 ウィンドウウォッシャー液の量 ウィンドウォッシャー噴射状態 ソイル/汚損あり状態 ■ステアリング装置 ステアリングノックアウト の取らしの検点 ロッド・アームボールジョイント 6ボルトブーの点検、潤滑	注 ⊗ ガラス(内) ⊗ レーダー ⊗ エーミング	交換部品等 数量 エンジン・オイル 2 オイル・フィルタ 個 LLC(ロングライフクーラント) 2 ブレーキ・ノード 2

○ レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

外注元 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要		<input checked="" type="checkbox"/> 点検済 <input type="checkbox"/> 待整備 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> F		依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号	自家用車 寺・別表第6 備考
エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、調整 ■冷却装置 ファンベルトの緩み、調整 冷却水の漏れ ■室内点検 ■ブレーキペダル 遊び 踏み込んだときの音振とのつき ブレーキの効き具合 ■バッテリー ターミナル基の腐食、潤滑 ■エンジン		定期点検 ■ディスク・ブレーキ ディスクとパッドとのつき ホブレーキパッドの摩耗 ■ブレーキ・パッド ■ドラム・ブレーキ サドラムとフィンギとのつき ホブシ、フィンギの調整 潤滑、フィンギの調整 ■下廻り点検 ■トランスミッション/トランスア コナインの潤滑		住所	点検(整備)時の経過行番号	
				車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目	
				OBDの診断の結果 ■日常点検 プレーキ油の量 バッテリー油の量 冷却水の量 エンジンオイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状況 ヘッドランプ、ストップランプ、ワイ ンランプの点検、点灯、調色 ウィンドウウォッシャー液の量 ウィンドウォッシャー噴射状態 ソイル/汚損あり状態 ■ステアリング装置 ステアリングノックアウト の取らしの検点 ロッド・アームボールジョイント 6ボルトブーの点検、潤滑	注 ⊗ レーダー ⊗ エーミング(外)	交換部品等 数量 エンジン・オイル 2

外注先 定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

点検の結果及び整備の概要		<input checked="" type="checkbox"/> 点検済 <input type="checkbox"/> 待整備 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> F		依頼者(使用者)の氏名又は名称	自動車登録番号又は車両番号又は車台番号	自家用車 寺・別表第6 備考
エンジン・ルーム点検 ■パワー・ステアリング ベルトの緩み、調整 ■冷却装置 ファンベルトの緩み、調整 冷却水の漏れ ■室内点検 ■ブレーキペダル 遊び 踏み込んだときの音振とのつき ブレーキの効き具合 ■バッテリー ターミナル基の腐食、潤滑 ■エンジン		定期点検 ■ディスク・ブレーキ ディスクとパッドとのつき ホブレーキパッドの摩耗 ■ブレーキ・パッド ■ドラム・ブレーキ サドラムとフィンギとのつき ホブシ、フィンギの調整 潤滑、フィンギの調整 ■下廻り点検 ■トランスミッション/トランスア コナインの潤滑		住所	点検(整備)時の経過行番号	
				車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目	
				OBDの診断の結果 ■日常点検 プレーキ油の量 バッテリー油の量 冷却水の量 エンジンオイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状況 ヘッドランプ、ストップランプ、ワイ ンランプの点検、点灯、調色 ウィンドウウォッシャー液の量 ウィンドウォッシャー噴射状態 ソイル/汚損あり状態 ■ステアリング装置 ステアリングノックアウト の取らしの検点 ロッド・アームボールジョイント 6ボルトブーの点検、潤滑	注 ⊗ エーミング	交換部品等 数量 エンジン・オイル 2

- 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備業者に外注した場合
※外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。

- 事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合
 - ① 入庫した車両については、自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合



1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

依頼者(使用者)の氏名又は名称
住所

天候及びエーミング作業を電子制御装置点検整備作業場以外の場所で行った理由を記載

点検項目	交換	調整	A	清掃	C	確認	P
点検結果	○	△	○	△	○	△	○

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検	室内点検	定廻り点検	車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
■ パワーステアリング ベルトの張り、油質 	■ 冷却装置 ファンベルトの張り、油質 冷却水の量 室内点検 ■ ブレーキペダル 遊び	■ ディスク・ブレーキ ホットディスクパッド上の 摩耗 ■ ブレーキパッドの摩耗 	■ ホイール ☆ タイヤの空気圧 ☆ タイヤの亀裂、傷 ☆ タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 ☆ スペアタイヤの空気圧 ☆ ナット、ボルトの緩み	注 ④ エーミング(電子制御装置整備作業場の屋上、晴れ、電子制御装置整備作業場の寸法を超過)

車載式故障診断装置点検
OBDの診断の結果 [注]
日常点検
ブレーキ油の量
バッテリー液の量
冷却水の量

別表

- ② 離れた作業場(〇〇板金工場)でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿 (特定整備記録簿写)

依頼者(使用者)の氏名又は名称
住所

自動車登録番号又は車両番号又は車台番号
点検(整備)所の名称・住所

点検項目	交換	調整	A	清掃	C	確認	P
点検結果	○	△	○	△	○	△	○

点検の結果及び整備の概要

エンジン・ルーム点検	室内点検	定廻り点検	車載式故障診断装置点検	その他の点検・整備項目
■ パワーステアリング ベルトの張り、油質 	■ 冷却装置 ファンベルトの張り、油質 冷却水の量 室内点検	■ ディスク・ブレーキ ホットディスクパッドとの 摩耗 ☆ ブレーキパッドの摩耗 	■ ホイール ☆ タイヤの空気圧 ☆ タイヤの亀裂、傷 ☆ タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 ☆ スペアタイヤの空気圧	注 ⑤ バンパ(〇〇板金工場)

車載式故障診断装置点検
OBDの診断の結果 [注]
日常点検
ブレーキ油の量
バッテリー液の量

別表

6, OBD検査の概要

Automobile and Land Transport Technology

OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

0

Automobile and Land Transport Technology

目次

1. OBD検査とは
2. OBD検査導入背景の紹介
3. OBD検査導入スケジュールの紹介
4. OBD検査システムの紹介
5. OBD検査の開始にあたり準備するもの
6. OBD検査対象の車両について
7. OBD検査の事前準備、業務の流れ
8. OBD検査の実施概要
9. OBD検査ポータルを紹介

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1

Automobile and Land Transport Technology

自動車技術研究所

1. OBD検査とは

Point 自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置（OBD）は、電子装置の状態を監視し、故障を記録する。検査用スキャンツールは、OBDに記録されたDTC（故障コード）を読み取る。OBD検査は、検査用スキャンツールで読み取ったDTCに特定DTC（※2）が含まれる場合、不適合と判定する。※2 特定DTCとは、保安基準に不適合となる故障コードです。

①運転支援装置 ※1
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能 ※1
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

※1 保安基準に規定があるものに限る。

対象車両

- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2

Automobile and Land Transport Technology

自動車技術研究所

2. OBD検査導入背景の紹介

Point 電子制御装置の誤動作による事故を防ぐための機能確認としてOBD検査を導入

近年、運転支援等の技術の進化・普及が急速に進展する中、自動ブレーキや自動車間距離制御（ACC）装置が搭載された自動車が増えています。それに伴い、それらの電子装置の不具合による事故も発生しています。これら運転支援等を制御する電子装置に誤作動が発生した場合、重大事故等につながるおそれがあることから、電子装置に関する機能検査の必要性が高まっていますが、現在の自動車の検査では電子装置の機能確認には対応していません。

最近の自動車には、電子制御装置の状態を監視して、故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）が搭載されています。OBDにスキャンツールを接続することで、OBDに記録されたDTC（故障コード）を確認することができます。

この技術を活用し、DTC（故障コード）確認による合否判定を行うOBD検査を自動車の検査に導入し、運転支援等の技術に用いられる電子装置に対する機能確認を行うことになりました。OBD検査の適用開始は令和6年10月以降です。

自動ブレーキ

自動車間距離制御 (ACC)

電子装置の誤動作による重大事故が発生するおそれ

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3

3. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。

令和5年4月～ OBD検査システムへの登録開始

令和5年10月～ OBD検査プレ運用

国産車の場合
令和6年10月～ OBD検査本格運用

輸入車の場合
令和7年10月～ OBD検査本格運用

		令和5年		令和6年		令和7年	
		4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場		登録					
OBD検査業務	国産車		プレ運用		本格運用		
	輸入車			プレ運用			本格運用

※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

4

4. OBD検査システムの紹介

Point OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

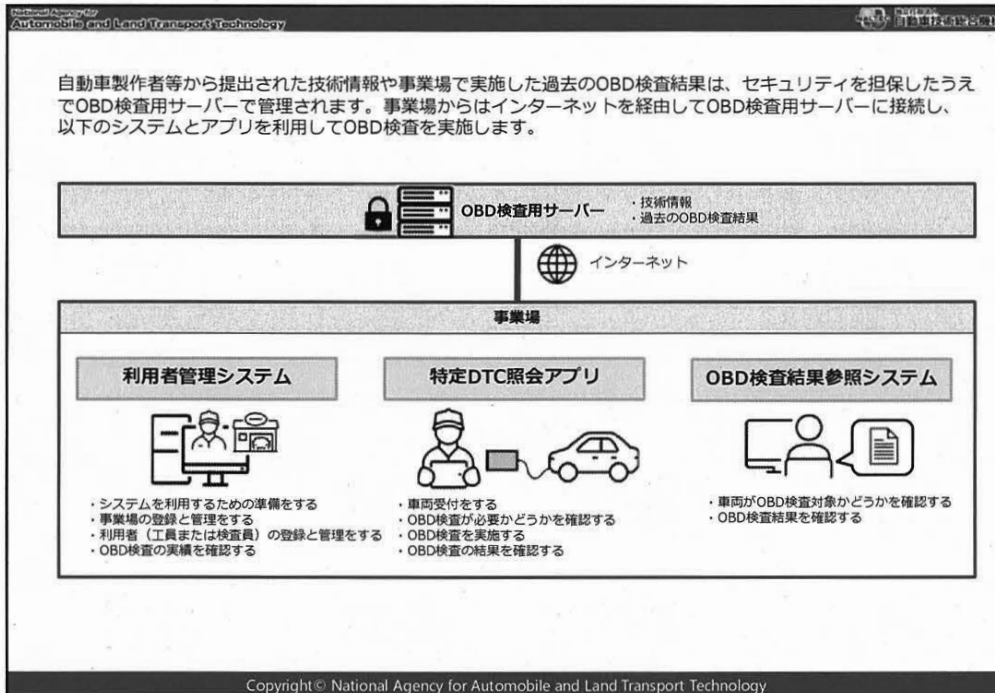
- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OBD検査システム	利用者管理システム	OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。
	特定DTC照会アプリ	車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の合否を判定するためのアプリケーションです。
	OBD検査結果参照システム	OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5



6

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

5. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point 事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用されるPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場/認証工場	登録					
OBD検査業務	国産車	プレ運用		本格運用		
	輸入車		プレ運用		本格運用	

令和5年4月～

利用者管理システム/OBD検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境 PC

Windows 10以上

令和5年10月～

特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境 検査用スキャンツール*

VCI WindowsがインストールされたPCまたはタブレット

二次元コードリーダー ICタグリーダー

車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

*検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1: 1台の端末で特定DTC照会アプリ/利用者管理システム/OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

7

Automobile and Land Transport Technology

6. OBD検査対象の車両について

Point OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証

備考
OBD検査対象車

電子車検証

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- ・ 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- ・ 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ・ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

8

Automobile and Land Transport Technology

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。

事業場登録 → 申請結果がメールで後日届く → クライアント証明書インストール → ログイン/利用者登録 → アプリダウンロード → アプリインストール (検査用スキャンツール (端末))

普通の業務 (OBD検査) の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

特定DTC照会アプリ起動 → 車両受付 (車両情報を入力) → 検査要否確認 (OBD検査が必要か確認) → 検査実施 (インターネット経由で自動検査) → 検査結果確認 (検査終了 帳票印刷)

▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

検査結果確認

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

9

Automobile and Land Transport Technology

8. OBD検査の実施概要

Point DTC（故障コード）を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。

車両 - **検査用スキャンツール**

自動車に検査用スキャンツールを接続する。

VCI

特定DTC照会アプリをインストールした端末

ECUから検査用スキャンツールを経由してDTC（故障コード）を読み取る。

DTC（故障コード）をOBD検査用サーバーに送る。

OBD検査用サーバー

検査用スキャンツールで読み取ったDTC（故障コード）をもとに、合否を自動判定する。

検査結果（合否）が送られる。

特定DTC照会アプリ

検査員が特定DTC照会アプリで検査結果を確認する。

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

10

Automobile and Land Transport Technology

9. ポータルの紹介

Point OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>

OBD検査ポータル

OBD検査システムへログイン

動画による自主学習

チャットボットによる問い合わせ

マニュアルの確認

お知らせ確認

OBD検査で使用する機器の紹介
(日本自動車機械工具協会HP：
<https://www.jasea.org>)

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

11

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

お問い合わせ先

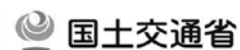
本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBID検査コールセンター**
 電話番号：0570-022-574
 対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

Copyright © National Agency for Automobile and Land Transport Technology

12

OBID検査に関する最新情報



■ 最新情報はこちらで

OBID検査ポータルサイト：



OBID検査準備会合：



■ お困りの時はこちらへ

OBID検査コールセンター： 0570-022-574

7. 検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について


National Agency for Automobile and Land Transport Technology

検査コースにおける
OBD検査のプレ運用について

NALTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

令和5年8月



Light Motor Vehicle Inspection Organization

1

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

検査コースにおける
OBD検査のプレ運用について

車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)について

1. 車載式故障診断装置を活用した検査(OBD検査)を令和6年10月から導入
自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会は、安全・安心な車社会の実現に向けて、自動車の安全性の確保及び環境の保全のために、自動車の基準適合性審査を行っています。
衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術については、近年、軽自動車を含む幅広い車両への搭載が進んでおります。これらの技術は、交通事故の防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用時においても、確実に機能維持を図ることが重要です。
このため、国土交通省においては、平成31年3月の「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえ、令和2年8月5日付けで道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)等の一部を改正し、令和3年10月以降の新型車を対象として、令和6年10月から、自動車の検査(車検)において衝突被害軽減ブレーキ等の自動運転技術等に用いられる電子制御装置の目に見えない故障に対応するための電子的な検査を開始※することとしています。(※輸入車については、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始)

2. 令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始
令和6年10月から始まるOBD検査の円滑な導入のため、令和5年10月からOBD検査のプレ運用を開始します。「本運用に向けてOBD検査の練習を重ねて慣れる期間」という位置づけですので、今後の車検業務の流れがどのようになるかイメージをつかんでいただくと幸いです。
このうち、検査コースにおけるOBD検査のプレ運用について次ページからご説明します。

Light Motor Vehicle Inspection Organization

2

Automobile and Land Transport Technology

検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ①検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ②OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1: データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。

注2: 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。

注3: 検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

OBD検査は検査コースの入口において実施します

Light Motor Vehicle Inspection Organization

3

Automobile and Land Transport Technology

受検者のみなさまへのお知らせとお願い①(プレ運用期間中)

■プレ運用期間中に受検するOBD検査対象車(6ページ参照)については、可能な限り、OBD検査の実施にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。
所要時間は、自動車からの応答状況やECUの搭載数等によって異なりますが、合計1分程度を想定しています。
検査担当者による検査用スキャンツールの接続/取り外しも含め、本運用後と同じように、実際にOBD検査を実施する環境で行いますので、手順や時間がどうなるかのイメージをご理解いただけたと思います。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。

■プレ運用期間中に受検する新車については、可能な限り、検査担当者によるデータリンクコネクタ位置及び構造並びに検査用スキャンツールを接続する直前までの手順の確認作業にご協力いただきたく、検査担当者からお声がけさせていただきます。

■プレ運用期間中に継続検査を受検するOBD検査対象車以外の自動車については、排出ガス関係装置に限り、OBD検査ができるようにしています。OBD検査を希望する場合には、検査担当者に申し出てください。なお、OBD検査結果は口頭でお伝えします。
※ただし、平成19年以前に製作された自動車など、一部の自動車については検査不可となる場合があります。ご了承ください。

注1: プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。
なお、本運用後に保安基準不適合となってしまう箇所があった場合には、適切な点検・整備の実施をお願いします。

注2: OBD検査を実施してもしなくても検査費用は変わりません。

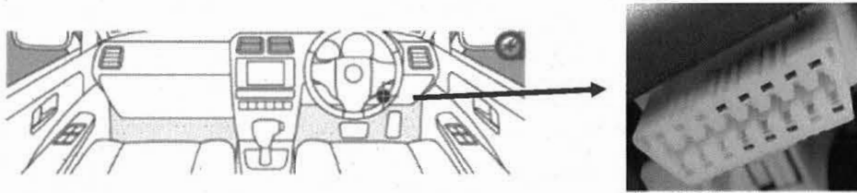
Light Motor Vehicle Inspection Organization

4

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

受検者のみなさまへのお知らせとお願い②(プレ運用期間中)

■OBD検査の実施にご協力いただける場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

[自動車特定整備事業者さま]

■検査コースでの受検前に、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、自動車機構が開発・管理している「特定DTC照会アプリ」を経由して「OBD検査用サーバ」に照会した自動車について、きちんと通信されているかを知りたい場合には、検査担当者に申し出てください。

Light Motor Vehicle Inspection Organization

5

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

【参考】OBD検査対象車とは？

■OBD検査対象車とは ⇒自動車検査証等の備考欄にOBD検査の対象である旨の記載あり
型式指定日がR3.10.1(輸入自動車はR4.10.1)以降のフルモデルチェンジ車等がOBD検査対象車となります。

ただし、型式指定自動車又は多仕様自動車以外の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車は対象外となります。

■OBD検査対象装置とは

- ①かじ取装置(UN R79の高度運転者支援ステアリングシステムに係る部分に限る。)
- ②走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置(ABS)
- ③走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置(ESC)
- ④走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置(EVSC)
- ⑤緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置(BAS)
- ⑥衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)
- ⑦排出ガス発散防止装置
- ⑧電力により作動する原動機を有する自動車に備える車両接近通報装置(AVAS)
- ⑨自動運行装置

Light Motor Vehicle Inspection Organization

6

National Agency for Automobile and Land Transport Technology
国土交通省 自動車検査センター

【参考】OBD検査の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。
(なお、プレ運用期間中に実施するOBD検査の結果は、車検の可否には影響しません。)

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 <small>(排出ガス発散防止装置)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・警告灯を点灯させるための信号(MIL信号)が出力されているもの ・1つもレディネスコード(故障診断の前提条件が成立していることを示すコード)が記録されていないもの ・当該装置に係る特定DTC(OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード)が1つ以上記録されているもの ・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 <small>(排出ガス発散防止装置以外の装置)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

Light Motor Vehicle Inspection Organization
7

8,直前及び側方の視界にかかる基準が変更になります

自動車技術総合機構からのお知らせ

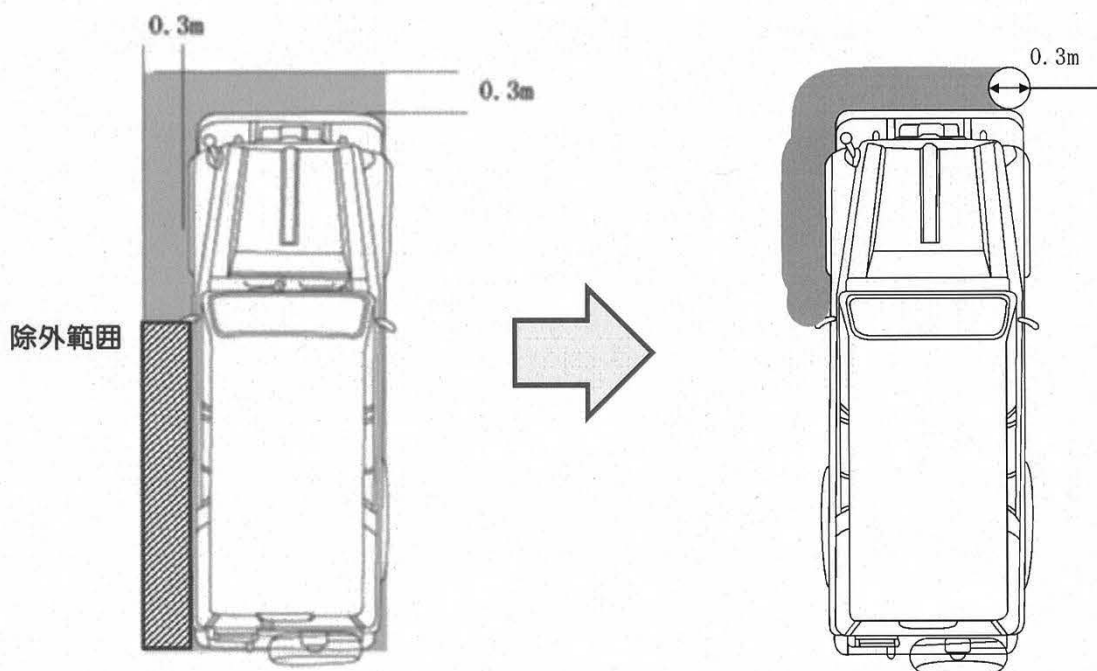
令和5年8月1日

直前及び側方の視界にかかる 基準が変更になります

令和5年9月1日から、乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車について、直前及び側方の視界にかかる基準が以下のとおり変更になります。

◆視認により確認する場合の範囲が変更

車室外に備えられた7-106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より後方の範囲が除外となります。



◆検知装置（ソナー等）の使用が可能

検知装置を使用する場合は、UN R166に適合するものでなければなりません。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和6年8月31日

前照灯の補修方法に関する 不適切な補修の追加について

令和5年9月1日から、前照灯の補修方法に関して不適切なものが以下のとおり明確化されたため、お知らせいたします。

【不適合となるものの例】

前照灯の光度や光軸を適合させるために、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープを貼付しているもの。

(例) 経年劣化によるレンズ面のくもりを除去するために、レンズ面に油脂類を塗布する。

【東北検査部の対応】

前照灯のレンズ面に対して塗布物が付着しているもの（乾燥等により固形化しているものを除く。）や粘着テープ類が貼付されているものについては、受検者の皆様に取り除いていただくこととし、除去が完了するまで前照灯の審査を行いません。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

10.検査を行う際の注意事項

コース入場可能車両寸法

	全高	全幅	ホイールベース	軸重	△注意△
1 コース	3. 0 m	2. 1 m	※1	2 t	①
2 コース			1. 8 m		
3 コース			3. 2 m		
4 コース	3. 8 m	2. 5 m	※2	10 t	②
5 コース					

独立行政法人自動車技術総合機構 東北検査部

△注意△

- ① オートライト、衝突被害軽減ブレーキ等を解除することが困難な車両は3コースへ入場して下さい。

- ※1 ホイールベースが3. 2mを超える車両は4コースへ入場して下さい。
(ベンツVクラス、タンドラ、グランエース等)

ご不明な点がございましたら、検査官までお問い合わせ下さい。

⚠注意⚠

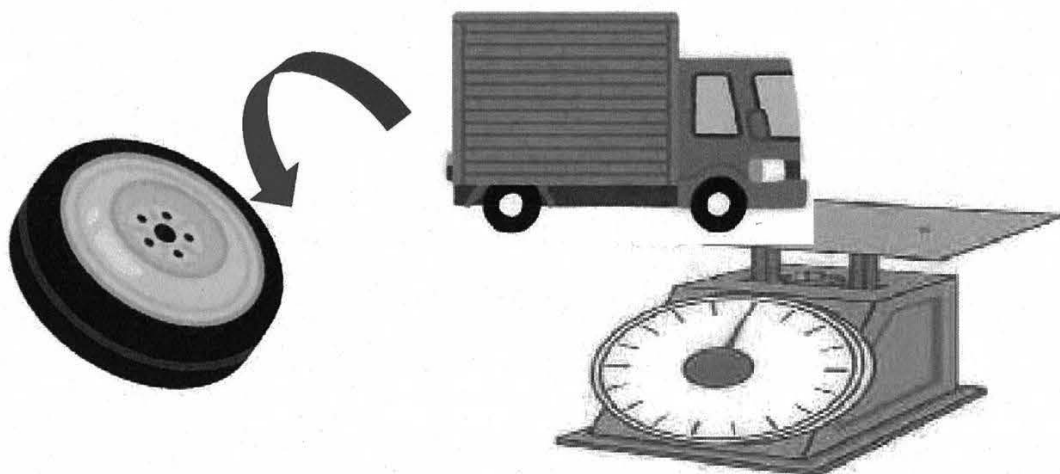
- ② フルタイム4WD車、トラクションコントロール解除ができない車両は1、2、3コースで受検して下さい。
(ホイールベースが3.2mを超える車両を除く)

車検場内に入場できない車両は事前に
検査官までお問い合わせ下さい。

- ※2 ホイールベースが3.2mを超える車両は
4コースへ入場して下さい。
当該コースでスピードメータ検査が実施できない
場合は計測コースで検査します。

ご不明な点がございましたら、検査官まで
お問い合わせ下さい。

**重量測定時は
スペアタイヤを下ろして下さい**



検査場を利用する皆様へ

**下回りピット開口部への
タイヤ脱輪注意**



**タイヤが乗り上がった場合、前後移動せずに
車両に乗ったままお待ち下さい。
検査官の指示に従って下さい。**



独立行政法人自動車技術総合機構

11,車検手続きのデジタル化のお知らせ

車検手続きのデジタル化のお知らせ

令和5年1月1日より

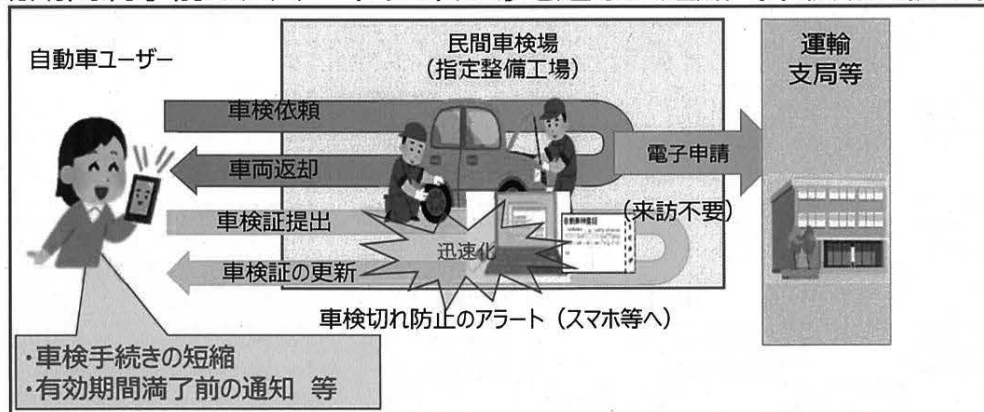
概要

- 令和5年1月以降、車検証電子化等の車検手続きのDX化を推進し、ユーザーの利便性を向上します。
- DX化の推進に伴い、令和5年1月1日より、自動車の検査の際に、国及び軽自動車検査協会に支払う法定手数料が変更されます。(手数料額：裏面)

<具体的な利便性向上策>

○自動車検査証の電子化

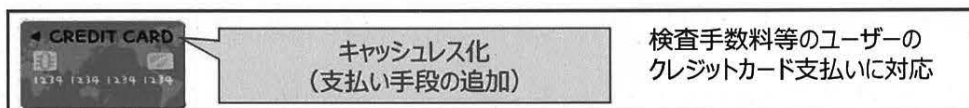
- 民間車検場における車検手続きの短縮
- 車検有効期間満了前のスマートフォン等を通じた通知(車検切れ防止)



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉令和6年1月1日

○キャッシュレス化

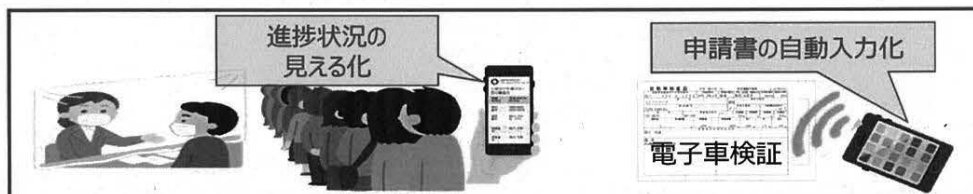
- 検査手数料や自動車重量税のクレジットカード納付



開始時期：〈登録自動車〉令和5年1月1日、〈軽自動車〉準備整い次第

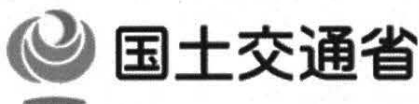
○その他の利便性向上策

- スマートフォン等を通じた車検手続きの進捗状況の見える化
- 電子車検証を利用した申請書の自動入力化



開始時期：〈登録自動車・軽自動車〉準備整い次第

お問い合わせは、お近くの運輸支局等又は軽自動車検査協会まで



令和5年1月1日以降の手数料額 新旧表

新規検査・予備検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
完成検査終了証の提出※							
普通自動車	1,200円 (oss) 1,000円	400円	1,600円 (oss) 1,400円	1,500円 (oss) 1,300円	400円	1,900円 (oss) 1,700円	
小型自動車	1,100円		1,100円	1,400円		1,400円	
小型自動車（二輪）	1,200円 (oss) 1,000円	—	1,200円 (oss) 1,000円	1,500円 (oss) 1,300円	—	1,500円 (oss) 1,300円	
大型特殊自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円 (oss) 1,300円	400円	1,900円 (oss) 1,700円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,500円 (oss) 1,300円	400円	1,900円 (oss) 1,700円	
持込検査							
普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円	
小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円	
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円	
保安基準適合証（限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む）の提出							
普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,700円	
小型自動車		—	1,100円		—	1,300円	
小型自動車（二輪）		—	1,100円		—	1,300円	
大型特殊自動車		400円	1,500円		400円	1,700円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,300円	400円	1,700円	
限定自動車検査証での持込検査							
普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
小型自動車（二輪）		900円	1,300円		900円	1,400円	
大型特殊自動車		1,200円	400円		1,600円	1,400円	400円
軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
※新規検査のみ。							
継続検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
持込検査							
普通自動車	400円	1,800円	2,200円	500円	1,800円	2,300円	
小型自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
小型自動車（二輪）		1,300円	1,700円		1,300円	1,800円	
大型特殊自動車		1,400円	1,800円		1,400円	1,900円	
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,800円	400円	2,200円	
保安基準適合証の提出							
普通自動車	1,200円 (oss) 1,000円	400円	1,600円 (oss) 1,400円	1,400円 (oss) 1,200円	400円	1,800円 (oss) 1,600円	
小型自動車	1,100円		1,100円	1,200円		1,200円	
小型自動車（二輪）	1,200円 (oss) 1,000円	—	1,200円 (oss) 1,000円	1,400円 (oss) 1,200円	—	1,400円 (oss) 1,200円	
大型特殊自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円 (oss) 1,200円	400円	1,800円 (oss) 1,600円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,400円 (oss) 1,200円	400円	1,800円 (oss) 1,600円	
限定自動車検査証での持込検査							
普通自動車	400円	1,300円	1,700円	500円	1,300円	1,800円	
小型自動車		900円	1,300円		900円	1,400円	
小型自動車（二輪）		900円	1,300円		900円	1,400円	
大型特殊自動車		1,200円	400円		1,600円	1,400円	400円
軽自動車	1,200円	400円	1,600円	1,400円	400円	1,800円	
限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出							
普通自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円	
小型自動車		—	1,100円		—	1,200円	
小型自動車（二輪）		—	1,100円		—	1,200円	
大型特殊自動車		400円	1,500円		400円	1,600円	
軽自動車	1,100円	400円	1,500円	1,200円	400円	1,600円	
構造等変更検査		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協	機構	合計額	国/軽検協	機構	合計額	
普通自動車	400円	2,100円	2,500円	500円	2,100円	2,600円	
小型自動車		2,000円	2,400円		2,000円	2,500円	
小型自動車（二輪）		1,600円	2,000円		1,600円	2,100円	
大型特殊自動車		1,700円	2,100円		1,700円	2,200円	
軽自動車	1,400円	400円	1,800円	1,900円	400円	2,300円	
その他		納付先・金額（現行）			納付先・金額（令和5年1月1日以降）		
手続きの種類	国/軽検協			国/軽検協			
自動車検査証再交付	300円			350円			

12, 令和4年5月より車検が通らない対象車の適用が拡大されます (タカタ製エアバッグリコール)

重要なお知らせ!!

タカタ製エアバッグリコールが
未実施のお客様へ

令和4年5月より
車検が通らない対象車の適用が拡大されます!

メーカー(五十音順)	既に適用済みの車種		令和4年5月より 適用される車種	令和6年5月より 適用される車種
	平成30年5月~	令和2年5月~		
アウディ		A3, A4 など10車種		2車種
いすゞ	コモ	1車種		
シトロエン		C3, DS3 など5車種	5車種	5車種
ジャガー・ランドローバー			ディスカバリースポーツ	4車種
SUBARU	インプレッサ, レガシィ		インプレッサ	
ゼネラルモーターズ				ソニック
ダイハツ	ミラ, ハイゼット など4車種	1車種		
トヨタ・レクサス	ヴォクシー, SC430 など25車種	17車種	23車種	1車種
日産	エクストレイル, フーガ など14車種	14車種	2車種	1車種
ビー・エム・ダブリュー	E46, 3シリーズ など11車種	2車種	50車種	60車種
フォルクスワーゲン		Up!, Polo など17車種	13車種	5車種
ホンダ	フィット, アコード など31車種	17車種	27車種	
マツダ	RX-8, アテンザ など5車種	2車種	4車種	1車種
三菱	ランサー, アイ など4車種	10車種	6車種	3車種
メルセデス・ベンツ		V350, ビアノ	1車種	



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization



ISUZU



SUBARU



CHEVROLET



DAIHATSU



TOYOTA



LEXUS



NISSAN

BMW



HONDA



MAZDA

MITSUBISHI MOTORS



そのままお乗りいただくと大変危険です。 一刻も早い改修をお願いします。



—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態



1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。



検索システム パソコン用URL

リコール情報検索アプリ

検索

<https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html>

スマホ・タブレット用アプリ

「リコール情報検索」アプリの紹介

国産自動車（乗用車・大型車）と国産二輪車について、車検証のQRコードを読み取ってリコールの対象になっているか確認できるツールです。



※検索システムは、海外メーカー車両には対応しておりませんので予めご了承ください。

リコール作業は車検とは別にお受けいただけます 早急にご用命ください

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカーお問い合わせ先とウェブサイトURL

自動車メーカー(五十音順)	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/input
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	【ジャガー】 0120-92-2772 【ランドローバー】 0120-92-2992	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantisジャパン株式会社【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
株式会社SUBARU	0120-052-215	https://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	【トヨタ】 0800-700-7700 【LEXUS】 0800-500-5577	https://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search https://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	【フォルクスワーゲン】 0120-509-300 【アウディ】 0120-598-119	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html https://www.audi.co.jp/jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jsforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myervice/recall/search/index.html

国土交通省 タカタ車検停止措置専用ダイヤル

タカタ車検停止措置特設ホームページ

0570-062-115



http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_003.html

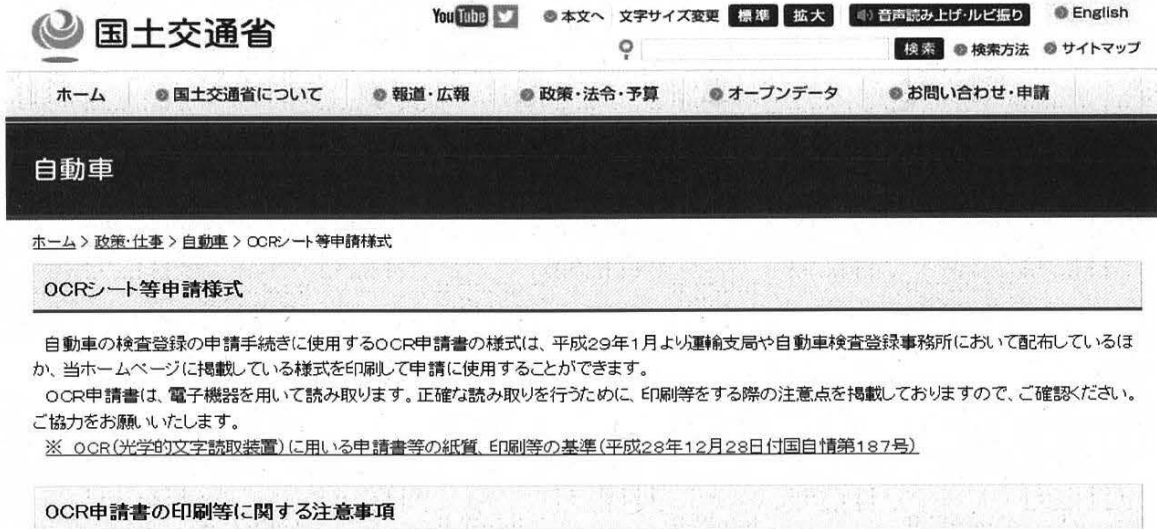
13. 窓口からのOCR記入時のお願い

窓口からのOCR記入時のお願い

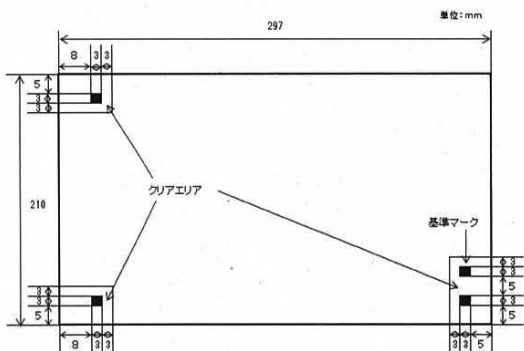
コピーしたOCRシートは、機械が読み取れません！

国土交通省のWEB上で公開しているOCR様式印刷サイトよりダウンロードするか、窓口にて配布しているものを使用してください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html



OCR申請書の印刷等に関する注意事項



OCRシートのイメージ	読取時のイメージ	読取除去後のイメージ	読取結果
			456
	文字枠はドロップアウトカ ラーのため、読取時は記 入文字のみになる	(ドロップアウトカ ラーのため)	切り出した領域エリアのイメージで 読取処理を行う
			1??
	文字枠は読取のため、 読取時は文字枠も読取	既定位置ファイルの位置情報に従 い読取を除去	読取除去の失敗や記入文字の 欠けが発生し、読取処理で認識や リジェクトになる

- 印刷色 様式の枠線や文字等の色は黒を使用してください。
- 裏面への印字 OCRの読み取り※に影響が出るため、裏面への印字やペン等による記入は一切しないでください。オフセット印刷又はレーザープリントしたものであることが必要です。インクジェットプリンタでの印刷は、印刷特性によりOCRの読み取りに影響が出るためご遠慮ください。
- 印刷方法 OCR申請書は電子機器で読み取りを行うため、OCR申請書をコピーしたものは、印刷のズレやかすれが発生する恐れがあり、読み取りに支障がでるため、申請には使用できません。
- 申請書のコピー 必ず、プリンタから直接印刷したものを使用してください。また、窓口等で配布しているOCR申請書も同様にコピーしたものは使用できませんのでご注意ください。
- 印刷時の設定 PDF印刷時の設定画面において、必ず、「実際のサイズ」を選択して印刷してください。

電子保安基準適合証におけるOCR申請書の留意事項

継続検査申請書 専用3書様式

①業務種別

②手数料

③有効期間

④用途

⑤船種

⑥船外

⑦制限解除

⑧NOx-PM

⑧自動車登録番号

○-7桁記入欄(7桁で入力して下さい)

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

(記入例) 運輸 □□-5555-55 □□234

⑨車台番号

○-7桁記入欄(7桁で入力して下さい)

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

(記入例) AB3-1234567

記入

⑩車台番号

○-7桁記入欄(7桁で入力して下さい)

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

⑪検査種別

⑫検査形態

⑬申請番号

⑭申請年月

⑮申請日

⑯検査日

⑰検査場所

⑱検査結果

申請人 (使用者)

氏名又は名称

住所

受検者

氏名又は名称

住所

運輸支局長 殿

運輸監理部長

平成 年 月 日

電子適合証で申請する場合は、し点を入れる。

電子適合証で申請する場合は、記入しない。

以下の書面に記載すべき事項が登録簿検印簿等に提供された場合はチェックして下さい。

電子保安適合証

継続検査に必要な書類等

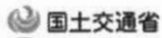
納税証 保険証 重量税 手数料 申請書 記録簿

14.重量税照会サービスについて

重量税照会サービスについて

登録車はこちら

参考URL <https://www.nextmvtl.mlit.go.jp/nextmvtl-web/>



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。


■ お知らせ お知らせ一覧へ >

【重要】	2022/03/23	【注意】Windows11等への対応について（利用環境）
【重要】	2021/11/16	【注意】Windows11への対応について
	2021/05/01	令和3年度税制改正対応のお知らせ
	2021/03/19	令和3年度税制改正対応時期について
【重要】	2020/08/12	9月16日（水）メンテナンス作業のお知らせ

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
〔ご利用可能時間 9:00～21:00〕

照会画面へ



Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

軽自動車はこちら

参考URL https://www.kei-nextmvtl.jp/kei_nextmvtl-web/



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。
「車台番号」・「検査予定日」を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■ お知らせ お知らせ一覧へ >


【重要】	2022/06/08	6月13日（月）メンテナンス作業のお知らせ
【重要】	2022/04/28	【注意】Windows11等への対応について（利用環境）
【重要】	2022/02/21	【注意】Windows11への対応について
【重要】	2021/04/01	令和3年度税制改正対応について
【重要】	2020/12/14	年末年始のサービス停止について

■ 次回自動車重量税額照会

次回自動車重量税額照会を行う場合は、「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。
〔ご利用可能時間 9:00～21:00〕

照会画面へ

登録車及び小型二輪車の「次回重量税額照会サービス」はこちら
<https://www.nextmvtl.mlit.go.jp>



QRコード

QRコード

振興会・商工組合関係

1, 検査対象軽自動車の自動車検査証の電子化について

検査対象軽自動車の自動車検査証の電子化について

令和6年1月～



1. 自動車検査証の電子化について



- 登録車において令和5年1月に先行して導入された自動車検査証の電子化について、軽自動車においては、令和6年1月から交付を開始します。
- 自動車検査証電子化後の自動車検査証(電子車検証)の券面には、継続検査、一部の変更記録申請等により電子車検証の券面記載事項の変更を伴わない基礎的情報を券面に記載することとなります。
- 電子車検証券面に記載がなく、ICタグのみに格納される情報にあっては、新たな電子車検証を発行することなく、ICタグ内の情報の書換えが可能となります。
 - ・ 券面記載事項に変更がある場合には、軽自動車検査協会事務所等において電子車検証の交付(発行)が必要。
 - ・ 記録等事務代行制度により委託を受けた代行者によるICタグ内の情報の書換えのみの場合は、軽自動車検査協会事務所等への出頭は不要となります。

電子車検証の券面に掲載されない事項

- 所有者の氏名・住所
 - 使用者の住所、使用の本拠の位置
 - 有効期間の満了する日
 - 備考欄の一部(牽引車情報など) 等
- ⇒ICタグに記録

自動車検査証 (紙)

軽自動車 580 あ 1234

日82W-123456

三番 DBA-1182W 3063 ガソリン 0.65 440 440

所有者 氏名又は名称 軽自動車 一部 みほん

住所 東京都港区虎ノ門1丁目1-1

使用の本拠の位置 使用用途に同じ

有効期間の満了する日 平成 33年 1月 4日

自動車検査証電子化前 (サイズ:A4)

自動車検査証 (電子)

純馬力 580 あ 4249

ABC-1234567

DBA-ABC DEF 440 440

4 みほん 1100 329 147 169

検査 太郎

ハイブリッド車、平成28年騒音M1A1A 73dB 3,750rpm (B) 4,875rpm

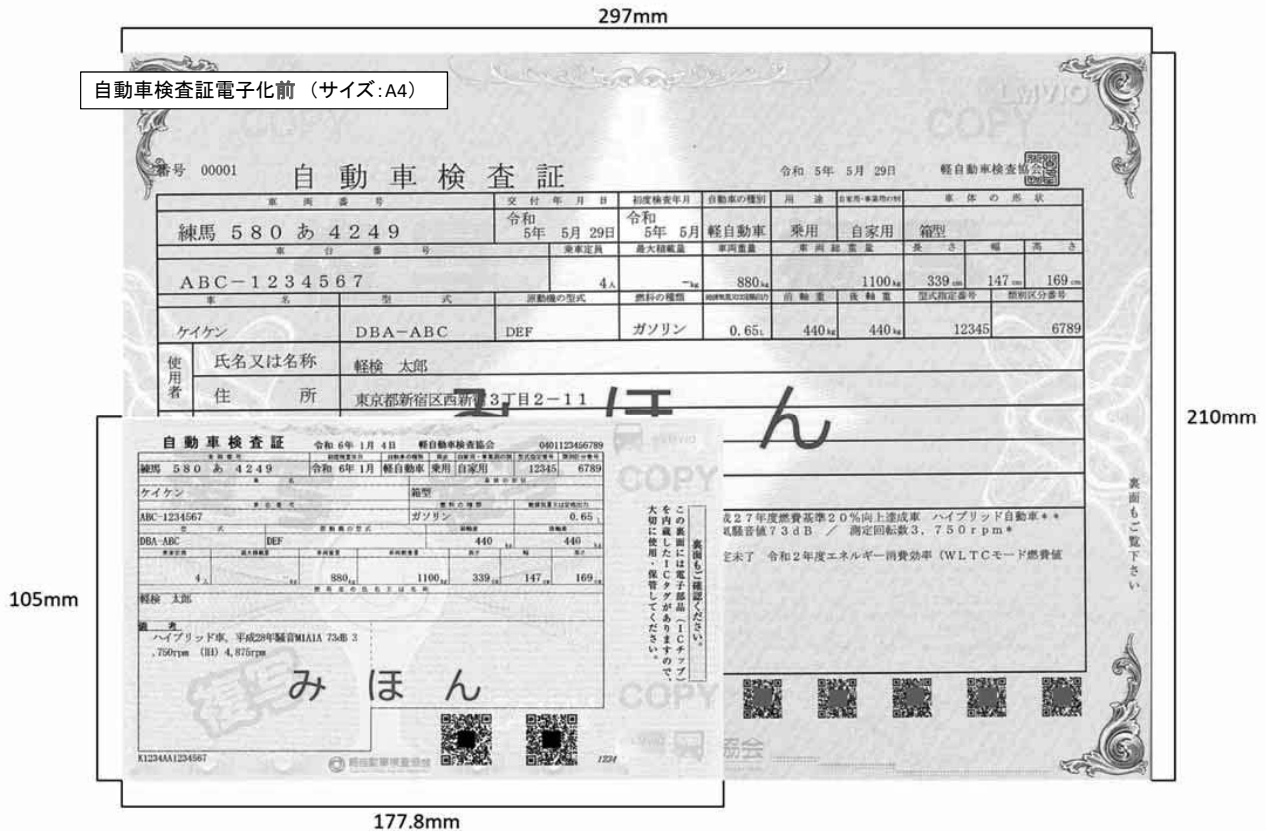
ICタグ

セキュリティコード 1234

自動車検査証電子化後 (サイズ:A6+ICタグ部分(105×177.8mm))

2. 自動車検査証のサイズについて

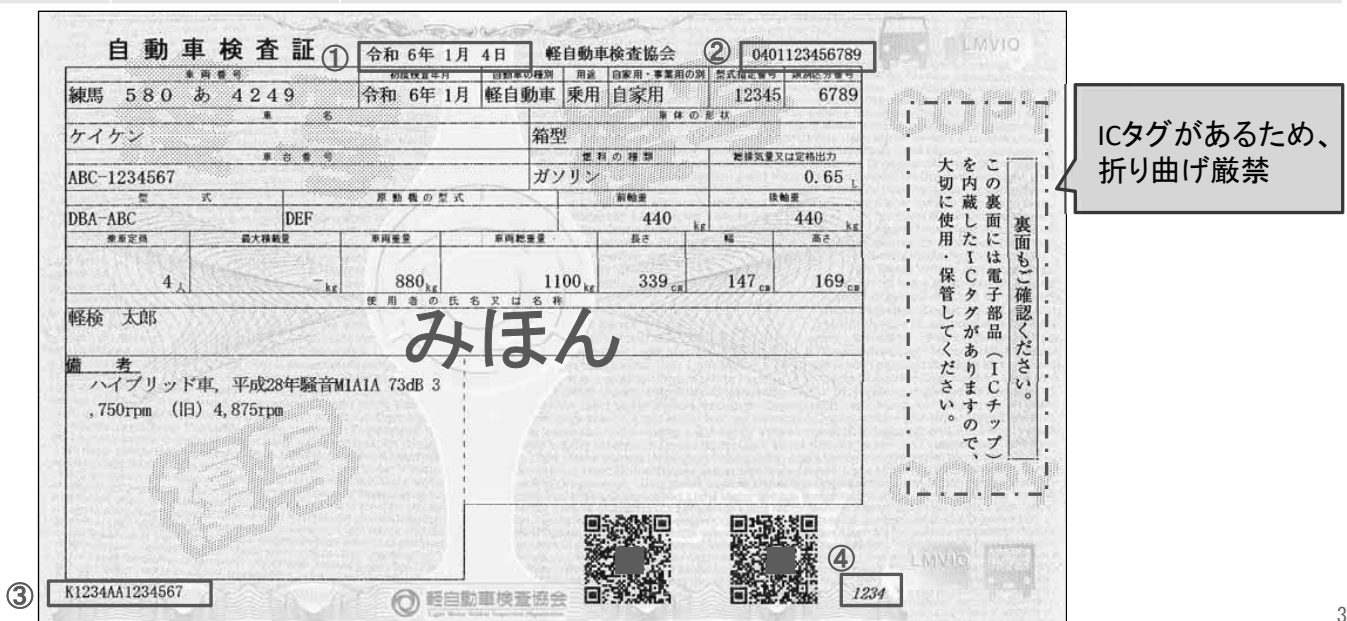
○ A4サイズであった紙の車検証から、電子車検証ではA6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したものになります。



2

3. 車検証券面記載の新規項目について

項番	名称	内容
①	電子車検証発行年月日	電子車検証を発行した日付が印字される(紙の車検証の時は検査記録日が印字)。
②	電子車検証管理番号	電子車検証ごとに付与される13桁の番号(登録車は12桁)。
③	車両ID	車両に対して初めて電子車検証が発行される際に付す14桁の固有の識別番号。(当協会がはじめて付与する車両の場合は先頭1文字目が「K」となる。登録車の場合は「T」。) 既存の車両にも、紙の車検証から電子車検証への切替え時に自動的に付与する。車両番号や所有者が変わっても車両を識別することが可能となる。
④	セキュリティコード	閲覧アプリ使用時に必要となる4桁の番号。



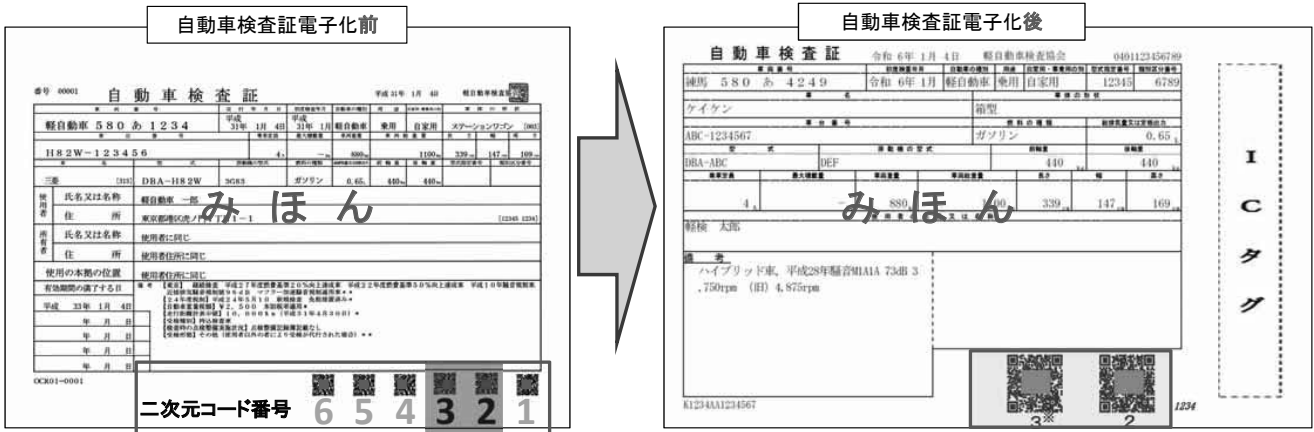
3

4. 電子車検証の券面に表示する二次元コードについて

- 電子車検証券面に変更がなく、ICタグ内の情報のみを書換える場合、電子車検証交付時に券面に表示した二次元コードの情報が最新の情報ではなくなり、ICタグ内の情報と二次元コード内の情報に乖離が生まれることから、書換えられる可能性がある情報に関しては、二次元コードに格納することができません。
- また、電子車検証^{*}のサイズおよび欄外印刷可能領域の小型化により、現状の自動車検査証欄外に表示している全ての二次元コードを表示することが困難となります。

上記を踏まえ、先行して導入している登録車の電子車検証券面に表示されている二次元コードと同等程度の情報が格納されたコード2及びコード3を車検証券面に表示することになります。

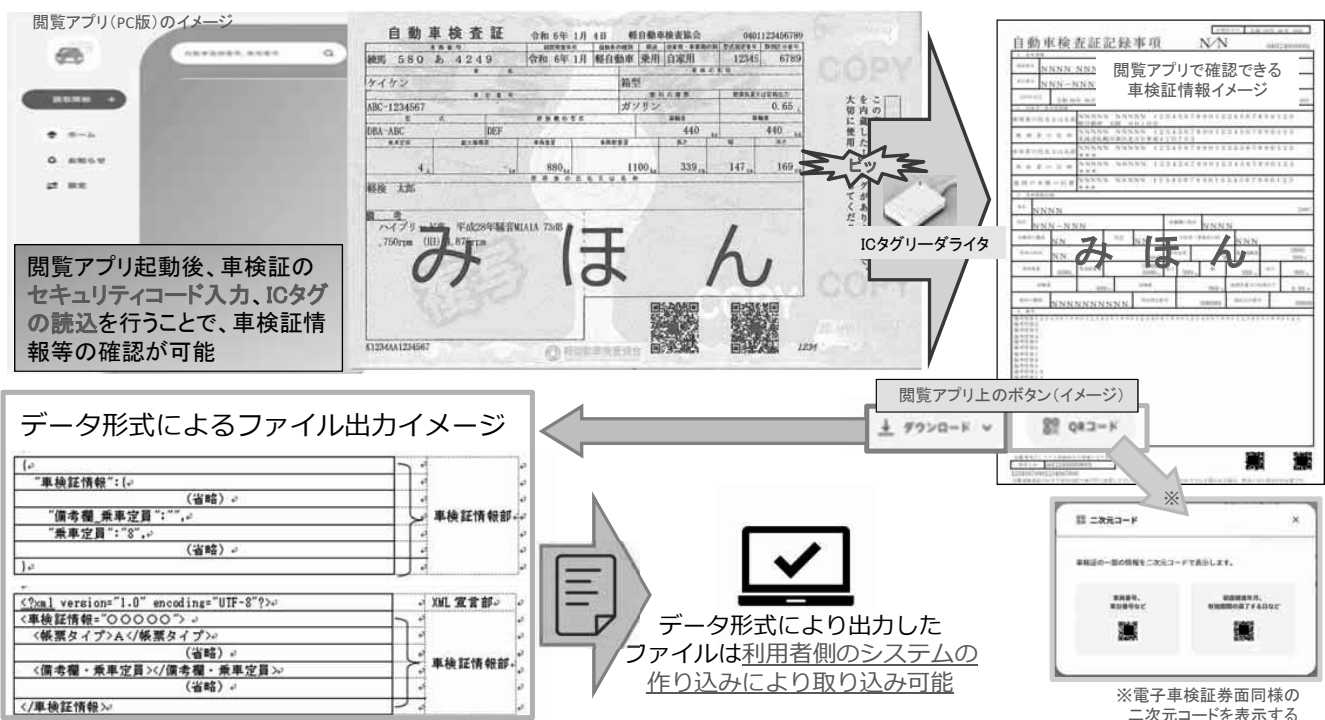
^{*}自動車検査証が対象。自動車検査証以外の証明書(例:自動車予備検査証etc...)は電子化対象外であり、コード3に一部の仕様変更が入る(次ページ以降に詳細記載)ものの、現行と同等の二次元コードを表示。



※コード3については、車検の有効期間満了日が格納されており、書換え対象情報となるため、ダミー値(999999)を設定します(登録車と同様の仕様)。ただし、自動車検査証以外の証明書はこれまで同様の値を設定します(変更なし)。詳細はスライド6に記載。

5. 車検証情報閲覧アプリについて

- 電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、車検証情報閲覧アプリを活用し、当該情報の確認が可能。なお、国土交通省が提供している閲覧アプリで令和6年1月から軽自動車の電子車検証の閲覧も可能となります。
- 車検証情報閲覧アプリでは、車検証情報の確認のほか、車検証情報のファイル出力(Json, XML, CSV, PDF形式)、電子車検証に出力されている情報と同等の二次元コードの出力、車検証情報以外の情報(リコール情報等)の確認が可能です。



データ形式により出力したファイルは利用者側のシステムの作り込みにより取り込み可能

※電子車検証券面同様の二次元コードを表示する






6. 令和6年1月以降の自動車検査証返納証明書について

- 「自動車検査証返納」後においては、閲覧アプリのオンラインによる閲覧が不可となります。新たに新規(中古)検査にて使用過程車両となる際等の情報連携の活用を可能とするため、返納証明書に車両のライフサイクルを通して不変となる「車両ID」を格納した新たな二次元コードの「コード7」を追加します。

番号 01462 **自動車検査証返納証明書** 令和 5年 6月 20日 軽自動車検査協会

車 検 号 数	交 付 年 月 日	初年度検査年月日	自動車の種類	用途	車検の種類	車 検 の 形 式			
岡山 581 あ 568	令和 5年 6月 20日	令和 5年 6月	軽自動車	乗用	自家用	箱型	[001]		
MH55S-20230620001		4	840	1060	339	147	165		
スズキ	[131] DAA-MH55S	R06A-WA05A	ガソリン	0.65	510	330	18451	0602	
使用者	氏名又は名称	軽検 太郎							
	住 所	岡山県久米郡美咲町高城 [33818 1565]							
所有者	氏名又は名称	使用者と同じ みほん							
	住 所	使用者住所と同じ							
使用の本拠の位置		使用者住所と同じ							
有効期間の満了する日		令和 5年 6月 19日							
<small>備考 【岡山】 返納 令和2年度燃費基準123%達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 ハイブリッド自動車** 平成28年騒音規制車 騒音カテゴリM1A1A / 近接抑々騒音値73dB / 固定回転数3,750rpm** (日基準過回転時固定回転数4,875rpm)** 令和12年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了 令和2年度エネルギー消費効率(WLTCモード燃費値) 算定未了**</small>									

OCR01-0313
K9467RE3418202


コード7       

6




7. 自動車検査証記録事項について

- 電子車検証のICタグの読み取り環境が普及するまでの当面の間(令和6年1月から3年程度の期間を予定)は、当協会窓口での電子車検証の「交付」又はICタグ内の情報の「書換え」時に「自動車検査証記録事項」帳票を交付します。
- 「自動車検査証記録事項」帳票には、電子車検証ICタグ内の情報が記載されます。
- 「自動車検査証記録事項」帳票は閲覧アプリからも出力可能となります。
- また、電子車検証同様に二次元コードのコード2およびコード3を印字します。

項番	名称
①	検査記録年月日
②	電子車検証管理番号
③	車両ID
④	二次元コード

自動車検査証記録事項 ①  ② 040230000026

車検番号	岡山 580 あ 3
車検番号	MH55S-123456789
交付年月日	令和 5年 1月 4日
初年度検査年月日	令和 5年 1月
有効期間の満了する日	令和 5年 1月 3日
使用者の氏名又は名称	軽検 太郎
所有者の住所	岡山県久米郡美咲町高城 [33818 1565]
所有者の氏名又は名称	使用者と同じ
所有者の住所	使用者住所と同じ
使用の本拠の位置	使用者住所と同じ
車検の種類	箱型
車種	スズキ
型式	DAA-MH55S
燃焼機形式	R06A-WA05A
自動車の種類	軽自動車
用途	乗用
車検の種類	箱型
燃焼機形式	ガソリン
型式検査番号	18451
燃焼機形式	0602

③  ④  

※検査記録事項のICタグはICタグに読み取り専用(読み取り専用)のICタグに書き換え(書き換え)されたICタグにのみ対応します。ICタグに書き換え(書き換え)されたICタグはICタグに書き換え(書き換え)されたICタグにのみ対応します。

7

2,令和4年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

令和5年1月23日

令和4年度 自動車特定整備業実態調査結果の概要について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

調査企画部 調査企画課

この度、令和4年度の自動車特定整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車整備業の現状および経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施しています。

2. 調査時点

令和4年6月30日現在。整備売上高については、令和3年7月1日から令和4年6月30日までに決算が終了した事業実績であり、会計年度では「令和3年度」実績となります。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車整備事業者（令和4年6月30日時点 91,711 事業場）の中から、2割を対象として調査を行いました。（有効回答率 45%）

令和4年度調査における総整備売上高は5兆7,388億円となり、前年度より1,878億円（3.4%）増と2年ぶりに増加しました。

なお、詳細は、4月に発刊予定の「令和4年度版 自動車整備白書」に掲載します。

（業態区分）

専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%を超える事業場

兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く）

ディーラー：自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場

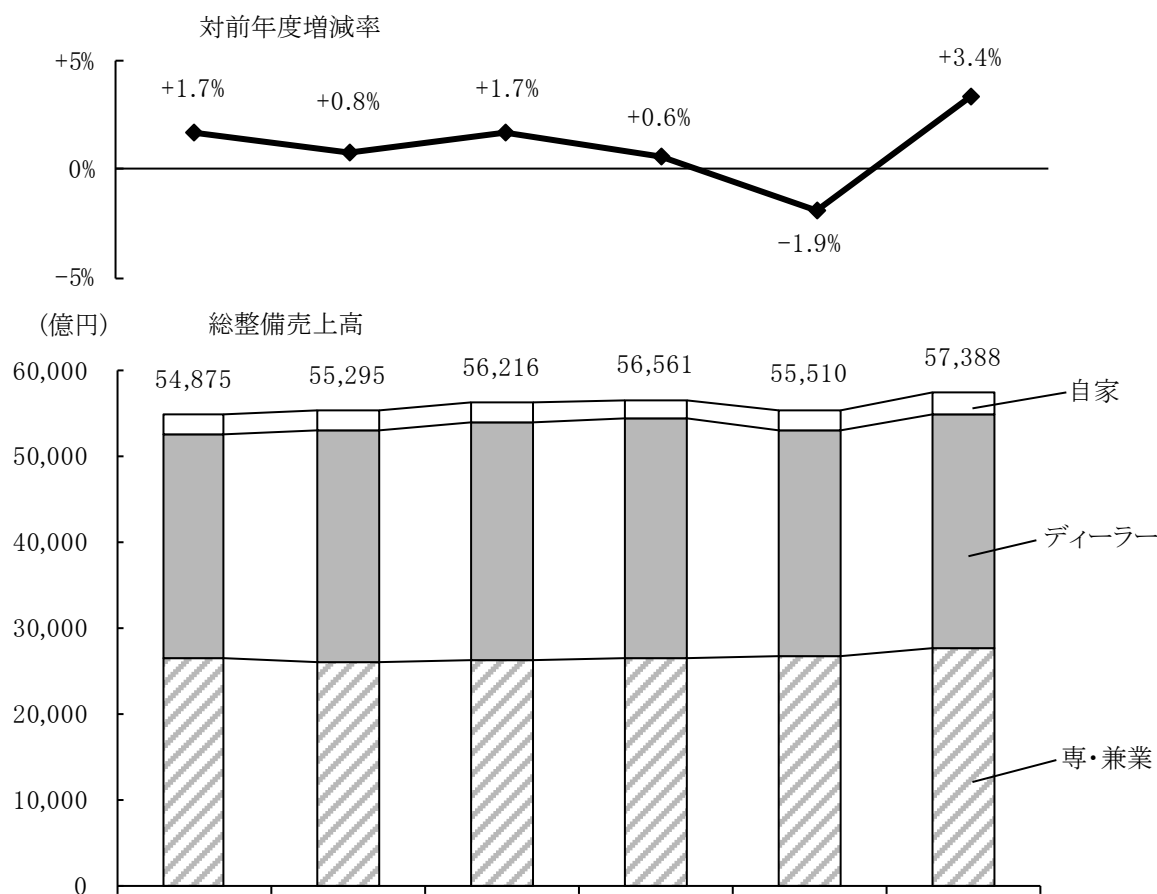
自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

直近6年間の総整備売上高の推移をみると、前年度は5年ぶりの減少となりましたが、令和4年度は増加に転じました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が920億円(3.4%)増、ディーラーが921億円(3.5%)増、自家が37億円(1.6%)増と、いずれも増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が2.6%増、「定期点検整備」が3.4%増、「事故整備」が4.0%増、「その他整備」が4.0%増と、いずれも増加しました。



調査年度 業態	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4-R3
専・兼業	26,558	26,077	26,274	26,650	26,757	27,677	+920
	+1.0%	-1.8%	+0.8%	+1.4%	+0.4%	+3.4%	
専業	19,947	19,364	19,444	19,854	20,144	21,146	+1,002
	+1.0%	-2.9%	+0.4%	+2.1%	+1.5%	+5.0%	
兼業	6,611	6,713	6,830	6,796	6,613	6,531	-82
	+1.2%	+1.5%	+1.7%	-0.5%	-2.7%	-1.2%	
ディーラー	26,147	26,927	27,672	27,749	26,419	27,340	+921
	+3.1%	+3.0%	+2.8%	+0.3%	-4.8%	+3.5%	
自家	2,170	2,291	2,270	2,162	2,334	2,371	+37
	-5.8%	+5.6%	-0.9%	-4.8%	+8.0%	+1.6%	
合計	54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	57,388	+1,878
	+1.7%	+0.8%	+1.7%	+0.6%	-1.9%	+3.4%	

(単位・億円)

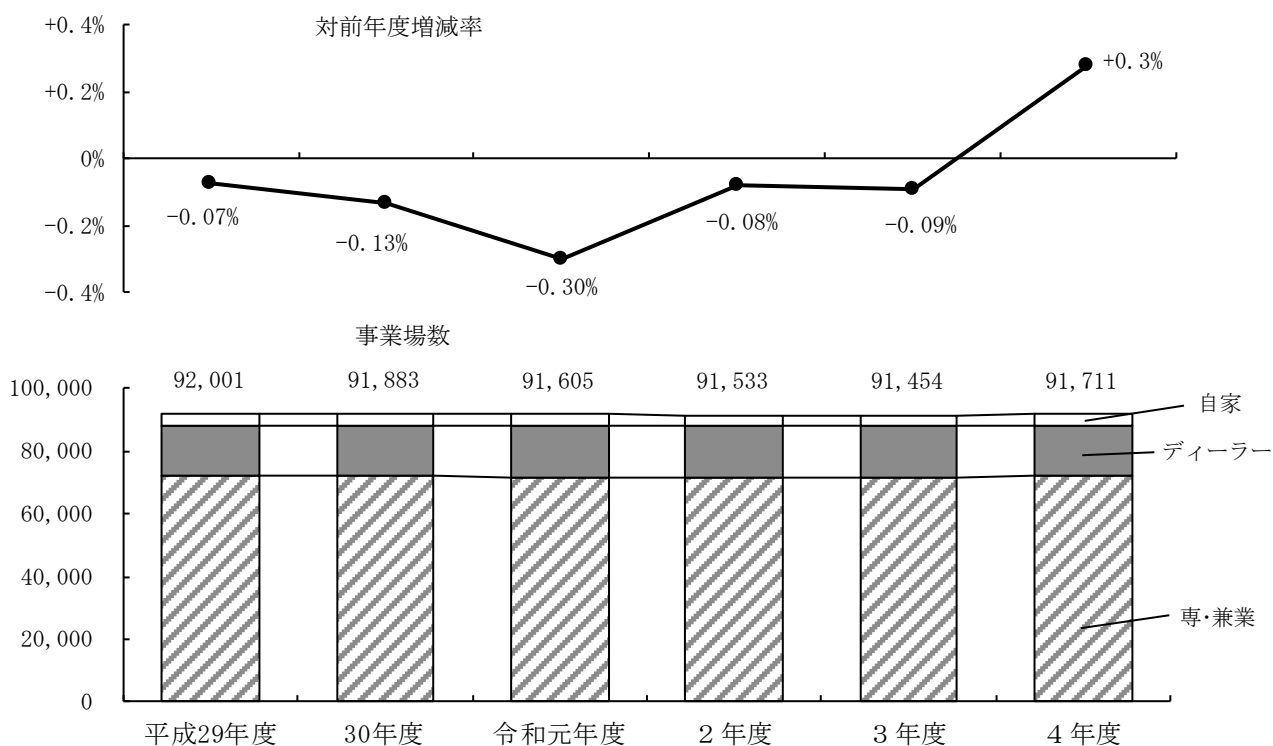
業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備				事故整備	その他整備	合計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 か 月	3 か 月	小 計				
専・兼業	売上高	8,527	4,466	12,993	599	160	405	1,164	4,975	8,545	27,677	
	増減額	+238	+219	+457	+23	+19	-18	+24	+24	+415	+920	
	増減比	+2.9%	+5.2%	+3.6%	+4.0%	+13.5%	-4.3%	+2.1%	+0.5%	+5.1%	+3.4%	
	専 業	売上高	6,111	3,806	9,917	423	127	359	909	3,891	6,429	21,146
		増減額	+269	+220	+489	+20	+26	-24	+22	+64	+427	+1,002
		増減比	+4.6%	+6.1%	+5.2%	+5.0%	+25.7%	-6.3%	+2.5%	+1.7%	+7.1%	+5.0%
	兼 業	売上高	2,416	660	3,076	176	33	46	255	1,084	2,116	6,531
		増減額	-31	-1	-32	+3	-7	+6	+2	-40	-12	-82
		増減比	-1.3%	-0.2%	-1.0%	+1.7%	-17.5%	+15.0%	+0.8%	-3.6%	-0.6%	-1.2%
ディーラー	売上高	7,847	1,586	9,433	2,379	410	246	3,035	4,675	10,197	27,340	
	増減額	+291	-184	+107	+107	+40	+8	+155	+422	+237	+921	
	増減比	+3.9%	-10.4%	+1.1%	+4.7%	+10.8%	+3.4%	+5.4%	+9.9%	+2.4%	+3.5%	
自家	売上高	728	318	1,046	64	4	38	106	393	826	2,371	
合計	売上高	17,102	6,370	23,472	3,042	574	689	4,305	10,043	19,568	57,388	
	増減額	+615	-14	+601	+155	+19	-33	+141	+384	+752	+1,878	
	増減比	+3.7%	-0.2%	+2.6%	+5.4%	+3.4%	-4.6%	+3.4%	+4.0%	+4.0%	+3.4%	

(単位・億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は 91,711 事業場で、前年度より 257 事業場(0.3%)増と 7 年ぶりに増加しました。

指定工場数は 30,104 事業場で、前年度と比較すると 21 事業場(0.07%)増加しました。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は 547,332 人で、前年度より 2,662 人(0.5%)増加しました。

(4) 整備要員数および整備士数

整備要員数は 399,619 人で、前年度とより 667 人(0.2%)増加しました。

整備士数は 331,681 人で、前年度より 2,638 人(0.8%)減少、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は 0.8 ポイント低下して 83.0%になりました。

(参考) 内数として、女性整備要員数は 19,237 人(632 人増)、女性整備士数は 10,489 人(441 人減)、整備要員数に占める女性整備要員数の割合は 4.8%、整備士数に占める女性整備士数の割合は 3.2%となっております。

(5) 整備要員 1 人当たり年間整備売上高

整備要員 1 人当たり年間整備売上高(自家を除く)は 14,433 千円で、前年度より 3.2%増加しています。

業態別では、専・兼業は 10,514 千円(3.2%増)、ディーラーは 23,180 千円(3.3%増)となりました。

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家を除く)は 46.7 歳で、前年度より 0.3 歳上昇しました。

(7) 整備要員平均年収

整備要員平均年収(自家を除く)は 4,044 千円、前年度と比較すると 57 千円(1.4%)増加しています。

自動車整備業の概要

項目	調査年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	R4/R3
	1. 総整備売上高 (億円)		54,875	55,295	56,216	56,561	55,510	57,388
	専・兼業 (比率、%)	26,558 (48.4)	26,077 (47.2)	26,274 (46.7)	26,650 (47.1)	26,757 (48.2)	27,677 (48.2)	103.4 %
	専業 (比率、%)	19,947 (36.3)	19,364 (35.0)	19,444 (34.6)	19,854 (35.1)	20,144 (36.3)	21,146 (36.8)	105.0 %
	兼業 (比率、%)	6,611 (12.0)	6,713 (12.1)	6,830 (12.1)	6,796 (12.0)	6,613 (11.9)	6,531 (11.4)	98.8 %
	ディーラー (比率、%)	26,147 (47.6)	26,927 (48.7)	27,672 (49.2)	27,749 (49.1)	26,419 (47.6)	27,340 (47.6)	103.5 %
	自家 (比率、%)	2,170 (4.0)	2,291 (4.1)	2,270 (4.0)	2,162 (3.8)	2,334 (4.2)	2,371 (4.1)	101.6 %
2. 企業数		73,083	73,018	72,845	72,523	72,214	72,370	100.2 %
3. 事業場(工場)数		92,001	91,883	91,605	91,533	91,454	91,711	100.3 %
	専・兼業	72,200	71,993	71,734	71,654	71,585	71,939	100.5 %
	専業	56,868	56,270	56,032	56,156	56,075	56,483	100.7 %
	兼業	15,332	15,723	15,702	15,498	15,510	15,456	99.7 %
	ディーラー	16,180	16,252	16,349	16,315	16,305	16,269	99.8 %
	自家	3,621	3,638	3,522	3,564	3,564	3,503	98.3 %
4. 指定工場数		29,983	30,075	30,087	30,085	30,083	30,104	100.1 %
5. 整備関係従業員数 (人)		534,279	535,418	536,493	539,086	544,670	547,332	100.5 %
6. 整備要員(工員)数 (人)		399,717	399,374	399,135	399,218	398,952	399,619	100.2 %
	うち整備士数 (人)	336,360	338,438	336,897	339,593	334,319	331,681	99.2 %
	整備士保有率 (%)	84.1	84.8	84.4	85.1	83.8	83.0	—
7. 1事業場当り整備要員数 (人)		4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	±0.0 人
8. 保有車両数 (3月末、千台)		81,260	81,563	81,789	81,850	82,078	82,175	100.1 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)		+ 0.7	+ 1.0	+ 1.5	+ 2.0	+ 2.0	+ 2.5	—
10. 整備要員 1人当たり 年間整備 売上高 (千円)	専・兼業	10,021	9,866	9,963	10,115	10,190	10,514	103.2 %
	専業	9,751	9,581	9,647	9,817	10,007	10,428	104.2 %
	兼業	10,929	10,794	10,982	11,097	10,790	10,801	100.1 %
	ディーラー	22,639	23,212	23,635	23,646	22,440	23,180	103.3 %
	平均(自家を除く)	13,850	13,936	14,166	14,284	13,981	14,433	103.2 %
11. 整備要員 平均年齢 (歳)	専・兼業	49.3	49.7	49.9	50.2	50.8	51.2	+0.4 歳
	専業	50.3	50.8	50.9	51.2	51.8	52.1	+0.3 歳
	兼業	46.1	46.3	46.8	47.0	47.7	48.0	+0.3 歳
	ディーラー	35.0	35.3	35.5	35.7	36.4	36.8	+0.4 歳
	平均(自家を除く)	45.0	45.3	45.5	45.7	46.4	46.7	+0.3 歳
12. 整備要員 平均年収 (千円)	専・兼業	3,573	3,582	3,622	3,653	3,674	3,703	100.8 %
	専業	3,523	3,539	3,571	3,604	3,624	3,646	100.6 %
	兼業	3,742	3,722	3,786	3,814	3,840	3,892	101.3 %
	ディーラー	4,569	4,661	4,606	4,660	4,685	4,805	102.6 %
	平均(自家を除く)	3,875	3,911	3,924	3,963	3,987	4,044	101.4 %

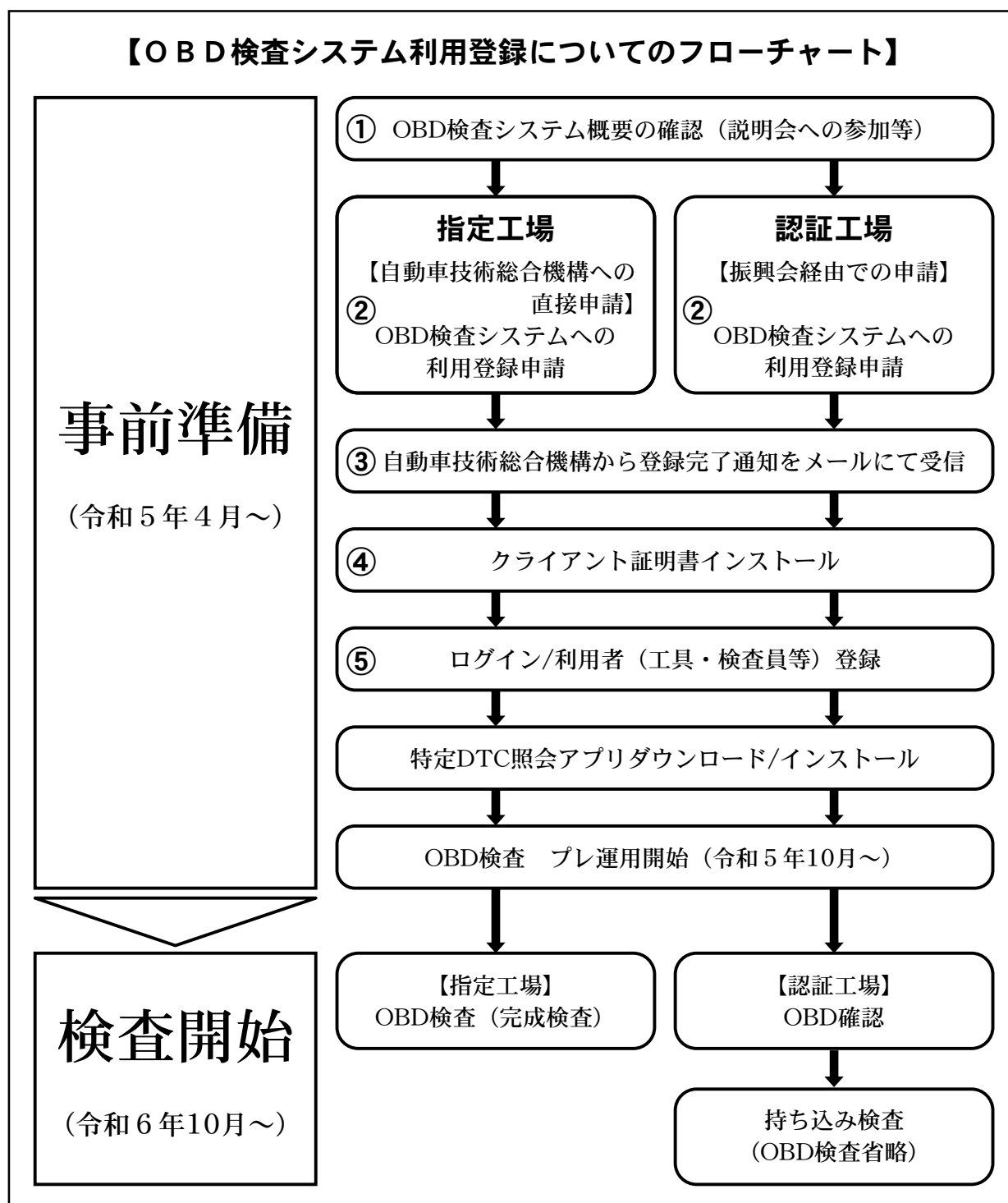
(注) 各項目の数値は、各年6月末現在のものである。ただし売上高は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
事業場数と指定工場数は国交省、保有車両数は自検協の集計により、その他は、各県自動車整備振興会の会員事業場に対する2割の抽出調査から、全体を推計している。

3, 令和6年10月開始（予定）のOBD検査についてのお知らせ

令和6年10月開始(予定)のOBD検査についてのお知らせ

令和6年10月より本格運用を予定しておりますOBD検査ですが、OBD検査システムを利用するにあたって事前準備が必要となっております。OBD検査システムの利用を検討されている方は、下図のフローチャートを参考に事前準備を進めていただきますようお願いいたします。（※指定工場(対象自動車が大形特殊自動車、小型二輪自動車のみ)の事業場は除く)の利用登録は必須です。認証工場の利用登録は任意ですが、持ち込み検査前にOBD検査の可否判定が出来ることとなりますので、是非利用登録下さい。）

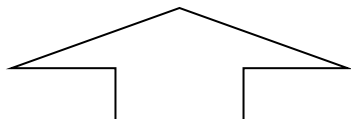
※指定工場で振興会経由申請を希望する方は指導部までご連絡をお願いします。



指定工場の皆様へ

ODB 検査システム登録完了報告のお願い

前項（P82） OBD 検査システム利用登録、フローチャート⑤のログイン/利用者（工員・検査員等）の登録が完了した事業者におかれましては、お手数ですが下の表にご記入の上、FAXにて送信をお願い致します。



振興会指導部行 FAX022-239-7525
O B D 検査システム登録完了報告

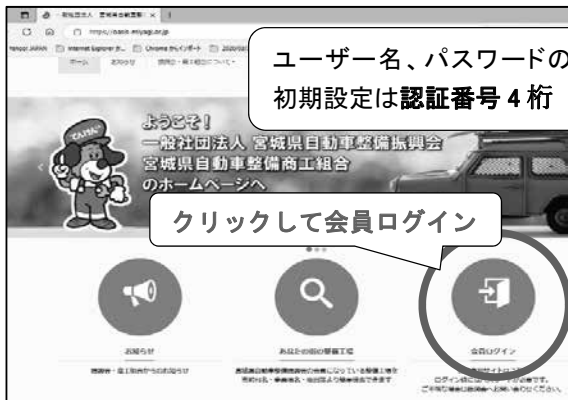
所属支部	支部		
認証番号	3 -	指定番号	3 -
事業場名			

OBD 検査システム利用登録申請(振興会一括申請)について

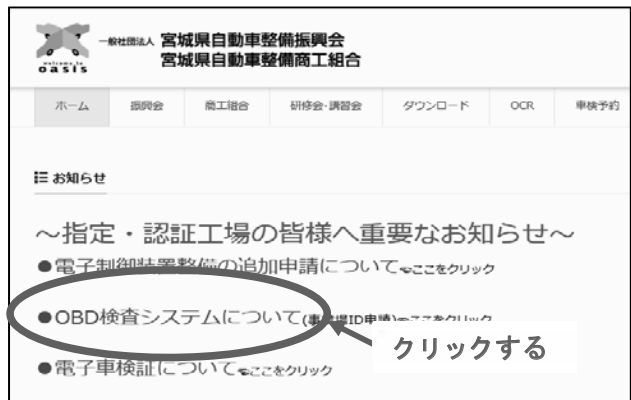
振興会 HP より申請して下さい。

HP アドレス <https://oasis-miyagi.or.jp>

①振興会 HP



②会員 TOP ページ



③OBD システム申請ページ

OBD検査システムについて

令和6年10月よりOBD検査が本格運用開始されますが、事前準備として『事業場ID申請』が必要となります。
※指定工場は、対象車種車検の際にOBD検査が必須となりますので、必ず申請して下さい。
※認証工場は、検査用スキャンツールを使用してOBD検査に相当する作業を行うことで、対象車種車検の際に検査場でのOBD検査を省略することが出来ます。

OBD検査システムの概要・流れ、直接Web申請はこちらから↓
OBD検査ポータルサイト <https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/>

振興会一括申請の方はこちらから申請して下さい。

振興会一括申請はこちらから↓

- ◆1事業場のみ(単独)の事業者の方はこちらから申請して下さい。
 - OBD検査システム一括申請【単独事業所】申請用【様式A】
- ◆2~3事業場(グループ)の登録が必要な事業者の方はこちらから申請して下さい。
 - ※4事業場以上の登録が必要な事業者は、直接Web申請をしていただくか振興会にご連絡下さい。
 - OBD検査システム一括申請【グループ事業所】申請用【様式B】

該当する方をクリックして入力シート画面に進む

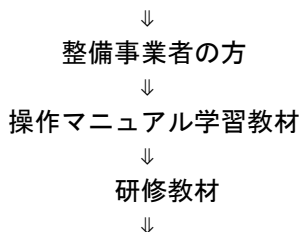
投稿カレンダー

18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	
← 8月						
2023年9月						

※振興会が実施する一括申請は利用登録申請までです。その後、1週間~1ヶ月程で利用登録申請したメールアドレスに自動車技術総合機構(運用管理センター)より登録完了メール(初回ログイン URL)とクライアント証明書用招待コード等が記載されたメールが届きますので、各事業場でクライアント証明書のインストールをして、初回ログイン URL よりログインと利用者登録を行って下さい。

登録の方法はOBD検査ポータルサイト <https://www.obd.naltec.go.jp/mainte/> をご覧ください。

「OBD検査ポータル」サイト



利用者管理システム操作方法 (2. 整備事業者向け研修資料)

※クライアント証明のインストール方法(手順)は34項~をご覧ください。

※当該システム操作方法でご不明な点等ございましたら、

『OBD検査コールセンター』(TEL: 0570-022-574) にお問合せ下さい。

単独事業場

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
宮城県自動車整備商工組合
【～ 入力シート～】

OBD検査システム一括申請【単独用】

OBD検査システムへの事業場登録について一括申請を依頼する為、下記の項目を入力し送信してください。

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

*** 必須の質問です**

事業場種別 *
申請する事業場の種別を選択してください。

選択

認証工場、又は指定工場を選択

統括管理責任者名
「統括管理責任者名」はチェックを付けなくて大丈夫です。

入力不可

入力不可はそのまま飛ばす

管理責任者名 *
管理責任者名を入力してください。
※OBD検査システム利用上の事業場における責任者を選定の上、入力してください。

回答を入力

OBD検査システム利用上の管理責任者

管理責任者メールアドレス(携帯アドレス不可) *
管理責任者のメールアドレス(携帯アドレス不可)を入力してください。

回答を入力

管理責任者または各種申請状況の通知等を受け取れるメールアドレスを入力

グループ管理者の名称
「グループ管理者の名称」はチェックを付けなくて大丈夫です。

入力不可

事業場の名称 *
「事業場の名称」を入力してください。

回答を入力

事業場の略称
(任意入力) 事業場の略称を入力してください。

回答を入力

上に続く

事業場の所在地 *
「事業場の所在地」を入力してください。
※県名から全て入力してください。

回答を入力

電話番号 *
事業場の電話番号を入力してください。
(例) 0123-0123-0123 ※ハイフン(-)を入れて全て半角で入力してください。

回答を入力

管轄運輸支局 *
管轄する運輸支局名にチェックを入れてください。

宮城

指定番号/認証番号 *
指定工場の方は指定番号、認証工場の方は認証番号を以下の例を参考にしてください。
(入力例)
【指定工場】 仙指第3-1234号⇒1234
【認証番号】 認証3-1234号⇒1234

回答を入力

送信 フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。
このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。不正行為の報告・利用規約・プライバシーポリシー

Google フォーム

グループ事業場

【～ 入力シート～】

OBD検査システム一括申請【グループ用】

OBD検査システムへの事業場登録について一括申請を依頼する為、下記の項目を入力し送信してください。
※グループ事業所3つまで一度に送信できます。それ以上の場合は、直接Webで申請してください。

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の箇所です

事業場種別*

申請する事業場の種別を選択してください。
* 統括する拠点（本社等）が認定・指定工場の場合は1. 認定工場 or 2. 指定工場を選択
* 統括する拠点（本社等）が認定・指定工場でない場合は3. グループのみを選択

選択

認定工場、指定工場、グループのみから選択

次へ

上を選択したら次へを押す

グループ管理者情報

「事業場種別」で、1. 認定工場 または、2. 指定工場 を選択した場合はこちら（統括する拠点(本社等)が整備事業場である場合）

統括管理責任者名*

各事業場のシステム上の管理を統括管理する責任者を決定の上、「統括管理責任者名」を入力して下さい。

回答を入力

OBD検査システム利用上のグループ統括管理責任者を入力

統括管理責任者メールアドレス(携帯アドレス不可)*

上記で選定した「統括管理責任者のメールアドレス」(携帯アドレス不可)を半角で入力してください。

回答を入力

統括管理責任者のメールアドレスを入力

管理責任者名*

OBDシステム利用上の管理を行う拠点に併設している事業場における管理責任者を決定の上、「管理責任者名」を入力してください。

回答を入力

OBD管理システム利用上の管理責任者を入力

管理責任者メールアドレス(携帯アドレス不可)*

上記で選定した事業場における「管理責任者のメールアドレス」(携帯アドレス不可)を半角で入力してください。

回答を入力

管理責任者または各種申請状況の通知等を受け取れるメールアドレスを入力

グループ管理者の名称*

事業者名称やグループ管理を行う統括エリア拠点の名称を入力してください。（統括管理責任者が在籍する拠点の名称）

回答を入力

事業者名等、グループ名を入力

事業場の名称*

OBDシステム利用上の管理を行う拠点に併設している事業場の名称を入力してください。

回答を入力

統括する事業者(本社等)に事業場がある場合は入力

事業場の略称

「事業場の略称」を入力してください。

回答を入力

上に続く

グループ管理者/事業場の住所*

各事業場のシステム利用上の管理を統括管理する拠点の所在地を入力してください。（統括管理責任者が在籍する拠点の所在地）
※標名から全て入力してください。

回答を入力

統括責任者が在籍する住所(本社等)を入力

電話番号*

「電話番号」を入力してください。
(例) 0123-0123-0123 ※ハイフン(-)を入れて全て半角で入力してください。

回答を入力

管轄運輸支局*

管轄する運輸支局名にチェックを入れてください。

宮城

指定番号/認証番号*

指定工場の方は指定番号、認証工場の方は認証番号を以下の例を参考に半角数字で入力してください。

【入力例】
【指定工場】 仙指第3-1234号⇒1234
【認証番号】 認証第3-1234号⇒1234

回答を入力

必要項目を入力したら次へを押す

戻る

次へ

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。不正行為の報告・利用規約・プライバシーポリシー

Google フォーム

一般社団法人 宮城県自動車整備振興会 宮城県自動車整備商

【～ 入力シート～】

各事業場を入力する

OBD検査システム一括申請【グループ用】

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

事業場情報②

統括する拠点(本社等)以外の事業場(営業所)の申請をしてください。
入力する事業場が無い場合は、入力せずに下までスクロールして【次へ】を押してください。

事業所②

事業場種別②

申請する事業場の種別を選択してください。
※統括する拠点（本社等）以外の事業場を入力してください。

選択

最後まで入力、又は下までスクロールして次へを押す

戻る

次へ

Google フォームでパスワードを記憶しないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。不正行為の報告・利用規約・プライバシーポリシー

Google フォーム

次の事業場がある場合は最後まで入力、無い場合は下までスクロールして送信を押す

4,自動車整備業賠償共済保険のご案内

整備受託車の補償

日整連 **加入資格** 各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

整備工場の安定的な経営のために 自動車整備業賠償共済保険 の加入をおすすめします。



ポイント 1 充実のPL保険付き!! **基本契約** PL保険

整備ミスによる納車後の事故は、対人・対物はもちろん、お車自体の損壊も補償! 再整備の場合も安心!

ポイント 2 運搬中の補償も充実!! **オプション契約** 車両賠償保険

運搬中のお車の損壊は、レッカー出動のみの時でも大丈夫! **運搬(レッカー)受託車賠償責任特約付**

ポイント 3 自然災害にも対応!! **オプション契約** 火災保険水災保険特約

台風、洪水、雪災、ひょう災などの自然災害から大切なお車を守ります。

基本契約

受託自動車保険(整備受託自動車保険特約)

車検で預かった車を納車に行く途中で、通行人をはねてしまい、死傷させた。

PL保険(生産物賠償責任保険)

ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させた。

施設賠償責任保険

工場の看板が外れて、通行人を直撃し、ケガをさせた。



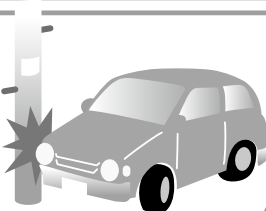
オプション契約

車両賠償保険 (自動車管理者賠償責任保険)

納車時、電柱に接触してお客様の車を破損させた。

火災保険水災保険特約

工場で保管中、洪水によりお客様の車が水没した。



自動車整備業を取り巻くリスク

保険始期は毎月1日です。補償内容は、「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレットをご参照ください。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご加入のしおり」をご覧ください。

お問い合わせは下記取扱窓口まで

<取扱代理店>一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済) TEL 03(3264)1511

B-18-0328-20190930

【お問い合わせ先】宮城県自動車整備商工組合 TEL022(236)3325

5, 「てんけん安心見舞金」制度のご案内

Check
Point!!

フロントガラス損壊見舞金つき

「てんけん安心見舞金」制度 のご案内

お客様の固定化
入庫誘導のための

販促品のご提案

飛び石等による

フロントガラスの損壊

が多発しています。



自動車保険の等級制度の改定により（平成24年10月）

車両盗難、落書き、飛び石などで車両保険等を使った場合、

翌年度 **等級据え置き ⇒ 1等級ダウンに**

結果、車両保険を使わずに自費で修理されるお客様が多く
見受けられます!!



そんなときに!!

日本自動車整備商工組合連合会

フロントガラス交換費用や保険料の増加など

お客様の負担軽減のために

フロントガラス損壊見舞金付き 『てんけん安心見舞金』制度

をご提案いたします。

《利用方法は》

本制度は納車時に※下記事項を記載してお客様にプレゼント証を発行するだけ!! ※車検・点検・オイル交換・新車又は中古車販売時等

*使用者名 *登録番号(車両番号) *点検実施日 *納車日時

プロの点検・整備は、お客様の安全を守ります。 D 018693-01

フロントガラス損壊見舞金つき

『てんけん安心見舞金』プレゼント証
(対象車両証書)

万が一のときは、本証をご持参のうえ、下記宛先までご連絡ください。

この度は愛車の点検・整備をご用命賜り誠にありがとうございました。
ここにお客様の交通安全を願って、てんけん安心見舞金制度(裏面参照)をプレゼントさせていただきました。
※内容をご確認後プレゼント証は大切に保管してください。

【ご注意】

1. 本証の有効期間は、納車日時から1年後(応答日)の午後12時までです。
2. 次の場合、プレゼント証は無効となりますのでご注意ください。
 - イ. プレゼント証に「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」、「点検整備等実施日」、「納車日時」、「発行事業場名」のいずれかひとつでも記載がないとき。
 - ロ. 見舞金対象車両について、他の有効なプレゼント証が複数あるとき。ただし、1枚は有効となります。(*1事故に対し、お見舞金は重複してお支払いいたしません)
 - ハ. プレゼント証に記載の「お客様ご芳名(使用者名)」、「自動車登録番号(車両番号)」が譲渡等により変更になったとき。

今回の点検・整備も弊社にご用命ください!!

お客様ご芳名(使用者名)	様
自動車登録番号(車両番号)	
点検整備等実施日	
平成 年 月 日	
納車日時	午前・午後
平成 年 月 日	時
発行事業場名	

プレゼント証が発行された自動車が、飛び石や落下物、飛来物により、
フロントガラスが損壊※し交換する場合

フロントガラス損壊見舞金 15,000円

をお客様の指定する口座へお支払します。



※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合は除きます。



さらに、フロントガラス損壊見舞金以外にも、プレゼント証が発行された
自動車に搭乗している「**運転者**」または「**同乗者**」が急激かつ偶然な外来
の事故で下記の事由に該当された場合、見舞金をお支払します。

【支払事由および見舞金額】

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
フロントガラス損壊	15,000円	プレゼント証が発行された自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院 10日～30日まで	50,000円	
入院 31日～60日まで	70,000円	
入院 61日以上	100,000円	
通院 14日以上	30,000円	

Check
Point!!

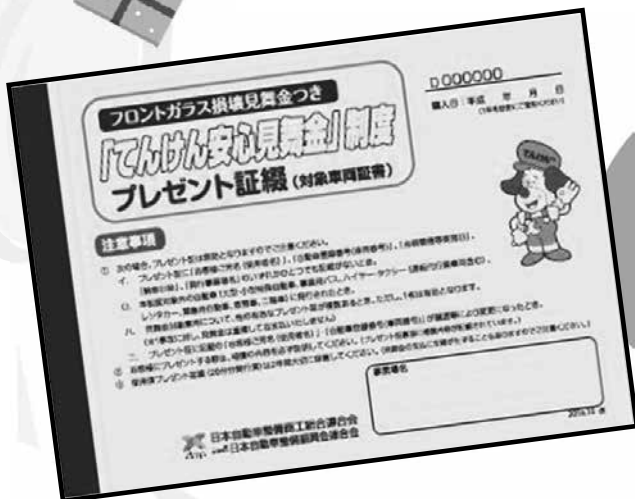
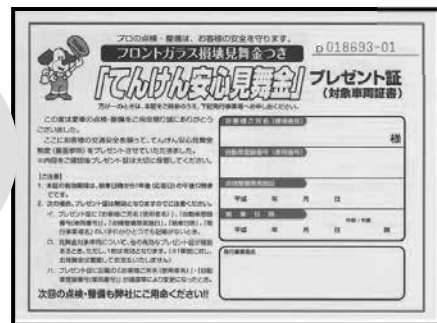
プレゼント証の有効期間 プレゼント証に記載の納車日時から**1年間**です。

プレゼント証の有効期間は**1年間**となります。
”定期点検の入庫促進”に最適です！



【貴社のご負担額】

プレゼント証
1台あたり 150円



プレゼント証綴り
1冊20台分 3,000円

安価な金額でお客様へプレゼントできます。

お客様の固定化に、是非ご活用ください。

制度の詳細は、パンフレットをご覧ください。



【お問い合わせは】

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325

6, ETCセットアップ店 新規募集のご案内



ETCセットアップ店 新規募集のご案内

ETCセットアップ店になると、車載器販売から取り付け、セットアップまでをワンストップで実施できるようになります！

■ セットアップ店のメリット

- ・セットアップ手数料収入
- ・車載器の販売利益
- ・車載器の取り付け工賃収入



■ セットアップ店の要件

- ・セットアップ業務を自ら行うこと
- ・車載器の販売又は取り付けが行えること
- ・インターネット接続が可能なPCを保有していること
- ・経営内容が健全で、「法人」であること

■ 諸費用

諸費用		金額（税別）	内 訳
初回のみ	保証金（非課税）	27,000 円	保証金（非課税）10,000 円 *セットアップ店廃止時には返金致します。
	開業時セット		開業時セット 7,000 円
	初期設定費用		初期設定費用 10,000 円
1年ごと	貸与機器使用料	24,000 円	貸与機器使用料 22,000 円
	Webセキュリティ管理費		Webセキュリティ管理費 2,000 円
1月ごと	ETC 識別情報発行基本料金	ETC：300 円、ETC2.0：600 円 *どちらかいずれかの請求となります。未実施の月は請求いたしません。	

■ 識別情報発行料（税別）

セットアップ 1件ごと	ETC 識別情報発行料	550 円
	ETC2.0 識別情報発行料	1,020 円

【お問合せ先】

宮城県自動車整備商工組合 TEL 022-236-3325

7, 売掛未収金回収制度のご案内

売掛未収金でお困りではありませんか？

売掛未収金回収制度のご案内

- ◎ お客様が車検代金や修理代金を払ってくれない・・・
- ◎ 電話や郵送で何度も請求するのが大変・・・

そんな皆様の悩みを、債権回収専門の弁護士事務所との提携で力強く支援いたします！（提携先：弁護士法人 東新宿綜合法律事務所）

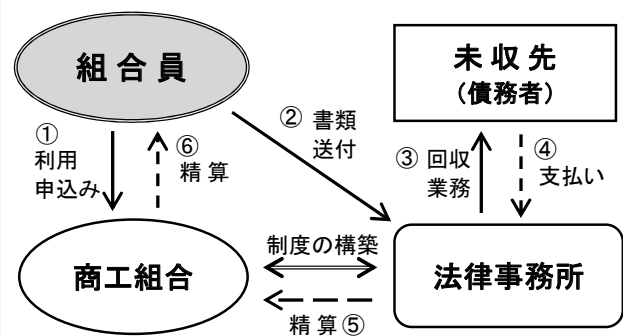
● 回収専門の弁護士事務所が、組合員の皆様に代わり未収金の回収を行いますので、本来の業務に集中できます！

● 完全成功報酬制ですので、事前の費用負担はありません！
回収後は、回収金から業務委託手数料30%＋消費税を差し引いてお支払いいたします。

* 法律事務所：業務委託手数料25%＋消費税
商工組合：制度運用経費5%＋消費税

● 車検・整備代金、車の販売代金等、法的に請求可能な1,000円以上の幅広い債権に対応いたします！

< 制度の概要 >



- 利用申し込み先
宮城県自動車整備商工組合
- 売掛未収金の回収依頼先(関係書類送付先)
弁護士法人 東新宿綜合法律事務所
- 回収金の精算
回収の翌月末に商工組合からお振り込みします
* 振り込み手数料は組合員のご負担となります

○ 売掛未収金回収制度の利用申し込みは、下記事項をご記入の上、商工組合までFAXして下さい。

FAX 022-236-3347

認証番号	3 -	支部	
事業場名			
電話番号		ご担当者名	

宮城県自動車整備商工組合 保険課 TEL 022-236-3325

2017.9.1

8,クレジット決済取扱店のご案内



クレジット端末を 無料で設置

いたします!!



月額無料で
ランニングコストを
抑えられます!

据え置きタイプ



設置場所を
選ばず
どこでも決済!
店外利用可能!

モバイルタイプ

端末名称: JET-STANDARD (パナソニック製)
回線: インターネット回線 (有線 LAN)
端末本体費用: 130,130円 (税込) → **無償**
月額利用料金: 無償
ロール紙: 無償 (注文専用ダイヤルあり)
保守: 設置から4年間修理無償 (過失がない場合)

端末名称: JET-STANDARD MOVE5000 (Ingenico Japan製)
回線: 端末専用モバイル (LTE) 回線 (SIM)
端末本体費用: 88,100円 (税込) → **無償**
月額利用料金: 803円 (税込)
ロール紙: 無償 (注文専用ダイヤルあり)
保守: 設置から4年間修理無償 (過失がない場合)

決済対応可能ブランド

クレジット	日専連カード VISA MASTER				3.30% ※日専連カードは3.25%	導入しやすい 利用率を ご用意!!	
	JCB DINERS AMEX				4.25%		
電子マネー							3.30% ※QPは4.25%

お問合せは
宮城県自動車整備商工組合



022-236-3325

不 許
複 製

令和5年度
整備主任者法令研修資料

定価 1,500円 (税込)

発行所 一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
〒983-0034 仙台市宮城野区扇町四丁目1番32号
電 話 (022) 236-3322(代)
FAX (022) 236-3324

印刷所 本田印刷株式会社
〒984-0011 仙台市若林区六丁の目西町3-5
電 話 (022) 288-5231



welcome to
oasis